

## 牛トレーサビリティ制度実施の手引き（生産・と畜段階）について

本手引きは、平成15年12月1日の法施行（注参照）にあたり、牛の出生からとさつまでの生産・と畜段階において、12万戸を超える酪農家・肉用牛農家等管理者及びと畜・解体を行うと畜者による届出等を適正かつ円滑に進めるために、管理者等をサポートする国、都道府県、市町村、農協等関係団体の参考として作成したものです。

内容は、現状を踏まえたものであり、状況の変化等に応じて改訂・追加してまいります。

（注）牛がと畜・解体処理され、枝肉、部分肉、精肉等として流通する流通段階にかかる部分の法施行は、平成16年12月1日からとなります。

〔お問い合わせ先〕

農林水産省消費・安全局衛生管理課牛トレーサビリティ監視班

担当：磯貝、田中、池田（内線：3211～3213）

# 牛トレーサビリティ制度実施の手引き (生産・と畜段階)

平成15年9月

未定稿

(H15.11.27一部改訂)

農林水産省消費・安全局衛生管理課  
(牛トレーサビリティ監視班)

農林水産省生産局畜産部畜産振興課  
(個体識別システム活用班)

農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課  
(食肉流通班・素畜価格流通班)

独立行政法人家畜改良センター個体識別部

## 目 次

### はじめに

- 1 牛トレーサビリティ制度とその目的 . . . . . 1
- 2 本手引きの位置づけ等 . . . . . 3

### 牛トレーサビリティ制度を円滑に進めるための業務について

- 1 業務の実施体制について . . . . . 7
- 2 制度の周知徹底と普及啓発について . . . . . 8
- 3 管理者が行う既存牛の再届出について . . . . . 8
- 4 管理者等が行う各種届出等について
  - 4 - 1 耳標の装着と出生の届出 . . . . . 18
  - 4 - 2 輸入及び輸出の届出 . . . . . 24
  - 4 - 3 耳標の取り外しの禁止等 . . . . . 27
  - 4 - 4 死亡の届出 . . . . . 28
  - 4 - 5 譲渡し等及び譲受け等の届出 . . . . . 30
  - 4 - 6 個体識別台帳記録事項の公表及び変更の届出 . . . . . 33
- 5 管理者が行う届出の農協等による一括報告について . . . . . 34
- 6 と畜者が行うとさつの届出について . . . . . 35
- 7 その他 . . . . . 40

- 管理者以外のマスタ登録について . . . . . 44

### 参考資料 . . . . . 47

- 1 説明参考資料
- 2 業務補足資料
- 3 牛個体識別全国データベース修正請求書及び飼養地情報開示方法通知書
- 4 と畜場リスト
- 5 家畜市場リスト
- 6 農協リスト

### (一部改訂等)

- H15.10.9 7への(2)追加等
- H15.11.27 2(2)への加筆及びエ追加、3(3)カへの加筆、4-1(1)及び(2)の修正、(3)イへの加筆及び補足追加、4-5(1)、4-6(1)(2)(3)、6(3)及び(4)への加筆、追加、1(参考3)の修正等

# 牛トレーサビリティ制度実施の手引き (生産・と畜段階)

## はじめに

### 1. 牛トレーサビリティ制度とその目的

#### (1) 牛トレーサビリティ制度の概要

牛トレーサビリティ制度とは、

- a) 1頭ごとの牛に、出生と同時に、生涯唯一の個体識別番号を付与し、その個体識別番号を印字した耳標を装着
- b) 牛の出生から死亡又はとさつまでの間の管理者や飼養施設の異動等の記録
- c) 枝肉から消費者に販売又は提供されるまでの間の牛肉への個体識別番号の表示による伝達と流通業者による売買等の記録

を行い、牛肉について、牛の出生までの履歴の追跡を可能とするものです。

a) b) の生きている牛にかかる生産段階については、一般に牛個体識別システム(2(2) 参照)とされています。

#### (2) 法制定の趣旨

平成13年9月にわが国で最初のBSE(牛海綿状脳症)が発生しました。BSEについては、他の家畜伝染病と比べ、潜伏期間が極めて長いため、患畜発生時において、同居牛や疑似患畜の特定にはその所在や異動履歴等の記録を過去に遡って確認することが必要になります。まん延防止措置を的確に実施するためには、牛1頭ごとに所在等の情報を一元管理し、患畜発生時に迅速に検索できるシステムを構築する必要があります。

また、牛肉については、BSEの発生により大きく減退した消費が未だ発生前の水準にまで回復しておらず、最近でも「全頭検査でも不安」という消費者が多数見られる実態にあり、酪農及び肉用牛生産の安定のためにも、牛肉に対する消費者の信頼をさらに高めることが重要となっています。

他方、BSEの発生により大きな社会的混乱を経験したヨーロッパでは、牛肉流通の透明性の確保により、牛肉に対する消費者の信頼を確保するため、2000年9月1日以降にと畜された牛肉について、個体識別番号等の表示が義務化されています。

このようなことから、牛の出生から死亡・とさつまでの個体情報を個体識別番号により一元的に管理するとともに、とさつ・解体処理された以降の牛肉について、消費に至る流通の各段階で個体識別番号等の表示を義務付けることによって、牛肉

の個体情報を確認できる仕組みを構築することが必要との趣旨から、「牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）（以下「法」という。）」が平成15年6月11日に公布され、牛の個体情報の伝達制度（以下「牛トレーサビリティ制度」といいます。）が実施されることとなりました。生産段階については、平成15年12月1日から法が施行され、実際に制度が実施されます。

なお、牛トレーサビリティ制度は、制度が円滑かつ適正に実施されることが重要であり、検査や罰則は、虚偽の報告が行われたり、必要な届出等が行われなかったりすることを防止するためのものであることは言うまでもありません。

### （3）牛トレーサビリティ制度に期待される効果

牛トレーサビリティ制度によって、法制定の趣旨のように、BSEをはじめとする各種疾病のまん延防止が図られるとともに、牛肉にかかる牛の情報が正確に伝達され、消費者等の牛肉に対する理解が深まり、牛肉の需要が増加することが期待されます。消費者からみれば、購入あるいは提供を受けた牛肉の生産履歴を遡及・追跡することが可能となることは、牛肉に対する大きな安心材料であると考えられます。

また、個体識別番号をキーとして、これまで別々の番号で管理されていた血統情報、泌乳や産肉等の能力情報、疾病や診療履歴等の様々な個体情報が統合され、その一体的な利用が可能となり、経営の高度化や牛の改良の促進が期待されます。さらに、個体識別を必要とする畜産関係団体の業務の効率化により、結果として生産者への団体のサービスの向上及び団体へ支払うコスト負担の低減等のメリットも期待されます。

加えて、牛個体の識別を必要とする制度及び補助事業の適正かつ効率的な執行が確保されることも大きな効果として期待されます。

### （4）これまでの牛個体識別にかかる取組

牛1頭ごとに生涯唯一の個体識別コードを付与し、そのコードを印字した耳標を装着する「個体識別システム」は、BSEを契機としたEU規則に基づきオランダ等がいち早く導入しました。オランダ等では、その結果、農家で発生するすべての個体情報が統合され、農家に対する支援業務や乳用牛の改良に大きな成果を上げてきました。そのため、BSE発生前から、国内の関係者より我が国での導入を要望する声があり、平成9年度から、モデル実施のための補助事業が開始されてきました。その後、平成13年9月のBSE発生を受け、10月より全頭を対象とした補助事業が開始され、平成14年6月までに、(社)家畜改良事業団、都道府県、都道府県団体、農協等の多大な尽力により、13万戸に及ぶ酪農家及び肉用牛農家等が飼養する450万頭の牛に耳標が装着されました。また、データベース化が図られ、

10月には個体識別情報の公表が開始されました。この間、平成14年7月に施行されたBSE特措法により努力義務となり、今回の制度化に至りました。

牛個体識別システムは、牛トレーサビリティ制度の生産・と畜段階に相当するものであり、法制定は、従来の個体識別システムをより確固たるものとしたところです。

なお、現行の家畜個体識別システムにおいても、BSEが発生した際に1日以内という短時間に同居牛の異動履歴が確定されたり、インターネットを通じた牛の生産履歴等の情報提供により、消費者の牛肉に対する安心感の醸成に寄与する等の効果が得られているところです。また、酪農家及び肉用牛農家の経営管理の高度化や個体識別を伴う制度・補助事業の効率的かつ適正な執行への活用が期待され検討が進められてきたところです。( 1参考1 )

## 2. 本手引きの位置づけ等

### (1) 本手引きの位置づけ

この手引きは、牛トレーサビリティ制度の実施にあたり、牛の出生からとさつまでの生産・と畜段階の牛の管理者による届出等を適正かつ円滑に進めることを目的に、国をはじめ都道府県、市町村、農協、畜産関係団体が、協力して取り組むための手引きです。

本制度の対象となる管理者にあたる飼養農家は10万戸を超え、さらに公共牧場等の飼養施設が数多く存在します。また、牛は日々異動しており、さらに、出生・とさつされています。関係機関の方々には、制度の円滑かつ適正な運用により、我が国の酪農及び肉用牛生産の安定と関連産業の発展を図るためには、関係機関の連携・協力が不可欠であることをご理解の上、本手引きを参考として業務の推進にあたられるようお願いいたします。

なお、平成16年12月1日より法が施行される、とさつ・解体された以降の枝肉から消費者への販売及び提供までの流通段階については、有識者による委員会等により、流通業者の対応の参考となる「ガイドライン」が別途作成されることとなっています。

### (2) 用語の定義と解説

#### 牛個体識別システム

1頭の牛ごとに重複することのない生涯唯一の個体識別番号で識別・管理するシステムのことです。

なお、従来は、「家畜個体識別システム」と呼んでいましたが、本制度は「牛」を対象とすること、牛以外の家畜を対象とする個体識別システムもあり得ることから、牛にかかる個体識別システムについては、「牛個体識別システム」と呼ぶことにします。

## 個体識別番号

牛の個体を識別するために、農林水産大臣が牛ごとに管理者（参照）に通知する10桁（末尾はチェックデジットです。）の番号です。

耳標では、農場での個体管理が容易となるよう下5桁のうち末尾を除く4桁の数字を大きくしてあります。

## 管理者

### ア 牛の管理者に該当する者

「管理者」とは、牛の所有者その他の牛を管理する者（当該牛の運送の委託を受けた運送業者を除く。）です。具体的には、以下の者が該当します。

（ア）牛の飼養者

（イ）共同哺育・育成センター、繁殖センター又は肥育センターの管理者

（ウ）牛の飼養を行う公共牧場の管理者

（エ）試験・研究機関

（オ）牛の飼養を行う教育機関

（カ）荷受業者（と畜場における牛のとさつ・解体を「と畜者」に委託することを請け負って牛の飼養者から牛の引渡しを受け、当該牛がとさつされるまでの間、当該牛を管理する者をいい、と畜場リスト（4）に記載されている者をいう。以下同じ。）

### イ 農協、家畜商等の取扱い

農協、家畜商等の家畜の売買若しくは交換又はあっせんの事業を営む者は、その事業を単独で営む限り、牛の飼養を行う主体として想定されないことから、一般的には「管理者」に該当しません。ただし、家畜商として事業を営むことに加え、牛を飼養あるいは一定期間を超えて預かる場合には、牛個体ごとに、「管理者」に該当するか、しないかを判断することになります（4-5（1）参照）。

なお、本制度における「管理者」に該当しない場合であっても、牛の取引に関わる情報は、牛の個体識別情報の正確性を確保する上で重要であることから、これまで同様に、改良センターに対する可能な限りの情報の提供を依頼していくとともに、譲受け先の管理者、譲渡し先の管理者に対し、それぞれの相手先の情報提供等を依頼していく必要があります。（注）

### ウ 家畜市場等の取扱い

家畜市場及び臨時市場（以下「家畜市場等」という。）は、家畜の売買又は交換のために開設される市場であって、その事業を単独で営む限り、牛の飼養を行う主体として想定されないことから、本制度における「管理者」には該当しません。しかしながら、家畜市場等における牛の売買または交換に関する情報については、牛個体識別台帳に記録されている牛の個体識別情報の正確性を確保する上で重要な情報であることから、（独）家畜改良センタ

ー（以下「改良センター」といいます。）に対する可能な限りの情報の提供を依頼していく必要があります。（注）

また、出荷者及び購入者双方とも、家畜市場等からの情報提供なしには、譲受け・譲渡しの届出の必要事項である「相手先」の把握が困難と考えられることから、それぞれに対する相手先の情報提供や、相手先にかわって家畜市場等を届け出る場合の情報提供等について協力を依頼していく必要があります。

#### エ その他と畜場に牛を出荷する者の取扱

自らが販売する牛肉を得るために、と畜場に牛を出荷する者で、農協、家畜商に該当しないいわゆる「肉屋さん等」についても、本制度における「管理者」には該当しません。また、基本的に、荷受業者又はと畜者の届出の際の譲受けの相手先としても不適切です。そのため、「肉屋さん等」には、購入先等を確認する必要があります。（当面の措置については 2(1)参照）

（注）農協、家畜商、家畜市場等については、基本的に、本制度における義務は課されないということであって、平成14年7月の「牛海綿状脳症対策特別措置法の施行について」（平成14年7月4日付け14生畜第2403号農林水産省生産局長通知）に基づき、本制度の円滑かつ適正な実施のため、引き続き情報提供等を求めるということです。

#### と畜者

法において、「と畜者」とは、「牛をとさつした者」と定義されており、牛をとさつ・解体して牛肉（枝肉）として他者に引き渡す工程を自らが行うものとして管理する者をいいます。

具体的には、と畜場を設置又は管理して、自らとさつ・解体業務を行う者、他者が設置又は管理すると畜場において、牛のとさつ・解体業務を自らが行うものとして実施している者（例えば、市の開設すると畜場で、牛を引き受けてとさつ・解体をしている企業組合）をいい、地方公共団体にあっても、このいずれかに該当すれば、「と畜者」となります。

このように、だれが牛のとさつ・解体から特定牛肉（枝肉）を他者に引き渡すまでの工程を自らの業務として管理しているかにより「と畜者」を判断することになりますが、この場合、次のことに留意してください。

#### ア 委託を受けてとさつ・解体業務を行う事業者の取扱

自らとさつ・解体業務を行うAが、Bに当該業務を委託する場合は、とさつ・解体の工程の管理責任を有するAが「と畜者」となります。

#### イ 食肉卸売市場等での牛を引き受け、とさつ・解体をする場合の取扱

A市の開設する食肉卸売市場において、荷受業者（B）が、牛を出荷者から引き受け、係留所で管理した後、同市場においてとさつ・解体を自らの事業とするCへ牛を引き渡し、とさつ・解体を委託する場合は、Cが「と畜者」



となります。この場合において、Bは牛の「管理者」であり、また、当該市場で、BがCから枝肉を引き受け、せりによって「販売」を行う場合（卸売業務を行う場合）は、Bは、法における「販売業者」ともなります。

ウ 同一施設でとさつから部分肉処理まで一貫して行う事業者の取扱

Aが、食肉センターで牛のとさつ・解体をした後、自ら枝肉を購入し、部分肉処理をして販売する場合、Aは、「と畜者」であるとともに、法における「販売業者」となります。しかしながら、Aが、枝肉を購入した他者からの委託のみにより部分肉処理を行っており、自ら販売行為を行わない場合は、Aは、「販売業者」ではありません。

## 牛トレーサビリティ制度を円滑に進めるための業務について

### 1. 業務の実施体制について

(1) 本制度は、消費者の牛肉に対する安心を確保し、もって畜産及び関連産業の発展等を図ることを目的とします。すなわち、制度が円滑かつ適正に運用されることによって、リスク管理と生産振興双方の目的が達成されると考えられます。リスク管理の面から行う立入検査や罰則も、虚偽の報告が行われたり、届出が行われなかったりすることを防止するためのものです。また、本制度により、個体識別番号に基づく情報の統合による情報の活用範囲の拡大・高度化や、補助事業の確実かつ適正な執行等が可能となることにより、畜産経営の利益が向上することも期待されます。

このため、農林水産省本省（以下「本省」と略します。）では、リスク管理を担当し制度を所管する消費・安全局衛生管理課（以下「衛生管理課」と略します。）と、畜産振興を担当する生産局畜産部畜産振興課及び食肉鶏卵課（以下それぞれ「畜産振興課」、「食肉鶏卵課」と略します。）が連携し、その他関係各課と協力して業務を進めます。（ 1 参考 2 ）

(2) 同様に、地方農政局にあっては、消費・安全部安全管理課（以下「農政局安全管理課」と略します。）と、生産経営流通部畜産課（以下「農政局畜産課」と略します。）が連携し、情報の共有と共通の認識の下に、その他関係各課とも協力して、地方農政事務所に対する指導、地方農政事務所と都道府県及び関係機関との連携の調整等にあたります。（沖縄総合事務局にあっては農林水産部消費・安全課と畜産課が連携して同様に調整等にあたります。以下地方農政局といった場合には、沖縄総合事務局を含みます。）

(3) 都道府県段階では、地方農政事務所（地方農政事務所がない県では地方農政局。以下同じです。）の消費・安全部安全管理課及び地域課が、所在する都道府県の畜産主務課（以下「県畜産課」と略します。）及び関係課の協力を得て、各都道府県内の業務の推進にあたります。

(4) 都道府県にあっては、消費・安全局長及び生産局長の協力依頼を踏まえ、県畜産課が中心となり、以下に記述する牛の飼養者等管理者の届出等が適正かつ円滑に行われるよう、関係課と連携して、業務の推進にあたって下さい。

(5) 地方農政事務所及び都道府県は、業務の円滑な推進のため、生産者が所属又は関係する農協及びその他関係団体等（以下「農協等」といいます。）に協力を求め、連携して業務の推進にあたる必要があります。

(6) 牛個体識別台帳を管理する改良センターは、本省、地方農政局、地方農政事務所、都道府県と連携して、国に対する届出のすべての受付けと内容の確認等の業務にあたります。

## 2 制度の周知徹底と普及啓発について

(1) 牛の出生からとさつまでの生産・と畜段階（以下「生産・と畜段階」といいます。）については平成15年10月までの間に、と畜された枝肉から消費者への販売及び提供までの流通段階（以下「流通段階」といいます。）については平成15年度中に、関係者に対する制度の周知を可能な限り図ります。その後も状況に応じ、適宜周知徹底に努めます。具体的には、

本省では、全国的な関係者への説明会や中央団体等に対する説明会等を開催するとともに、資料を作成・配布します。

地方農政局では、管内の都道府県及び都道府県団体等に対する説明会等を開催します。

地方農政事務所では、都道府県と協力して、都道府県内の関係者に対する説明会等を開催します。具体的には、地域の実情に応じ、地方農政事務所主催、地方農政事務所と都道府県共催での会議開催や、都道府県や農協等が開催する説明会への地方農政事務所職員の出席等を検討して下さい。

(2) また、平成15年10～11月には、管理者にかかる制度の趣旨及び各種届出の方法等について、地方農政事務所と都道府県が連携し、農協等と協力して周知徹底を図って下さい。

## 3 管理者が行う既存牛の再届出について

### (1) 再届出の内容と方法の概要

#### 再届出の趣旨と内容

法施行前の出生牛（以下「既存牛」といいます。）を本制度の対象に位置づけ、本制度を円滑に開始するため、法の施行日である平成15年12月1日時点の管理者は、平成16年2月29日まで（目標は平成15年12月中）に、すべての既存牛について、次の必要事項を農林水産大臣に届け出る必要があります。（bcは農家マスタ等に登録されているため、実際にはaのみです。）

a) 雌雄の別

b) 管理者の氏名（法人の場合はその名称）、住所及び連絡先（電話番号）

c) 飼養施設の所在地

この届出は、管理者にとっては既に報告済みの牛についての再度の報告であり、いわば「再届出」となりますが、本制度の基礎かつ出発点となる極めて重要なものです。

## 再届出の概要

管理者が、12月1日以前の繋養牛等のリスト（以下「既存牛リスト」といいます。2別紙1に事例。）に基づき、12月1日午前0時の時点で管理している牛を確認することを基本とします（同時点でと畜場において管理されている牛の管理者は荷受業者です）。

ただし、12月1日から7日までの間に牛を導入した管理者にも、前の管理者からの転出が12月1日以降であることが確認できない牛については、12月1日午前0時時点で輸送中等の場合があることから、届出を行うよう依頼します。（11月30日以前に前の管理者から転出している場合、原則として導入する者が管理者になります。）

リストの出力時点や配布・回収の方法、管理者への依頼・説明の方法等の具体的な対応は、県ごとの事情・実態等に応じて実施計画を作成し、それに基づき実施しますが、おおよその流れは次の通りです。

ア 地方農政事務所において、直近の改良センターのデータベースからROシステム（地方農政事務所と改良センターを結ぶ電算システムです。）を通じ、あるいは改良センターから提供されたCDから、管理者ごとの既存牛リストを出力・作成します。既存牛リストには、繋養牛のほか、在庫耳標がリストアップされています。この既存牛リストが再届出のための用紙になります。（なお、既存牛リスト作成の時期の判断に必要となる、作成に要する時間については、ROシステムの運用試験等に基づき追って連絡します。）

また、既存牛リストは、A4版に生年月日順あるいは個体識別番号順（ROシステムの初期設定は生年月日順ですが個体識別番号順に変更可）に15頭ずつ記載されます。

イ 地方農政事務所は、都道府県及び農協等の協力を得て、地域の実情に応じ、戸別訪問方式、集合説明方式、郵送方式（後述）のいずれかの方法又は組み合わせにより、既存牛リストを管理者に確認していただきます。その際、再届出にかかる説明書（（3）ア参照）に基づき、確認日（12月1日午前0時）における管理状況に基づいて既存牛リストを修正するよう依頼します。

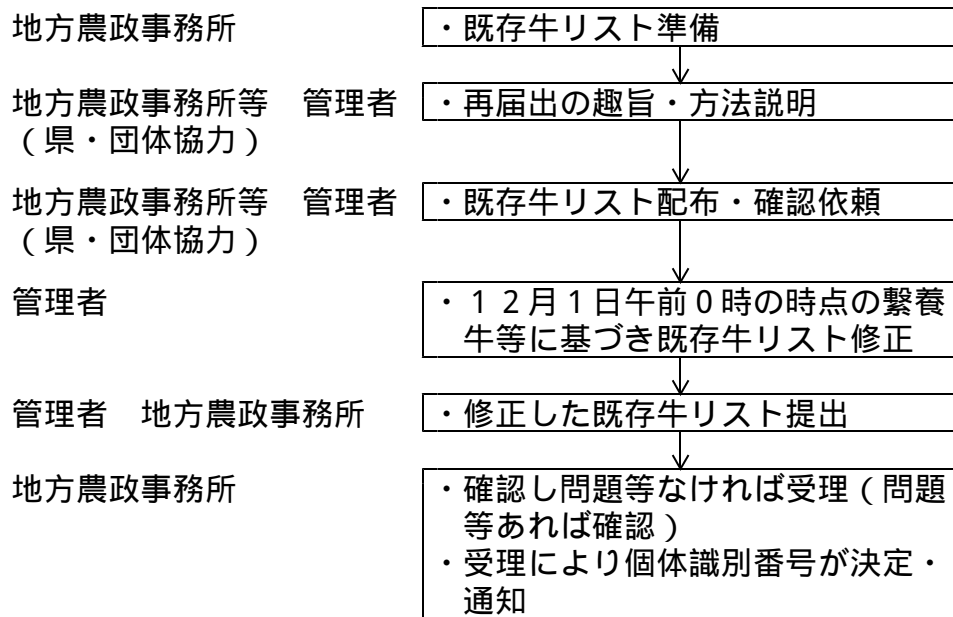
ウ 管理者が、地方農政事務所に、確認・記入の上押印又はサインした既存牛リスト（及び修正を行う場合に必要な添付資料）を提出し、地方農政事務所が記入漏れがないか等を確認の上受理した時点で再届出は終了します。

既存牛の個体識別番号の決定・通知については、地方農政事務所が既存牛リストを受理することにより、当該リスト通りに決定・通知したこととなります。（ただし、明示的に個体識別番号の通知が必要な管理者には、別途通知します。）

エ 地方農政事務所は、受理したリストの内容を確認しながら、ROシステムに入力し、改良センターに送信します。この時点で、出生農家の報告との矛

盾が見つかった場合等には、必要に応じ管理者に確認を行います。（同一牛が複数の管理者から届け出られた場合、追加された牛の転入日が、前の管理者からの転出日と矛盾する場合等の確認方法は検討中です。）

また、前の管理者からの転出時期等の問題から、12月1日以降の導入牛が未届出となっていることが判明した場合等には、管理者に追加の届出を行うよう連絡します。



## (2) 作業スケジュール

再届出にかかる業務のおおよそのスケジュールは下記の通りです。

なお、改良センターのシステム変更に伴うシステムの一時停止期間(11月15～23日予定)は、出生報告や異動報告等の受付が中止となるため、情報が更新されません。また、ROシステムを通じた既存牛リスト等の出力もできなくなるので注意が必要です。

- |                      |                           |
|----------------------|---------------------------|
| ・基本計画の作成             | 9月11日                     |
| ・県ごとの再届出実施計画の作成      | 10月20日メド                  |
| ・再届出農家リスト作成(農家マスタ修正) | 10月中旬メド(以降加除・修正)          |
| ・管理者への周知徹底           | 9月下旬から完了まで                |
| ・再届出の実施              | 12月1日～2月29日<br>(12月中回収目標) |

## (3) 実施計画の作成等事前の準備

### 基本計画等の作成

衛生管理課及び畜産振興課において、9月10日をメドに再届出の基本的な実施要領である基本計画を作成します(9月11日事務連絡：2別紙2)。

(その後、基本計画等に即した再届出にかかる管理者向けの説明書(ア参照：別添)を作成します。)

#### 再届出実施計画の作成

- ア の再届出の基本計画を踏まえ、地方農政事務所は、県畜産課と協力して、県ごとの事情・実態に応じた実施計画を10月20日をメドに作成します。
- イ この際、県の地方機関及び農協等に協力を依頼し、再届出の趣旨について理解を得て、管理者の負担が少なく、かつ間違いが起きにくい方法となるようよう十分協議を行って下さい。
- ウ 実施計画の作成にあたっては、既存牛リストの出力日、管理者に既存牛リストを配布する日と配布の方法、管理者による既存牛リストの確認の方法、修正されたリストの回収方法等について具体的に検討します。実施方法等は県内同一である必要はなく、地方農政事務所の地域課ごと、農協等地域関係機関ごと、あるいは酪農家、肉用牛繁殖雌牛、肥育農家ごと等地域の事情・実態等を踏まえて作成します。

例えば、転入・転出が少ない酪農家や肉用牛繁殖農家については、11月1日時点で既存牛リストを作成・配布し、年末で出荷のピークにあたる肥育農家については11月30日時点で既存牛リストを作成すること等も考えられます。

(例1) 12月1日に管理者を農協に集め、11月10日時点の既存牛リストを配布して、12月1日午前0時の管理牛への修正を依頼し、その場で回収する。その場で修正できない管理者については、後日郵送等で回収する。

(例2) 10月25日時点の既存牛リストを管理者に郵送し、いったん11月1日時点の管理牛へ修正した上で、その後11月30日までの異動等を随時追記するよう依頼する。この間あるいは12月上旬までに個別に訪問するか、集合した場で、確認を行い、郵送等により回収する。(11月1日時点の修正リストに、修正時点から11月30日までの出生及び性別をわかるように記入した異動報告カードの写しを添付することで記入は省略可。)

#### 再届出農家リストの作成(農家マスタの修正)

- ア 農政局安全管理課より、県畜産課に、改良センターが作成した平成15年6月末頃(原則)の農家マスタ(既配布済み)のチェックを依頼します。
- イ 地方農政事務所と県畜産課は、以下の管理者の住所等及びFAX番号の記入作業等について、具体的な作業の方法と分担を協議し、9月下旬をメドに、追加記入し、改良センターにメール等で送付して下さい。

なお、既配布済みの農家マスタには、管理者の住所等の欄はないため、の2の別紙3のとおりワークシートに5列挿入して欄を設けて下さい。

(ア) 現在の農家マスタにある住所は、基本的に飼養施設の所在地ですが、本制度では管理者の住所等が届出事項として必要になります。牛舎が住居に隣接している場合に加え、住居と牛舎が離れていても実際に連絡を取るために必要な住所として牛舎が適当な場合(1日の大半を牛舎で過ごしている場合)には、飼養施設の所在地を、管理者の住所としてかまいません。この場合、管理者の住所等は「空欄」のままとして下さい。

(イ) 12月1日以降の出生牛については、制度に基づき改良センターから個体識別番号が通知されますので、酪農家・肉用牛繁殖農家等出生の届出が必要な管理者のうちFAXで届出を行う管理者については、必ずFAX番号を記入して下さい。農協等のFAXを利用している者にあつては、改良センターからの通知のFAXを受けられる番号を記入して下さい。いずれの場合も、今回新たに記入するFAX番号については、既存の欄ではなく、新たに設けた欄に記入して下さい。(電話の場合は報告の際に音声で、電子媒体の場合には指定されたメールアドレスに通知されます。)

なお、FAXで届出を行っている管理者への個体識別番号の通知を、農協等で一括して受けることも可能です。この場合には、通知先として、農協等のFAX番号を記入して下さい。

ウ イの追加記入事項以外の修正(農家コードは修正できません。(5)参照。)及び新規参入者等の追加については、地方農政事務所で、該当農家だけのファイル(レイアウトは2別紙3の5列挿入後のもの)を作成し、9月下旬をメドに、改良センターに送付して下さい。

その際、新規参入者等の農家コードについては、決まっていないので空欄として下さい。

また、地方農政事務所への修正依頼等については、2別紙4の様式を参考にして下さい(この様式が必須ということではありません)。

エ 地方農政事務所は、イ、ウ終了後、あるいは並行して、県畜産課等の協力を得て、再届出農家マップ(地方農政事務所の業務参考あるいは対外的な説明用であつて、内容・様式等は問いません。)を作成して下さい。

オ ROシステム開通後(10月第3週開通予定)、地方農政事務所において、修正された農家マスタに基づき再届出農家リストを作成して下さい。(管理者の住所等追加項目の登録は、改良センターのシステム変更後(11月24日以降)となるため、当該リストには出力されません。)

カ これ以降、管理者の加除等があれば、逐次修正します。経営継承に伴う農家名の変更や新規参入等があつた場合には、地方農政事務所へ連絡して下さい。12月1日時点で、再届出が必要な管理者が漏れないように十分注意し

て下さい。(11月30日まではウに準じて地方農政事務所でファイルを作成し改良センターに報告します。12月1日以降は地方農政事務所がROシステムを通じて修正します。新たにコードを設定する新規就農者等については、ROシステムでは対応できないので、11月30日までと同様に改良センターに報告して下さい。)

(注) ROシステムは、10月第3週に開通予定ですが、11月30日までには出力のみであり、12月1日以降入力が可能となります。

#### 管理者への周知徹底

ア 衛生管理課及び畜産振興課において、既存牛の再届出の目的、基本的な方法、再届出により既に装着されている耳標の番号が法律上の個体識別番号となること等を記載した再届出説明書「既存牛の再届出について」を作成します。

イ 地方農政事務所は、県畜産課と協力し、10月末まで(既存牛リスト配布が10月中の場合それまで)に、県の地方機関や農協等の協力を得て、再届出農家リストにリストアップされた管理者に対し、再届出の具体的な方法等について周知を図ります。その後も、再届出が完了するまで周知徹底に努めて下さい。

#### (4) 既存牛リストの確認方法等

##### 既存牛リスト出力前のエラー修正について

ア 8月7日付けで改良センターより送付されている「ダミー出生牛リスト」に基づく出生報告については、既存牛リストに反映させるために、可能な限り早めに報告して下さい。その際、耳標の管理換えの報告が行われていない場合にあつては、併せて耳標の管理換えの報告を行って下さい。既存牛の再届出の円滑な実施に加えて、日々生じていると畜時点での確認や混乱回避の観点から、県畜産課に地方農政事務所も協力して、積極的に取り組んで下さい。

イ 6月に送付されている「報告データエラーリスト」の修正については、8月15日締め切りとなっていましたが、その後の報告についても、改良センターが可能な限り受け付けて修正することとします。(下記補足参照)

##### (補足) 報告データエラーリストの修正について

同リストに基づくエラー修正は、改良センターの事務室内での確認により修正可能なもの及び相手先への確認が1回で済むものについては、改良センターへの報告後おおむね2週間以内に処理されています。しかし、それらは報告全体の6～7割であり、複数の関係者への確認を繰り返し行わ



ざるをえないものも多く、2か月以上を要するものも少なくありません。

そのため、11月1日前後に予定される既存牛リストの作成に間に合わせるための同リストに基づく修正報告の期限は、9月8日付けの改良センターからの連絡のように、9月15日がメドと考えて下さい。(9月15日までに報告のあったものでも、内容によっては既存牛リストの出力に間に合わない場合もあります。)

ただし、9月15日以降についても、エラーの解消は極めて重要であることから、引き続き修正に努めて下さい。ただし、同リストに基づく修正報告は9月30日をもっていったん終了し、10月1日以降については通常の報告及び修正報告により行って下さい。

なお、改良センターがシステムを変更する11月15日以降のエラー修正については、新しい方法で実施する予定です。

(同リストは3か月ごとに送付されていますが、9月のリストの送付はありません。なお、9月のリストが必要な場合には、9月29日までであれば個別に対応しますが、このリストに基づく修正はできません。)

#### 既存牛リストの記載内容

既存牛リストには、当該管理者に配布された耳標の個体識別番号のうち、牛に装着され、その牛の転出の報告があったものを除く耳標の個体識別番号と外部から導入した牛の個体識別番号、すなわち、既存牛リスト作成のためのデータ抜き出し時点で、個体識別データベースに登録されている当該管理者の繋養牛と在庫耳標の個体識別番号が掲載されています。繋養牛については、生年月日、性別、母牛個体識別番号、牛の種別が記載されます。また、参考情報として転入日が記載されます。(転入日については、修正のために転出先への確認が必須となるため、既存牛の再届出は修正できません。参考情報です。)

また、既存牛リストには、ダミー出生牛は掲載されますが、「報告データエラーリスト」掲載牛は基本的に掲載されません。(2別紙1)

#### 既存牛リストの記入及び修正の方法

ア 確認日(12月1日午前0時)において、既存牛リストに繋養牛として掲載されている牛がいる場合には、既存牛リストの存在チェック欄に「」を記入します。既存牛リストには繋養牛となっても、実際にはいない牛(要削除牛)については「」を記入します。(再届出説明書の )

これまでは必ずしも死亡等の異動報告が徹底されていなかったため、現在のデータベースには、既に死亡しているものが繋養牛として含まれていること等が懸念されています。この点については既存牛の再届出をもって確実にチェックする必要があるため、十分に注意して下さい。

イ 既存牛リストには、転入等の報告がなかったものは掲載されません。また、前述のようにダミー出生牛は掲載されますが、「報告データエラーリスト」掲載牛は基本的に掲載されません。

(ア) ダミー出生牛及び一部の牛では、生年月日、性別、母牛個体識別番号、種別が「不明」となっています。性別については再届出の必須事項ですので、必ず確認し、既存牛リストに記入する必要があります。また、その他の事項については、修正可能であれば既存牛リストに記入します。(同)

(イ) 既存牛リストに掲載されていない牛については、既存牛リストに追加する必要があります(要追加牛)。出生農家であって在庫耳標として個体識別番号が記載されている場合には、当該個体識別番号の牛の欄に、必須である性別のほか、生年月日、母牛個体識別番号、種別を可能な限り記入します。(同)

また、個体識別番号が掲載されていない導入牛等については、個体識別番号から記入する必要があります。必須である性別のほか、生年月日、母牛個体識別番号、種別に加えて、転入日を可能な限り記入して下さい。(同)

12月1日から7日の間に導入した牛のうち、前の管理者からの転出が12月1日以降であることが確認できないものについても同様に可能な限り記入して下さい。(同)

(注) 既存牛リストの出力時点から11月30日までの間の出生牛については、出生の届出と重複しますが、生年月日等リストにあるすべての事項を記入して下さい。(出生報告カードの写を添付することで記入を省略してもかまいません。)

導入牛については、性別を必ず記入し、その他の事項はわかれば記入して下さい。(性別をわかるように記入した異動報告カード(転入)の写を添付することで記入を省略してもかまいません。)

ウ イにより、「不明」の修正及び要追加牛の生年月日、性別、母牛個体識別番号、種別の報告が受け付けられることとなります。また、要追加牛のうち導入牛については転入日も受け付けられます。

ただし、要追加牛のうち導入牛については、既に登録されている出生農家の報告と異なる内容の報告は、原則として受け付けられません。(オを除きます。また、証明書等が添付されている場合には修正が受け付けられます。出生農家の報告内容が、HPや以前に送付されている「報告データエラーリスト」の記載内容等から誤りであることがわかっている場合等には、証明書等を添付し修正するようにして下さい。)

エ また、既存牛リストに記載されている生年月日、性別、母牛個体識別番号、

種別についても、出生農家からの修正は受け付けられませんが、導入先からの修正は原則として受け付けられません。(オを除きます。また、証明書等が添付されている場合には修正が受け付けられます。)

オ 導入先からの修正はウ、エのとおりですが、「品種」区分から「種別」区分への変更に伴い、既存牛リストに記載されている種別が「その他」の場合には、「黒毛和種×褐毛和種」、「和牛間交雑種」、「肉専用種」、「乳用種」への修正が受け付けられず、可能な限り修正するようにして下さい。(同

)なお、「黒毛和種×褐毛和種」を「褐毛和種」としていた場合に限り、「褐毛和種」から「黒毛和種×褐毛和種」への修正も受け付けられます。)

カ なお、既存牛リストの項目(生年月日、性別、母牛個体識別番号、種別)以外のエラーを、既存牛の再届出によって修正することはできません。繋養牛として扱われてこなかった「報告データエラーリスト」牛については、既存牛の再届出により繋養牛として扱われることとなりますが、修正できないエラーはそのまま残ります。転入日等のエラーについては、別途修正が必要です。(修正方法については、検討中です。)

キ 装着したものを除く在庫耳標については、存在チェック欄にその「有」、「無」を記入して下さい。(同 )

(補足) 既存牛リストに記載されていない耳標について

既存牛リストに記載されていない耳標がある場合には、耳標の個体識別番号を記入し、キに準じて、存在チェック欄に「有」と記入して下さい。

また、既に自家生産牛に装着している場合には、耳標の個体識別番号ほか必要事項(転入日を除く)を記入して下さい。これらについては、農政事務所が本リストを受理した後に、必要に応じて、本来の耳標の配布先等に確認を行います。

(5) 農家コードの変更等について

農家コードについては、本制度の基礎となるため変更できないシステムとなっており、農家コードを変更すると、別の農家として扱われることとなります。

現在の農家コードを変更せざるを得ない特段の理由があると認められる場合に限り、法制化に伴う今回限りの措置として、別の農家として登録しなおしを行います。既存牛の再届出の業務の時期と重なると混乱するため、終了後の平成16年3月以降に行うこととします。

現在1つの飼養施設として割り当てられている1つの農家コードを、新たに防疫上の観点から2つの飼養施設として区分し、新たな農家コードを追加する場合についても、同様に取り扱うこととなります。(新築した牛舎を別の飼養施設として扱う場合については、新たに牛を飼い始める者と同様に常時受け付けます。)

なお、以上の農家コードの登録しなおし等のためには、発生しているエラーをすべて解消しておくことが必要です。

(農家コードを変更した場合、異動報告は必要ありませんが、データベース上は、当該管理者のすべての繫養牛について異動があったように表示されることとなります。)

#### (参考) 実施方式のメリット・デメリットについて

##### ・戸別訪問方式

地方農政事務所の職員が管理者を訪問し、その場で再届出を行う方式です。最も確実な方法ですが、再届出は3ヶ月以内に完了する必要があるため、管理者が多い地域で全戸を対象に行うのは困難と考えられます。飼養頭数の多い管理者等への個別対応としては必要と考えられます。

##### ・集合説明方式

地方農政事務所が、県の地方機関や農協等の協力を得て、管理者に集まって頂き、既存牛リストを配布し、再届出方法を説明する方式です。(a)その場で確認してもらい届出まで行う方法、(b)後日再度集合してもらい届出を行う方法、(c)管理者が直接又は郵送により地方農政事務所へ届出を行う方法等が考えられます。

##### ・郵送方式

地方農政事務所が管理者に再届出説明書と既存牛リストを送付し、管理者がリストの内容を確認、押印又はサインした上で、地方農政事務所へ返送する方式です。地方農政事務所においては、記入漏れや矛盾等問題点がないことを確認して受領します。記入漏れや矛盾等問題点がある場合には、管理者に確認します。この方式の場合、再届出を行わない牛管理者がでないよう十分に注意する必要があります。

#### 4. 管理者等が行う各種届出等について

既存牛の再届出以外の管理者が行う各種届出については、用語や報告用カード類の様式の変更、事項の追加等が若干ありますが、基本的には従来の報告の方法と大きくは変わりません。耳標の配布、装着等も同様です。

##### 4-1. 耳標の装着と出生の届出

###### (1) 従来の報告と本制度に基づく届出の相違等

本制度に基づく届出が必要となる牛

法に基づく届出は、法の施行日である平成15年12月1日以降に出生した牛について適用されます。

しかしながら、あらかじめ届出のための報告の受付システム及び報告カードの様式を変更するため、11月30日までに出生した牛であっても、出生や異動等の報告が11月15日(のように、FAX以外の受付システムは15~23日は停止となるため実質24日)以降になる場合には、新様式の報告カードと新システムを用いることとなります。

なお、11月30日までに出生した牛については、従来からの出生の報告に加えて、既存牛の再届出が必要です。(11月30日以前に異動した場合、出生と異動の報告が必要で既存牛の再届出は不要です。)

システム及び報告カードの変更

改良センターでは、11月15~23日(予定)にシステムを変更のため一時停止させます。そのため、この間は、出生等の報告も受け付けられません。

また、報告カードは、11月15日から新様式に切り替えます。事前に新様式の報告カードを配布しますので、この日から、新様式を使用するよう管理者に周知徹底して下さい。(12月1日以降は、旧様式によるFAXでの報告は受け付けられません。)

以上のことは、輸入の届出(4-2参照)も同様です。

報告方法の変更点

届出のための報告の方法は、基本的にこれまで実施されてきた報告の手順を踏襲しますが、従来の「品種」が「種別」となり、選択する項目の「その他」がなくなり、新たに「黒毛和種×褐毛和種」、「和牛間交雑種」、「肉専用種」及び「乳用種」が追加となります。

なお、法制度上、管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先等の届出が必要ですが、これらは11月30日までに農家マスタに登録することとしているため、農家コードの報告で自動的に届出が行われることとなります。(12月1日以降に新たに牛の飼養を開始する者等は、地方農政事務所に報告して、農家マスタに登録する必要があります。)(1参照)

その他

従来は、耳標番号等を改良センターに報告することで手続きが終了となりましたが、12月1日以降に出生した牛については、届出のための報告後に改良センターから個体識別番号が通知されます。これにより、届出が受理されたことの確認が可能になります。

なお、本制度では、基本的に、改良センターが出生の届出を受けて決定・通知した個体識別番号の耳標を管理者が装着することになっています。このため、改良センターでは、牛の取り違えの予防等のためには出生後可能な限り早期に耳標を装着できるようにする必要があること等を考慮し、ア) 管理者ごとにおよそ1年間に必要となる個体識別番号を割り当て、イ) その個体識別番号が印字された耳標を事前に配布し、ウ) 装着したとして届け出られた耳標の個体識別番号が、届出を行った管理者に割り当てたものであることを確認した上で出生の届出を受理し、エ) 個体識別番号を決定・通知することとしています。(1参考3)

## (2) 具体的な手順

### 耳標の装着

管理者は、子牛の出生後1週間以内に、事前に配布されている耳標(個体識別番号印字済み)を、子牛の両耳に装着します。両耳には同一番号の耳標を装着して下さい。装着は、脱落しないよう耳の根本近くの中央部に、血管を避け、装着器(アプリケーター)を用いて装着します。その際、個体識別番号が判別できるよう、耳の内側に大きな文字が印字された面がくるよう装着して下さい。

ただし、疾病等で獣医師の診療を受け耳標装着により悪影響があると判断される場合には、個体識別のできる措置を講じた上で、装着が可能になるまでの間猶予されます。

なお、出生後おおむね7日以内に死亡した子牛は、耳標装着及び届出の対象から除外されます。(ただし、7日以内に、耳標を装着した後に死亡した場合には、出生と死亡の届出が必要です。)

### 出生報告カードの記入

管理者は、耳標を装着した後、出生報告カードに、下記の事項を記入します。これらの記録は、子牛登記等での生年月日記入の際の確認用等として、しばらくの間は保存するよう努めて下さい。(また、黒毛和種等の場合には、種別の確認に必要な書類等とともに、当該牛がと畜され、牛肉として流通しているであろう期間(出荷月齢+2年程度 5年程度)は保存しておくことが望ましいと思われます。)

a) 農家コード

b) 装着した耳標の個体識別番号

- c) 生年月日
- d) 雌雄の別
- e) 母牛個体識別番号
- f) 種別

#### 届出の方法

##### ア 管理者が自ら届け出る場合

管理者は、必要事項を記入した出生報告カードに基づき、FAX(0037-80-2525)、電話(0037-80-1777)、パソコン(<https://www.id.nlbc.go.jp>)等を用い、改良センターに出生を届け出ます。

##### イ 管理者の依頼を受けて農協等が届け出る場合(一括報告)

管理者は、必要事項を記入した出生報告カード又は記入した内容を届出の代行を依頼した農協等に報告します。農協等は、以下のいずれかの方法で、依頼を受けている管理者からの報告を取りまとめて改良センターに届け出て下さい。

(ア) FTP(イントラネットを用いたメール方式の一括報告システム)

(イ) LO(インターネットを用いた専用ソフトを使用する一括報告システム)

なお、FAXでも届出は可能ですが、農協等にあっては、上記の方法の導入をご検討下さい。

#### 届出の時期

個体識別情報の正確性の確保と情報の活用のためには、できる限り速やかに届出を行う必要があります。

##### ア 乳用種子牛

ヌレ子取引の実態もあるため、出生後7日以内に届出を行って下さい。

##### イ 肉用子牛

出生後直ちには出荷等は行われませんが、家畜登録制度の分娩報告時期、肉用子牛生産者補給金制度における本牛の個体登録の申込み時期等を考慮しても、遅くとも出生後1~2ヶ月以内には届出を行って下さい。

#### 個体識別番号の通知

前述のように、届出を受け、改良センターは個体識別番号を決定・通知します。電子媒体での報告の場合には、基本的に出生報告の翌日にあらかじめ指定されたメールアドレスに通知されますが、FAXの場合には、入力後となること等から一定期間を要します(農家マスタに登録された番号にFAXされます)。

### (3) 届出事項等に関する補足及び留意点

(2)の出生報告カードに基づく報告により、制度上必要な届出は完了しますが、

制度上の届出事項に基づいて若干補足します。

#### 個体識別番号

ア 牛の個体を識別するための10桁番号で、最後の1桁は記入ミスを確認するためのチェックデジットです。

イ 出生の届出のための報告の際には、装着した耳標の10桁番号を報告します。この作業が本制度の根幹となるので、間違いのないよう十分に注意して下さい。

#### 出生の年月日

生年月日です。本制度での出生の届出後、牛の登記等別途報告が必要な場合には、出生報告カードを確認するようにして下さい。(本制度との間で違いが生じると確認作業が生じます。)

#### 雌雄の別

原則として外部生殖器により「雄」「雌」のどちらかに判定します。フリーマーチンは雌、去勢牛は雄とします。

#### 母牛の個体識別番号

分娩した母牛に装着されている耳標の個体識別番号です。受精卵移植により生産された牛の場合、分娩した牛(受卵牛)を母牛として届出を行って下さい。血統上の母牛(供卵牛等)の届出は不要です。

また、輸入牛については、母牛に個体識別番号がないため届出の必要はありません。

#### 管理者の氏名又は名称、住所及び管理開始年月日

農家マスタに事前に登録されるため、農家コードを報告すれば、これらの届出は自動的に行われます。ただし、従来の農家マスタには飼養施設の所在地が登録されているため、管理者の住所等については、既存牛の届出に伴う再届出農家リスト作成のための農家マスタの修正の過程で登録が必要です(3(3)参照)。

なお、防疫上個別と判断される複数の飼養施設を持つ管理者の場合には、飼養施設ごとに農家コードが設定されます。

管理開始年月日は、出生の場合には、生年月日が自動的に個体識別台帳に記録されます。

#### 飼養施設の所在地及び当該飼養施設における飼養開始年月日

同様に農家コードの届出等により自動的に処理されます。

#### 牛の種別

##### ア 品種から種別区分への変更

次表のように11の種別に区分します。従来の「その他」が、「黒毛和種と褐毛和種との交雑により生じた種」、「和牛間交雑種」、「肉専用種」、「乳用種」に区分されます。(1参考4)



牛の種別は、牛の生産サイドはもとより、牛肉の流通業者の品揃えや消費者の商品選択上の情報につながる等、重要な情報である一方、判定が難しい場合もあるので注意が必要です。（なお、輸入牛については、従来動物検疫所の示す品種区分に準じて分類していましたが、国内産牛と同様の種別区分が適用されることとなります。）

#### イ 判断基準等

「肉専用種」、「乳用種」、「交雑種」の区分が基本になります。肉専用種及び乳用種それぞれの区分の中で、さらに品種等による区分として届け出る場合には、種別を証する書類又は証することができる書類（子牛登記証明書、登録証明書、授精証明書、種付証明書、体内・体外受精卵移植証明書、熊本県畜産協会が発行する和子牛証明書等）の発行が見込まれる必要があります。ただし、ホルスタイン種については、書類がない場合であっても、「腹部及び尾房白色であり、かつ四肢のすべての蹄冠部が黒毛又は赤毛で取り巻いていないこと。」により判定してもかまいません。

当該書類は、立入検査の際に提示を求められることがあり得ます。また、消費者ニーズを踏まえれば、とさつ後しばらくの間は保存しておくことが望まれます。なお、交雑種の場合にも、出生農家では、授精証明書を保存しておくことが望まれます。

#### （補足）

肉用子牛生産者補給金制度（以下「補給金制度」といいます。）では、これまで、生年月日、種別区分、性別を補給金交付事務等の中で確認してきました。その中で、乳用種、交雑種については、生年月日が正確に把握できない場合、一定要件の下で、「農家への導入年月日」を生年月日の代わりに用いることを認めてきましたが、平成15年12月1日の法施行後に出生する子牛については、本制度における生年月日、種別区分及び性別が採用され、導入年月日を便宜的に生年月日として認めることが廃止されます。また、「黒毛和種」、「褐毛和種」、「その他肉専用種」、「交雑種」、「乳用種」の品種区分が、本制度の種別区分に基づくこととなります。しかし、本制度が定着するまでの間、特に種別区分については、補給金制度においても必要な確認作業を継続することとしています。そのため、補給金制度において必要な証拠書類（地域によって、その事情により異なる）の保存も引き続き必要です。

肉用牛肥育経営安定対策事業（以下「マル緊」といいます。）においても、同様に本制度における種別区分が採用されることとなりました。具体的には、平成16年4月1日に14ヶ月齢（個体登録申込みの期限）に達する牛（平成15年2月2日生まれ）から、これまで「乳用種」として扱

われてきた品種証明のない肉専用種及び「交雑種」として扱われてきた F 1 クロス（交雑種×肉専用種から得られた産子）が、「肉専用種」に区分されることとなります。

また、平成 16 年 4 月 1 日以降に 14 ヶ月齢に達する牛のうち、平成 15 年 12 月 1 日以降の生まれの牛については、個体識別台帳に記録された生年月日が、平成 15 年 2 月 2 日から 11 月 30 日生まれの牛については、補給金制度の生年月日が、それぞれマル緊における生年月日として取り扱われることとなります。

なお、マル緊においても、当面はこれまでの個体確認の作業と証拠書類の保存が必要となります。

#### 牛の種別区分

種別区分	種別区分に含まれる品種等	出生報告カードの種別番号
黒毛和種	黒毛和種の純粋種	4
褐毛和種	褐毛和種の純粋種	5
日本短角種	日本短角種の純粋種	6
無角和種	無角和種の純粋種	7
黒毛和種と褐毛和種との交雑により生じた種	黒毛和種と褐毛和種の交雑種で黒毛和種、褐毛和種以外の品種の血が入っていないもの	8
和牛間交雑種	黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種間の交雑種で 8 以外のもの	10
肉専用種	牛肉の生産を目的として飼養される牛の種で 4～8、10の肉専用種及び 3の交雑種以外の種	11
ホルスタイン種	ホルスタイン種の純粋種	1
ジャージー種	ジャージー種の純粋種	2
乳用種	その雌牛が専ら搾乳を目的として飼養される牛の種で 1 及び 2 以外の種で、かつ、4～8、10及び 11の肉専用種の血が入っていない種	12
交雑種	父又は母が 1、2 及び 12の乳用種である 4～8、10及び 11の肉専用種との交雑種	3

(注) 出生報告カードの種別番号 1～7 は、従来の品種番号を継承しています。「9」がないのは、「9」が「その他」であったため、既存牛については「その他」が残るためです。

また、出生報告カードでは、「黒毛和種と褐毛和種との交雑により生じた種」が「8 . 黒毛和種×褐毛和種」、「交雑種」が「3 . 交雑種（肉専用種×乳用種）」と記載されています。

## 4-2. 輸入及び輸出の届出

### (1) 従来の報告と本制度に基づく届出の相違等

#### 輸出の届出の新設

従来は、牛の輸出について報告を求めていませんでしたが、本制度では輸出についても届出が必要になります。

#### 輸入の届出方法の変更点

基本的にこれまで実施されてきた報告の手順を踏襲しますが、報告内容のうち「品種」が「種別」となり、従来の動物検疫所の示す品種区分に準じる区分から、本制度で規定する11区分となります。

(4-1(3) 参照)

#### 本制度に基づく届出が必要となる牛

法に基づく輸入及び輸出の届出は、輸入された牛のうち法に規定されたいわゆる「と畜場直行牛」を除き平成15年12月1日以降に輸入または輸出される牛について適用されます。

ア 輸出については、国外に移出されたことを判断基準としますので、平成15年12月1日以降に国外に移出される牛が届出の対象になります。

イ 輸入については、国内に移入されたことを判断基準としますが、国内の既存牛の届出との関係から、平成15年11月30日以前に輸入されていても、動物検疫所からの解放が12月1日以降になる牛については本制度に基づく届出を実施してください。

また、平成15年11月30日までに動物検疫所から解放された牛であって、農家等(飼養施設)への到着が12月1日以降となる牛は当該農家等で既存牛の再届出が必要となりますので、輸入者は既存牛の再届出が必要であることを仕向先農家に伝えてください。

ウ また、あらかじめ報告のシステム及び届出のための報告カードの様式を変更するため、11月30日までに解放された牛であっても、輸入の報告が11月15日以降になる場合には、新様式の報告カードと新システムを用いることとなります。

#### その他

従来は、耳標番号等を改良センターに報告することで報告が終了となりましたが、12月1日以降に動物検疫所から解放される牛については、報告後に改良センターから個体識別番号が通知されます。これにより、届出が受理されたことの確認が可能となります。(出生の届出と同様)

### (2) 輸入の届出の具体的な手順

#### 輸入の届出が除外される牛

ア 動物検疫所における輸入検疫(繫留期間5日)終了後に、家畜伝染病予防

法施行規則第50条に基づき、家畜防疫官が指定すると畜場に家畜防疫官が指定する方法及び経路に従って輸送されると畜場直行牛については、耳標装着及び届出の対象から除外されます。

イ 検疫中に死亡した牛は耳標の装着及び届出の対象から除外されます。

しかしながら、耳標を装着した後に死亡した牛は届出の対象となりますので、輸入者は死亡（または輸出国に返送）した旨を輸入牛報告カードに記載して報告してください。

#### 耳標の装着

4 - 1 「耳標の装着と出生の届出」に準じます。

牛の輸入者は、輸入検疫期間の終了までに、事前に輸入者に配布されている耳標を、輸入牛の両耳に装着して下さい。

#### 輸入牛報告カードの記入

牛の輸入者は、耳標を装着した後、輸入牛報告カードに、下記の事項を記入します。これらの記録は当該牛が死亡又はと畜されるまで保存するよう努めて下さい。

- a) 輸入者コード
- b) 動物検疫所コード \* 飼養施設の所在地情報として必要です。
- c) 仕向先農家コード（譲渡し等の相手先コード）\* 異動報告をあわせて実施するため必要です。
- d) 装着した耳標の個体識別番号
- e) 生年月日 \* 任意です。
- f) 入検年月日（輸入年月日）
- g) 解放年月日（通関年月日）
- h) 輸入牛の状態（「輸入」「返送」「死亡」のいずれかを選択）
- i) 牛の種別（本制度による種別区分）
- j) 輸入先の国名
- k) 雌雄の別

なお、上記の記入事項のうち生年月日は任意の参考情報としての位置づけですので、記載がなくても受け付け可能です。

#### 届出の方法

輸入者は、FAX(0037-80-2525)あるいはパソコン等を用い、改良センターへ報告して下さい。

#### 届出の時期

本牛が異動可能となる解放年月日（輸入検疫期間の終了日）以降速やかに報告してください。

#### 個体識別番号の通知

出生の届出（4 - 1 参照）に準じて、改良センターから輸入者に対して通知

されます。

### (3) 輸出の届出の具体的な手順

#### 輸出牛報告カードの記入

牛の輸出者は、動物検疫所に入検した後、輸出牛報告カードに、下記の事項を記入してください。

- a) 輸出者コード
- b) 動物検疫所コード
- c) 譲受け等の相手先コード \* 異動報告をあわせて実施するために必要です。
- d) 個体識別番号
- e) 入検年月日
- f) 解放年月日(輸出年月日)
- g) 輸出先の国名

#### 届出の方法

輸出者は、FAX(0037-80-2525)あるいはパソコン等を用い、届出て下さい。

#### 届出の時期

本牛を輸出後速やかに報告してください。

#### 輸出検疫中に牛が死亡した場合の取扱い

譲受け等及び譲渡し等の届出(4-5参照)に準じて譲受けを届出た上で、死亡の届出(4-4参照)に準じて死亡を届け出て下さい(国内での牛の異動と同じ扱い)。その際、報告に記載する農家コードは検疫を受けた動物検疫所本支所のコードを記載して下さい。

(補足)動物検疫所本支所のコードで報告する理由は、牛が転入及び死亡した場所を特定するためです。輸出しようとした者のコードを記載して報告すると、場所が特定できません。例えば、東京に本社がある会社のコードが記載されていると死亡場所が神奈川県であっても東京都になってしまいます。

### (4) 輸入者・輸出者マスタの作成

輸入及び輸出の届出を同時に実施するため、平成15年12月1日までに輸入者・輸出者マスタを作成し、コードを付与します。

#### 4-3. 耳標の取り外しの禁止等

##### (1) 耳標の規格

省令第11条に定めるとおり装着する耳標については以下の規格を満たす必要があります。

- ア 装着した後、容易に脱落しない構造であること
- イ 取り外した後、再び装着することができない構造であること
- ウ 個体識別番号が容易に判別できる色、大きさであること
- エ 個体識別番号が容易に消えない方法により表示されていること

なお、平成15年度においては、改良センターの指示の下、(社)家畜改良事業団が補助事業により上記の規格を満たす耳標が提供されているので、これを装着してください。

##### (2) 耳標の取り外し等の禁止

###### 耳標の取り外しの禁止及び例外

装着済みの耳標を取り外す等、個体識別番号の識別を困難にする行為は禁止されています。また、自然に耳標が脱落した場合であっても両耳に耳標が装着されていない牛を譲渡し等又は譲受け等を行ってはならないこととされていますので注意して下さい。

ただし、以下の場合には取り外し等並びに譲渡し又は譲受け等が認められます。

- ア 牛が耳の疾患にかかっているとき
- イ 牛の耳に外傷があるとき
- ウ 耳標の劣化等により個体識別番号の判読が困難となった耳標の取り替えを行う必要があるとき
- エ 出荷直前又は輸送中に耳標が脱落した場合
- オ その他農林水産大臣が特に必要があると認めるとき

###### 耳標を取り外した場合等の担保措置

やむを得ず耳標を取り外した場合又は外れた場合等には、管理者は、牛個体の取り違えを防止するため、当該牛の個体識別番号の識別を可能とする以下の措置を講じて下さい。

- ア 取り外した耳標又は当該個体識別番号を記載した札を当該牛にひも等で取り付ける。
- イ 当該牛の耳以外の部分に個体識別番号を塗料等で記載する。

##### (3) 耳標の再装着

耳標を(2)の例外により取り外した場合や脱落又は破損した場合には、管理者は、耳標を取り外した場合等の担保措置を講じるとともに、耳標を再装着するため以下の措置を行って下さい。

## 耳標の請求

耳標を取り外した場合や脱落又は破損した場合には、耳標の再装着の必要があるので管理者は、速やかに直接又は耳標の一括配布先に依頼し、下記事項について「耳標再発行整理用紙」に整理した上で、耳標の再発行を、原則として電話（186-0037-80-1777）による音声応答システムで請求してください。

なお、平成15年度においては、改良センターの指示の下、（社）家畜改良事業団が補助事業により耳標を提供しており、耳標は数週間で送付されます。

- a) 農家コード
- b) 個体識別番号
- c) 再発行枚数
- d) 脱落理由

## 再装着

管理者は、請求した耳標を受け取り後、脱落等した耳標と送付された再発行耳標の個体識別番号を照合し、速やかに当該牛に耳標を再装着してください。

## 留意事項

出荷直前又は輸送中に耳標が脱落した場合には、譲り渡し・譲り受け後、譲り受けた管理者が耳標の再装着の措置を行ってください。

なお、やむを得ない理由等により再発行請求手続きの処理が終わらないうちに当該牛の転出報告が登録されると、再発行処理がキャンセルされます。しかしながら、再発行処理が終了している場合には、請求者に耳標が送付されますので、確実に譲り渡し先に転送いただく必要があります。

## 4-4 . 死亡の届出

### (1) 従来との報告と本制度に基づく届出の相違等

死亡の届出に関しては、従来との届出事務と大きな相違点はありません。異動報告カードに基づき届出を行って下さい。

### (2) 具体的な手順

#### 異動報告カードの記入

牛が事故、疾病等（自然死を含む。）により死亡（とさつを除く。）した場合は、管理者は、以下の事項を異動報告カードに記入し、改良センターに速やかに届け出ます。

- a) 農家コード
- b) 死亡した牛の耳標の個体識別番号
- c) 異動内容
- d) 異動年月日（死亡年月日）

異動報告カードの異動内容は死亡とし、相手先等譲渡し等に関わるその他の

欄は不要です。

#### 届出の方法

管理者自ら届け出る場合、並びに管理者の委託を受けて農協等が届け出る場合（一括報告）とも出生の届出（4-1参照）と同様です。

#### 輸送中の死亡の届出

運送又は販売に伴う輸送中の死亡については、運送又は販売を委託した管理者が死亡の届出を行うこととなります。すなわち販売に伴う輸送の場合、購入した管理者が届け出ることとなります。そのため、管理者は、輸送業者等に対し、輸送中に死亡した場合には、当該牛の個体識別番号と死亡の年月日を知らせよう委託契約書に明記するよう努めて下さい。又レ子等で販売先未定のまま運送を委託した農協等も、同様に対応して下さい。

また、取引の実態上、死亡時点で誰が管理者に該当するかをにわかに特定できない場合がありますが、死亡に関する情報は極めて重要であることから、地方農政事務所、都道府県等は、死亡を確認した者は、改良センターに届け出るよう指導して下さい。

#### と畜場で係留中に死亡した牛の届出

と畜場で係留所に収容された牛がとさつ前に死亡したときは、当該牛の管理者は、改良センターに死亡の届出をしなければなりません。と畜者は、牛の管理者ではないことから、死亡の届出を行う必要はありませんが、と畜者の管理下で死亡した場合は、と畜者は、管理者が的確に死亡届出ができるよう、当該牛の管理者（実際には出荷者を經由して）に死亡届出に係る事項を確実に書面等で伝えてください（と畜者が、出荷者との委託関係（委託契約書等で明文化してください。）に基づいて、管理者に代わって届出事務をすることは可能です）。

また、食肉卸売市場等における運用通知第1の2の（1）の力に該当する荷受業者は、当該牛の「管理者」であることから、改良センターへの死亡の届出をしなければなりません（なお、ここでいう管理者は法に基づく個体識別情報の管理者であって、死亡牛の取り扱い又は死亡牛BSE検査の責任を負うものではありません）。

なお、と畜場に一旦搬入された牛が生きた状態でと畜場から搬出された場合は、当該牛についてと畜場に係る届出を行う必要はありません（6（5）ののと畜場でとさつされなかった牛の取り扱いを参照）。



#### 4-5. 譲渡し等及び譲受け等の届出

##### (1) 従来の報告との主な相違点

###### 譲渡し等及び譲受け等の相手方の報告

譲渡し等及び譲受け等は新しい言葉ですが、実質的な概念は従来から異動報告が行われてきた販売・購入、引き受け・引き渡し等です。異動内容の報告事項として、従来の事項に、販売を行った管理者であればその販売先を、牛の購入を行った管理者であれば購入先を、それぞれ譲渡し等の相手方、譲受け等の相手方として報告することが必要となります。公共育成牧場との間の引き受け・引き渡しの場合も同様です。

###### 農協、家畜商等の取り扱い

農協、家畜商等は、本制度では、家畜の売買や交換・あっせん等本来の業務を行う限りは法律上の届出の義務は課されません。しかし、輸送期間を含めておおむね7日を超えて牛を預かる場合は、管理者とみなされ届出の義務が生じます。この場合、牛個体ごとに「管理者」に該当するか否かを判断するため、輸送期間を含めおおむね7日を超えない範囲で牛を預かった場合には、管理者としての届出の義務は課されません。

ただし、届出の義務が課されない場合であっても、牛の個体識別情報の正確性を確保するため、改良センターへの家畜取引の情報提供をお願いすることとしています。

特に、と畜場に出荷する場合であって、最終の管理者とと畜場との間に2者以上が介在しているような場合には、とさつ直前の重要な時期の異動履歴が追跡・遡及できなくなる可能性があることから、可能な限り改良センターへ報告するよう依頼して下さい。

###### 家畜市場等の取り扱い

家畜市場等についても、農協、家畜商等同様本来の業務を行う限りは届出の義務は課されません。しかし、出荷者及び購入者とも、家畜市場等からの情報提供なしには相手先の把握が困難な場合が多いと考えられることから、それぞれに対する相手先の情報提供等について協力を依頼する必要があります。

家畜市場等から、出荷者及び購入者に対する、それぞれの相手先の情報提供を行うことが困難な場合、相手先として自らのコードを提供することでも、当該家畜市場等を中継点として牛の異動は把握されることとなります。(ID連携システム等により改良センターへの報告を行っている家畜市場等であれば、家畜市場を中継点として当該牛の異動が正確に把握されることとなります。)

家畜市場等については、一時期に多頭数の取引が行われることから、譲受け・譲渡しの届出の正確な実施の観点の下、可能な限り統一的な取り扱いを行うよう関係機関で協議を行って下さい。(問い合わせへの対応等家畜市場の負担増加を避けるためにも統一的な取り扱いが必要と考えられます。)

## (2) 具体的な手順

### 異動報告カードの記入

販売・購入等により牛が異動した場合、管理者等（管理者から委託された農協等を含む）は、以下の事項を異動報告カードに記入し、改良センターに速やかに届け出ます。

- a) 農家コード
- b) 販売・購入等により異動した牛の耳標の個体識別番号
- c) 異動内容
- d) 異動年月日（飼養終了又は開始の年月日）
- e) 譲受け等又は譲渡し等の相手先コード

異動内容は転入又は転出のいずれかとなります。なお、譲渡し等又は譲受け等の相手先が分からない場合には、牛の売買を仲介する直接の移転先・移転元である農協、家畜商、家畜市場等を報告して下さい。その場合も、相手先コードの記入を原則としますが、相手先がコードを持たない場合には、氏名又は名称及び連絡先（電話番号）を記入して下さい。

### 届出の方法

管理者自ら届け出る場合、並びに管理者の委託を受けて農協等が届け出る場合（一括報告）とも出生の届出（4 - 1参照）と同様です。

## (3) 届出事項等に関する補足及び留意点

### 譲渡し等及び譲受け等の年月日

異動年月日としては、飼養施設から牛を出した日である飼養の終了年月日又は飼養施設に牛を入れた日である飼養の開始の年月日を届け出ます。

制度としては、これに加えて、「譲受け等の年月日」と「譲渡し等の年月日」を届け出ることとなっていますが、実際の家畜取引においては、飼養終了の年月日が、譲渡し・譲受け等の年月日になる場合が多いため、その牛の管理者から特段申し出がない限り、異動年月日の報告により飼養終了の年月日を譲渡し・譲受け等の年月日とします。

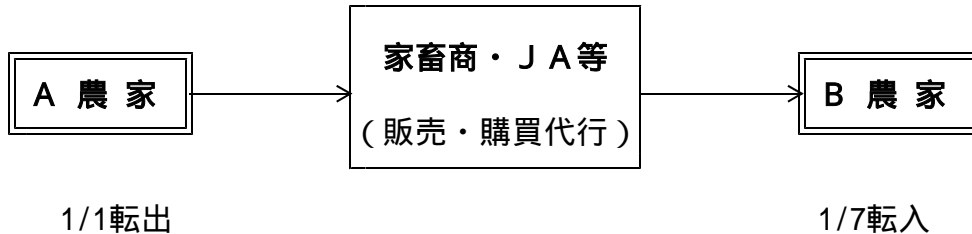
### 譲渡し等及び譲受け等の相手先コード

譲渡し等又は譲受け等の相手先として、農協、家畜商、家畜市場等を報告する場合、それぞれのコードを相手先コードとして下さい。家畜商については、管理者として農家コードを有していれば、その農家コードが相手先コードになります。（家畜市場等、農協については、平成15年12月1日までに家畜市場リスト、農協リストを作成し、マスタ登録を行います。農家コードを持たない家畜商についても、順次、マスタ登録を進めていきます。（2参照））

## 譲渡し等及び譲受け等の事例

### (ケース1) 家畜商・JA等に委託して売買するケース

(家畜商・JA等が預かる期間が7日以内)

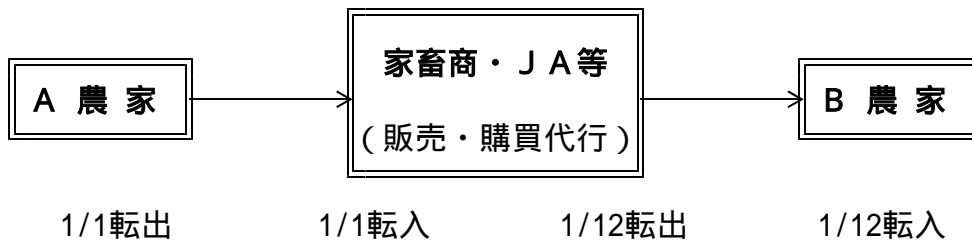


- ・ A農家の届出  
譲渡しの相手方：B農家（わからない場合は家畜商・JA等でも可）  
飼養終了の年月日：1 / 1
- ・ B農家の届出  
譲受けの相手方：A農家（わからない場合は家畜商・JA等でも可）  
飼養開始の年月日：1 / 7

家畜商、農協等は、A・B農家への情報伝達に努めて下さい。

### (ケース2) 家畜商・JA等に委託して売買するケース

(家畜商・JA等が7日を超えて預かる場合)



- ・ A農家の届出  
譲渡しの相手方：家畜商・JA等  
飼養終了の年月日：1 / 1
- ・ 家畜商・JA等の届出  
譲受けの相手方：A農家  
飼養開始の年月日：1 / 1  
譲渡しの相手方：B農家  
飼養終了の年月日：1 / 1 2
- ・ B農家の届出  
譲受けの相手方：家畜商・JA等  
飼養開始の年月日：1 / 1 2

#### 4 - 6 . 牛個体識別台帳記録事項の変更の届出等

##### ( 1 ) 自ら届け出た事項の変更

牛個体識別台帳に記録されている下記事項について、自ら届け出た内容に変更があったときは、当該管理者は、遅滞なく、その旨を、牛個体識別全国データベース修正請求書( 3 ( 1 ) ) の郵送により、改良センター( あて先：〒961-8511 福島県西郷村小田倉原 1 ( 独 ) 家畜改良センター個体識別部業務課 ) に届け出て下さい。( 一部事項については農政事務所による対応についても今後検討。 )

##### ( 2 ) 他の管理者が届け出た事項の変更

肥育農家が、繁殖農家が届け出た種別の間違いに気付いた場合等、他の管理者が届け出た事項を変更する場合には、牛個体識別全国データベース修正請求書( 3 ( 2 ) ) に登録証明書等証明する書面を添えて郵送により、改良センターに届け出て下さい。( 改良センターは、内容を確認の上変更します。 )

##### ( 3 ) その他

下線部分を除く事項については、改良センターより公表されます。力のうち飼養施設の所在地については、都道府県名まで公表されます。また、制度上公表されない情報についても、管理者等の同意が得られた牛については公表となります。

消費者等への情報提供を積極的に行う観点から、都道府県は、農協等と協議し、管理者等の公表への同意を可能な限り取り付けて下さい。( 従来、開示に同意されている方については、申し出がない限り、引き続き公表になります。「開示非開示」、「非開示 開示」のいずれも、 3 ( 3 ) の様式を使用して下さい。 )

#### 牛個体識別台帳の記録事項

ア 個体識別番号

イ 出生又は輸入の年月日

ウ 雌雄の別

エ 母牛の個体識別番号

オ 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日

カ 飼養施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日

キ 輸入された牛について、輸入先の国名並びに輸入者の氏名又は名称、住所及び連絡先

ク 輸出された牛について、輸出先の国名並びに輸出者の氏名又は名称、住所及びその連絡先

ケ とさつ、死亡又は輸出の年月日

コ とさつされた牛について、と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びにと畜場の名称及びその所在地

サ 牛の種別

( 注 ) 牛個体識別台帳に記録された事項に、その他関連する記録事項を含めて「牛個体識別全国データベース」と呼び、改良センターにおいて管理しています。

( 1 参考 1 )

## 5 管理者が行う届出の農協等による一括報告等について

### (1) 農協等による一括報告

本制度では、出生等の届出を管理者自らが行うことを基本としていますが、農協等に対し支援を求める管理者については、管理者が農協等に依頼し、依頼を受けた農協等が一括報告等を希望すれば、管理者単位ではなく、農協等が一括して耳標の配番・配布を受けることや、届出等をできることとしています。

この場合、管理者と農協等に依頼の内容を文書で確認して下さい（様式例参照）。また、農協等は、確実な耳標の管理、自らの職員による耳標の装着あるいは確認、自らの職員による出生等の届出を行って下さい。

#### (様式例)

出生の届出の代行依頼書	
平成 年 月 日	
農協（ 協会等） 組合長（会長等）	殿
	依頼者氏名又は名称 住 所 電話番号
	印
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第8条に基づき出生の届出について、貴農協に代行いただくことを依頼します。	

出生の届出の代行依頼引受書	
平成 年 月 日	
殿	
	農協（ 協会等） 組合長（会長等）
	所在地 電話番号
	印
月 日付けで依頼を引き受けます。	

## (2) 県基金協会等による県内一括報告

肉用子牛生産者補給金制度（以下「補給金制度」という。）に加入している肉用子牛については、その牛に関する個体情報を、県基金協会等が収集・管理していることから、個々の管理者あるいは農協が改良センターに届け出るよりも、当該協会から直接家畜改良センターに届け出る方が効率的です。

そのため、(1)により農協等に耳標の一括配番を依頼している補給金制度加入農家については、その出生の届出を、県基金協会等が県内を一括して代行することができることとしています。

県基金協会等が県内一括報告を行うにあたっては、以下の方法を基本として実施して下さい。（事例であり、この通りに実施しなければならないということではありません。）

ア 管理者は、出生報告、耳標装着等を農協等が代行することについて、農協等と文書で確認（様式例参照）。

イ 管理者は、子牛出生後、遅滞なく農協等に子牛の出生を報告（原則として分娩後15日以内）。

ウ 農協等は、出生報告と授精（種付）証明書を照合し、誤りがないかを確認。（イ及びウは補給金制度における通常業務です。）

エ 農協等は、県基金協会に、委託を受けている管理者の子牛の出生等（個体識別番号を含む。）を報告。

オ 県基金協会は、改良センターに、月ごとに、県内の農協等からの報告をとりまとめ、当該月の子牛の出生等（個体識別番号を含む。）を届出。

カ 改良センターは、子牛ごとに個体識別番号を確認後、当該番号に決定した旨を県基金協会に通知。（エの届出の直後に通知されます。）

キ 県基金協会は農協等に個体識別番号を通知し、農協等は、当該個体識別番号を付した耳標を子牛に装着。

## 6. と畜者が行うとさつの届出について

### (1) 法におけると畜者等の役割

法において、と畜者は、牛個体識別台帳の最終履歴情報であるとさつ年月日等を届ける者であると同時に、その後の川下へ向けて流通する牛肉について個体識別番号を最初に伝達する重要な役割を果たしています。このような生きた家畜から牛肉という食品に変換される工程を管理する者の表示は、消費者へ個体情報を正確に伝達するための個体識別番号の表示の起点となります。

また、食肉卸売市場等の場合にみられるように、出荷者から牛を引き受けとさつまで牛を管理をする者（荷受業者）が「と畜者」と異なる場合は、牛及び牛肉

に関する正確な情報の管理と伝達が図られるよう荷受業者については、実質的に出荷者と牛を関連づける唯一の情報の管理者であることから、たとえ1日程度の牛の管理であっても当該牛についての「管理者」として、譲受け等について農林水産大臣への届け出が義務付けられています。

## (2) と畜者の届出事項とその方法

### 届出事項

と畜者は、牛をとさつした場合には、以下に掲げる事項について、農林水産大臣（実際には、事務委任を受けている家畜改良センター）に報告しなければなりません。

ア 当該牛の個体識別番号

イ とさつの年月日

ウ と畜者の氏名又は名称及び連絡先（電話番号）

エ 当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地

オ 譲り受け等の相手方の氏名又は名称及び連絡先（電話番号）

### 届出の方法

実際の家畜改良センターへの届出は、上記の事項について、

ア 改良センターから示された様式により記入してFAXで送付する方法

イ 改良センターが提供するID連携システム（後述）の活用により届け出る方法

ウ 改良センターが提供するLOシステムの活用により届け出る方法

のいずれかの方法により行ってください。アにより届け出る者については、当該枝肉が牛肉として流通する時期を考慮し、原則としてとさつの日から3日以内に報告してください（3日分まとめていただいても結構です）。

なお、平成15年11月15日からの届出については、改良センターの定める新たな様式を用いて報告してください。

### 牛を譲り受ける荷受業者とと畜者が固定されている場合の対応

食肉卸売市場で見られるように同一のと畜場において、牛を譲り受ける「荷受業者」と「と畜者」がそれぞれ固定されている場合は、両者の連名により、個体識別番号、譲渡し等の年月日、譲受け等の年月日等の事項を届け出ることができます。この場合、連名で届け出するための改良センターから示された様式による報告やID連携システムを活用ください。

### 譲受け等の相手方等を特定することが難しい場合の対応

のオの譲受け等の相手方の氏名又は名称及び連絡先(電話番号)について、譲受け等の相手方等である出荷者以外の「管理者」をにわかに特定することが難しい場合にあっては、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の運用について」(平成15年7月2日付け生畜第2072号農林水産

省消費・安全局長、生産局長通知。以下「運用通知」という。)第5の3に準じ、牛の売買代行者等の氏名又は名称及び連絡先を改良センターに報告してください。

### (3) と畜場におけるID連携システムの活用

#### ID連携システム

ID連携システムとは、と畜場、家畜市場、農協、育成牧場及び大規模農場等の多数の牛の異動(移動、と畜)を行う者を対象として、届出を正確かつ迅速に行うために、ハンディターミナル(バーコードの読みとり機能を有します。以下「HT」という。)を用い、耳標や出生報告カード等から個体識別番号のバーコードを読みとり、届出をするシステムのこと、改良センター及び(社)家畜改良事業団が利用者に対しシステム(ソフト)を提供しています。

また、このシステムは利用者にとっては、HTで読みとった複数の個体識別番号を一括検索できる等、個体識別情報の迅速な確認・収集が可能となるとともに、改良センターからフィードバックされる最新の個体識別情報が活用できる等、業務の効率化に役立てることができます。

このように、ID連携システムは、と畜場における個体識別番号の管理や枝肉への正確な表示を支援するものであり、牛のとさつ頭数が多いと畜場では、当該システムの活用をお勧めします。

#### と畜場におけるシステム利用の手順概要

と畜場におけるID連携システムの利用は、次のような手順で行われます(具体的に活用をする場合は、改良センターにお問い合わせ下さい)。ここでは、と畜場における手順を示しますが、家畜市場や農協等での利用手順も同様となっています。

ア と畜場の係留所において受け入れた牛の耳標のバーコード(個体識別番号)をHTで読み取ります。

イ HTに蓄積されたデータをと畜場の事務所にあるID連携システムがインストールされているパーソナルコンピュータ(以下「PC」という。)へ取り込みます。

ウ 譲受けの相手先を入力します。

エ エラーデータリストでエラーの有無をチェックし、エラーがあった場合は、修正を行います。

オ 報告者(と畜者等)は、必要とする帳票をPCから印刷します。

カ と畜場のPCからイントラネットを経由して改良センターへ転送します。

キ 転送されたデータは、改良センターにおいて自動的にエラーチェックが行われた後、直接データベース(牛個体識別台帳)に取り込まれます。

ク このとき、同時に報告者のPCに対し、登録された個体情報が返されます



ので、報告者は情報の内容を確認することができます。

#### (4) 牛の出荷情報と個体識別情報が異なる場合の措置

と畜場は、生きた牛が牛肉という食品へ変換する重要なポイントであり、その後の表示の起点となることから、出荷者からの出荷情報(品種、生年月日、性別、産地等)と個体識別台帳の個体識別情報の内容を確認し、齟齬があった場合には、誤りが修正されるようにする必要があります。

このような場合は、まず、荷受業者又はと畜者は、出荷者に対し、当該情報について正確な内容を確認します。

これにより、改良センターの個体識別台帳の情報の誤りが確認されれば、出荷者に、改良センターにその旨を申し出なければならないことを伝えて下さい。出荷者(出荷した管理者、又は管理者からの依頼により出荷しさらに修正を依頼された者)は、改良センター理事長へ、修正事項等を記入した訂正請求書(牛個体識別台帳修正請求書: 3(1)又は(2))を提出する必要があります。

改良センターでは、申し出があった場合は、内容を確認した上で個体識別情報を修正します。

#### (5) と畜場でとさつされなかった牛の取扱

と畜場に搬入され、一旦係留所に収容された牛が、と畜場での生体検査の合格が得られない等により、とさつされずにと畜場から搬出された場合は、と畜者は当該牛について改良センターへの報告義務はありません。また、同様に食肉卸売市場の荷受業者においても、とさつがない場合、当該荷受業者は、当該牛について運用通知第1の2の(1)の力に掲げられた「荷受業者」とはなりませんので、当該牛について譲渡し等の届出の義務はありません。

と畜場において、とさつを待たずに死亡した牛については、4-4の死亡の届出に従って対応します。

#### (6) と畜者による個体識別番号の表示

枝肉に対する個体識別番号の表示とその方法

ア と畜場から引き渡される特定牛肉は枝肉の形態を取っていますが、法では、と畜者が、この枝肉に対応する牛の個体識別番号を表示しなければならないこととなっています。同施設で一貫して脱骨処理が行われ、部分肉が製造される場合も同様に枝肉に個体識別番号を表示してください。

イ 表示の方法は、次のような方法が想定されます。

(ア) 個体識別番号を記入したラベルを左右の枝肉に貼付する。

(イ) 個体識別番号を記入した札を左右の枝肉に付ける。

## 個体識別番号に代えた番号等の表示

ア と畜者は、 の表示に代えて、個体識別番号以外の番号や記号で牛を識別できるもので表示をすることができます。具体的には、作業工程上の牛や枝肉を内部的に管理するための独自の枝肉番号やと畜番号(以下「枝肉番号等」という。)を表示することを想定しています。

イ この場合の表示の方法は、次のような方法が想定されます。

(ア) 枝肉番号等を記入したラベルを左右の枝肉に貼付する。

(イ) 枝肉番号等を記入した札を左右の枝肉に付ける。

(ウ) 食用インクで枝肉番号等を左右の枝肉に記載する。

ウ と畜者が、枝肉番号等の表示を行った場合は、引渡しを受ける者に対し、その枝肉番号等に対応する牛の個体識別番号を、「受渡書」、「販売伝票」、「売買仕切書」、「出荷牛履歴書」等の書面で、枝肉番号等に対応する個体が把握できる形で記入し交付しなければなりません。

この場合、コンピュータによるファイル等の電磁的な方法を用いることができますが、その方法について相手方の了承が必要ですので、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の施行について」(平成15年7月2日付け15生畜第2068号農林水産事務次官依命通知。以下「施行通知」という。)第5の1の(2)の事項に留意して行ってください。

## 表示の開始時期

と畜者の表示義務が施行されるのは、平成16年12月1日以降となっておりますが、川下での円滑な制度の普及を図る観点から、できる限り早く表示を行うよう努めて下さい。

## (7) と畜者の帳簿の備付け等

### 帳簿の備え付けと記載事項

と畜者は、帳簿を備え、特定牛肉である枝肉の引渡しに関し、枝肉について、以下の事項を記録しなければなりません。当然ながら、帳簿は当該枝肉ごとに上記の項目が把握できる形態で記録されなければなりません。

ア 個体識別番号

イ 引き渡しの年月日

ウ 引き渡しの相手方の氏名又は名称及び住所

エ 重量

なお、食肉卸売市場において、と畜者でない荷受業者が枝肉の卸売業務を行う場合は、当該荷受業者は、法における「販売業者」となりますので、「販売業者」として法で定める特定牛肉の表示と帳簿の備え付けを行わなければなりません。

## 備付けの方法

帳簿は、文書による帳面によるものではなく、コンピュータ等により処理され、電磁ディスク等で保存されたものでも構いません。帳簿は、本制度のために独立したものを整備する必要はなく、通常の業務で用いている帳簿を活用して、の記載事項を記録する方が効率的です。また、記載事項が的確に確認できるものであれば、記載事項が複数の帳簿にまたがったり（例えば、引渡しの相手方の住所録を別の帳簿で管理）又は伝票等の綴りであっても構いません。

帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存します。

## 備付けの開始時期

と畜者の帳簿の備付けの義務が施行されるのは、平成16年12月1日以降となっています。

## 7 その他

### (1) 耳標の配布及び管理等について

#### 耳標配布の考え方

平成15年度においては、(社)家畜改良事業団から補助事業により、耳標を無償で提供しています。これは、耳標に対する費用負担については、受益者である生産者や利用者等の応分の負担が基本と考えられますが、極力、農家等の管理者の負担が少なくなるよう配慮しているところです。

また、耳標の無償配布は、農家に対する支援すなわち生産振興の取り組みであり、リスク管理を担当する農政事務所が主体となるのは困難であることから、都道府県や民間団体等に推進をお願いすることとなります。

#### 耳標の配布と在庫管理

耳標は、原則として、改良センターの指示を受けた耳標メーカーから1年分まとめて、所属団体(注)に送付されますが、平成15年度においては、農協等一括対応の管理者については農協等に、その他個別の管理者についてはそれぞれの管理者に直接送付されています。送付された耳標に印字されている個体識別番号とその配布先はすべて改良センターにおいて管理し、配布済みの耳標と出生等の届出により装着が確認された耳標の個体識別番号から在庫耳標を割り出し、1年間の必要量を送付することを基本としています。

なお、各種届出のための報告カードは、耳標の送付の際に耳標の明細リストと併せて送付されますが、平成15年度は、12月1日の新法施行のため、新様式の報告カードが別途配布されます。

また、配布耳標に不足が生じそうな場合等は、所属団体を經由して都道府県と改良センターが協議して対応(追加発送、地域での管理換え等)します。

(注) 補助事業において、管理者に対する耳標等の配布や過不足のとりまとめをして頂いている団体です。

## 耳標の管理換え

送付した耳標は、その所有を管理者毎に管理しているため、配布された管理者と異なる管理者が装着し報告を行うと、改良センターはエラーと判断します。そのため、報告が受け付けられないこととなります。このため、あらかじめ配布された管理者と異なる管理者が使用する場合には、都道府県経由で改良センターへ「耳標管理農家変更通知申請書」により耳標の管理換えを実施してください。

## 脱落時の耳標の再発行

耳標を取り外した場合や脱落又は破損した場合には、耳標の再装着の必要があるため管理者は、速やかに直接又は耳標の一括配布先に依頼し、下記事項について「耳標再発行整理用紙」に整理した上で、耳標の再発行を原則として音声応答システム（186-0037-80-1777）で請求してください。

## （２）現在装着されている耳標について

### 現在配布されている耳標

4-3の（１）の規格に基づく耳標として、補助事業では、現在次の耳標を配布しています。

#### 【雌タッグ（突起のない耳標）】

- ・首部分：NLBC（注）のロゴ
- ・上段：JPと番号の上5桁（小文字）
- ・中段：バーコード
- ・下段：番号の下5桁（4桁大文字で  
チェックデジットは小文字）



#### 【雄タッグ（突起のある耳標）】

- ・首部分：NLBCのロゴ
- ・上段：JP
- ・中段：10桁（小文字）
- ・下段：空白（農家が管理番号の  
記入等に活用）



（注）NLBCは、改良センター（National Livestock Breeding Center）の略称です。

## その他の耳標

次のような耳標も、個体識別番号を示す耳標として使用されています。これらは、法施行後も引き続き使用できます。（在庫があっても、新たに装着はしないで下さい。）

耳標に表示されている個体識別番号は9桁です。届出等の際には、先頭に「0」を追加することで、10桁の個体識別番号となります。

なお、いずれの耳標も、大きな4文字は、9桁の番号の一部を拡大したものであるので注意して下さい(番号が9+4の13桁ということではありません)。

#### 【モデル耳標】



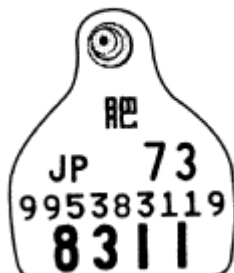
平成9年度からのモデル事業で使用された耳標です。左側の大きな耳標が両耳に装着されている場合と、片耳には右側のボタン型が装着されている場合があります。

左図の例の個体識別番号は、先頭に「0」を付して、

1 0 0 0 3 0 1 8 1      0 1 0 0 0 3 0 1 8 1

となります。

#### 【新マル緊耳標】



肥育牛が対象となる新マル緊事業で使用された耳標です。事業上、片耳のみの装着のため、両耳に耳標が装着されていない場合には、(1)の耳標の再発行手続きに従い、もう一方の耳に装着する耳標を請求し、装着する必要があります。

左図の例の個体識別番号は、先頭に「0」を付して、

9 9 5 3 8 3 1 1 9      0 9 9 5 3 8 3 1 1 9

となります。

### (3) 改良センターへの届出の方法等について

改良センターへの届出のための報告については以下の方法により実施してください。

この場合、以下の～による報告は直接データベースに取り込まれるため、基本的に出生の報告または輸入の報告を行った翌日には、改良センターから個体識別番号が通知され、インターネット上に公表されますが、のFAXによる届出の場合、データベースへの取り込みに1週間程度かかるため、インターネット上の公表等はこれ以降となります。

また、～による報告の場合、事前に改良センターとの協議は不要ですが、～の報告を新たに実施する場合には、改良センターと協議が必要となります。  
FAX(0037-80-2525)

改良センターは、FAXを受信し、報告種類ごとに、エラーのチェックと照会作業を行い、データベースへ入力します。最終入力時にも自動的にチェックされます。この場合、データベースへの取り込みに1週間程度必要とします。  
電話での音声応答システム(186-0037-80-1777)

電話での音声応答システムから報告されたデータについては、自動的にエラーチェックが行われた後、直接データベースへの取り込みが行われます。

パソコンによるWEB報告システム(<https://www.id.nlbtc.go.jp/>)

パソコンから報告されたデータについても、自動的にエラーチェックが行われた後、直接データベースへの取り込みが行われます。

FTP（ファイル・トランスファー・プロトコル）

イントラネットを通じて一括報告されたデータは、自動的にエラーチェックが行われた後、データベースへの取り込みが行われます。エラーとして取り込まれなかったデータは、エラーファイルとして所定のフォルダに保存されるため、報告者が自由にアクセスしてエラーを解消して再報告することができます。

LO（ローカルオフィス）

農協等のインターネットメールが可能な環境を持つパソコンから、LOソフト（専用ソフト）によって一括報告されたデータは、自動的にエラーチェックが行われた後、直接データベースへの取り込みが行われます。

ID連携システム

譲渡し等及び譲受け等の報告、と畜場、家畜市場等の異動の報告を行うID連携システム（報告された個体識別番号の登録内容を返すことができ、現地での照合が可能となるシステム）により報告されたデータは、自動的にエラーチェックが行われた後、直接データベースへの取り込みが行われます。

## 管理者以外のマスタ登録について

### 1. マスタ登録の目的

管理者は、出生等の届出にあたり、自らの氏名(法人の場合はその名称)、住所及び連絡先(電話番号)、飼養施設の所在地を届け出なければなりません。また、譲渡し等及び譲受け等の届出にあたっては、自らの氏名等に加え、譲渡し等又は譲受け等の相手先の氏名(法人の場合はその名称)及び連絡先(電話番号)を届け出る必要があります。

しかし、氏名や住所等の文字情報は間違いやすく、省略した場合としない場合(例:「5丁目6番地」と「5-6」)等で同一性の確認も困難なこと、また、記入に手間がかかること等から、従来より、あらかじめマスタに登録し、管理者は、自らのコードを届け出ることによって、氏名等の届出が自動的に行われるようにしています。(農家等のマスタは、本制度では「管理者マスタ」と呼ぶべきところですが、従来からの「農家マスタ」との呼称が定着しているため、荷受業者を除く管理者のマスタを今後も「農家マスタ」ということにします。同様に管理者コードは「農家コード」ということにします。)

また、本制度では、譲渡し等及び譲受け等の届出にあたって、譲渡し等又は譲受け等の相手先の氏名(法人の場合はその名称)及び連絡先(電話番号)を届け出ることにも必要となりました。さらに、相手先がすぐには分からない場合には、牛の売買を仲介する直接の移転先・移転元である農協、家畜商、家畜市場等を届け出てもよいことになっています。

このため、農家等に加え、新たに管理者となる荷受業者や、譲渡し等又は譲受け等の相手先となる農協、家畜商(農家マスタに登録されていない者)、家畜市場等についても、マスタへの登録を進めることとします。

さらに、農家等個人のコード一覧等は公表しませんが、と畜者、荷受業者、農協、家畜市場等は、リストを公表することで、管理者の円滑な届出に役立てることとします。

### 2. マスタ登録の進め方

新たにマスタ登録を行う者及び改めて登録を行う者は、農家マスタに登録されていない次の者です。(農家マスタの修正及び追加登録については、3(3)を参照して下さい。)

#### (1) と畜者及び管理者に該当する荷受業者

と畜者が、と畜場の設置者とは異なる場合があること、本制度の荷受業者に該当する者の判断が難しい場合があること等を踏まえ、従来のと畜場のマスタを再整備し、と畜場ごとのと畜者と荷受業者のリスト(以下「と畜場リスト」といいます。)を作成し、リスト掲載者を改めてマスタ登録することとします。すなわ

ち、本制度において管理者としての届出が必要な荷受業者は、当該リストの記載者のみとなります。( 4 )

また、管理者、家畜商、農協に該当しないいわゆる「肉屋さん等」がと畜場に牛を出荷する場合があります。家畜商や農協、それに家畜市場は、家畜商法、農業協同組合法、家畜取引法に基づき許可された者であり、便宜的に相手先として届け出られた場合であっても、問題が発生した場合には、牛の異動の履歴調査への協力が期待できますが、肉屋さん等の場合には、協力を拒否された場合には、調査が困難となることが予想されます。すなわち、基本的には届出の相手先とすることは不適切です。そのため、肉屋さん等が牛をと畜場に搬入した場合には、荷受業者又はと畜者は、肉屋さん等に牛の購入先（もしくはさらにその先の管理者）を確認し、その購入先を相手先として届け出る必要があります。

しかし、現行の取引では、肉屋さん等に逐一購入先を確認することが困難な場合もあるのが実態でもあるため、当分の間の措置として、牛の異動履歴の調査の必要性が生じた場合に、調査に協力することを、と畜者又は荷受業者と約した肉屋さん等に限り、マスタに登録し、届出の相手先とすることを認めることとします。（と畜場リストに記載しますが、肉屋さん等については公表はしません。）

## ( 2 ) 家畜商

現在、家畜商の免許を持つ方は約5万人ですが、そのうち、マスタに登録が必要なのは、牛の取引に実際に関わっている者です。地方農政事務所は、県畜産課と協議し、県家畜商組合等の協力を得ながら、マスタ登録等を進めて下さい。

ただし、家畜商の中でも、農家として牛を飼養している場合には、既に農家マスタに登録され、農家コードを持っているので、改めてマスタ登録する必要はありません。農家コードが家畜商コードになることを伝えて下さい。

牛を飼養をしていない家畜商の場合には、家畜商としてのコードを新たに設定する必要があることを伝え、マスタ登録を行って下さい。

家畜商のマスタ登録については、できるところから順次進めて下さい。新たにマスタ登録する者だけでなく、農家マスタに登録されている者に対しても、家畜商としての業務を行った場合には、相手方に自分のコードを知らせる必要があることを周知して下さい。

なお、改良センターに、コードではなく、氏名・電話番号で報告される者について、当人への確認とマスタへの登録を進めていくことも検討中です。

( 補足 ) 「親が家畜商としての業務をし、子が牛を飼っている。別々にマスタ登録したいが、・・・。」という問い合わせが多くあります。このような場合は、親を家畜商として新たに登録することとし、コードについては改良センターに相談して下さい。



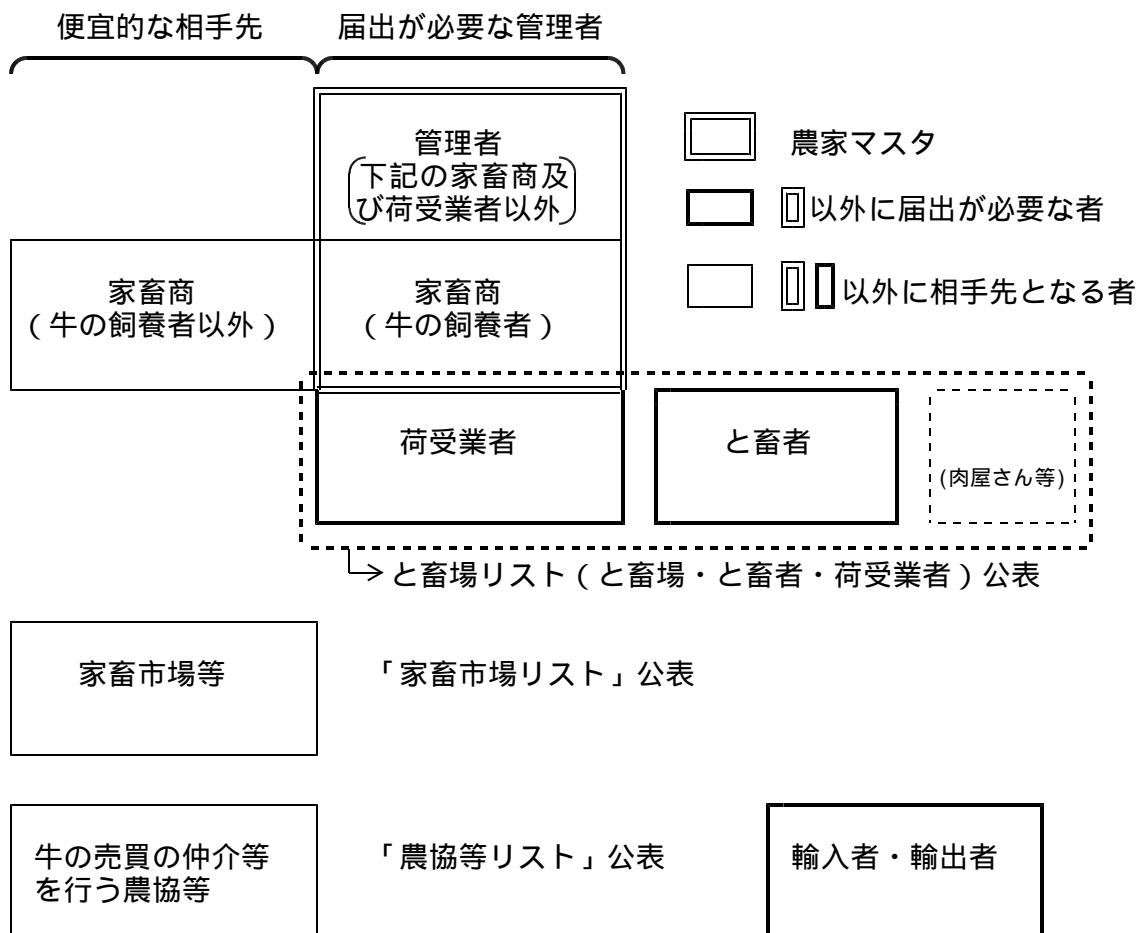
(3) 家畜市場等及び農協

家畜市場等については、従来のマスタ等に基づき、地方農政事務所において確認を行いマスタ登録を行います。マスタ登録を行った家畜市場等については、管理者の円滑な届出の参考とするため、「家畜市場リスト」として公表します。

(5)

牛の取引にかかわる農協については、地方農政事務所において、県畜産課等の協力を得て調査を行い、該当する農協に新たにコードを設定し、マスタ登録を行います。マスタ登録を行った農協については、家畜市場等と同様に、「農協リスト」として公表します。(6)

マスタ登録の対象者



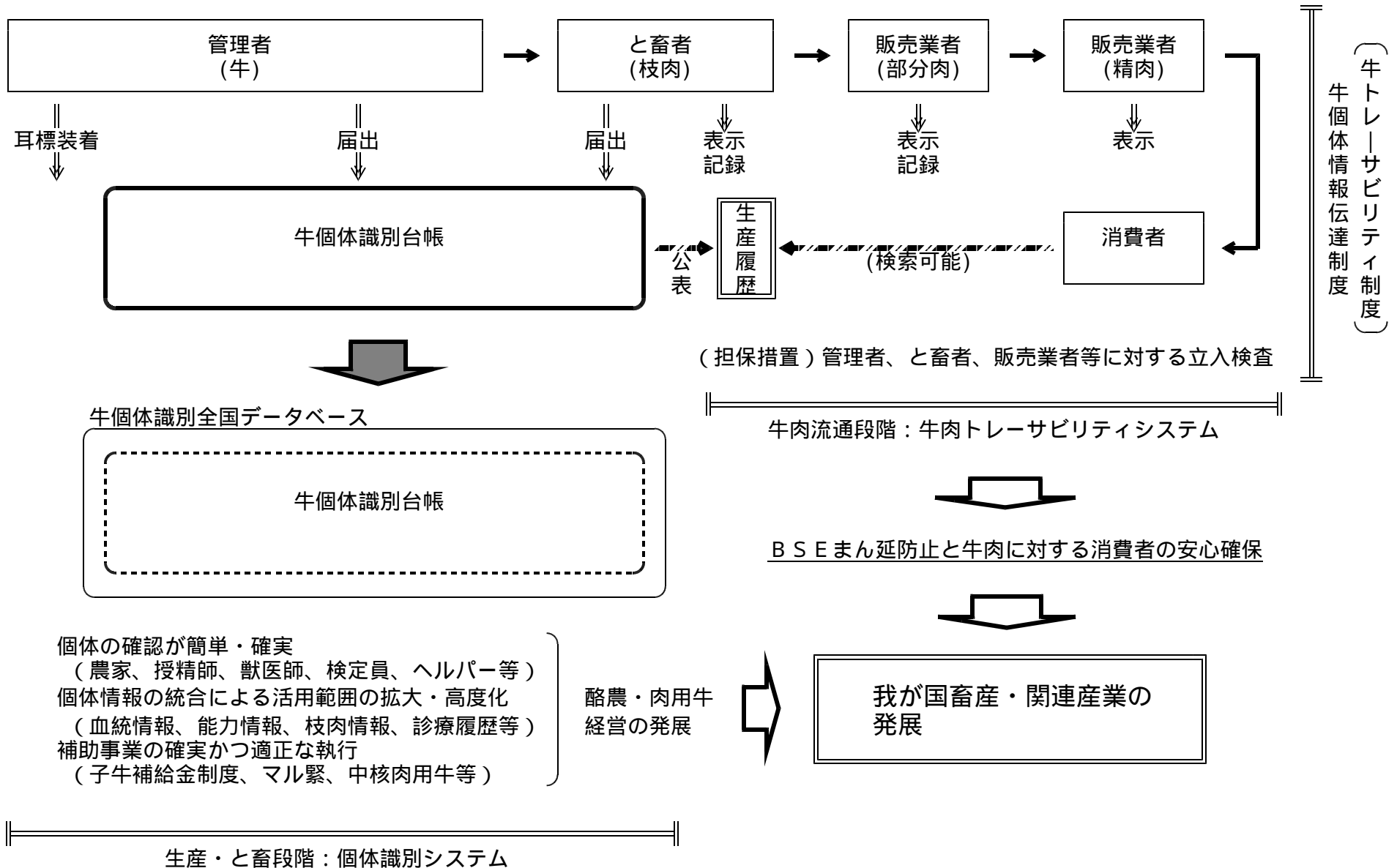
(注) 農協等リストは、牛の売買の仲介等を行う農協のリストであって、管理者としての農協(繁殖センター等)は含みません。

## 参考資料

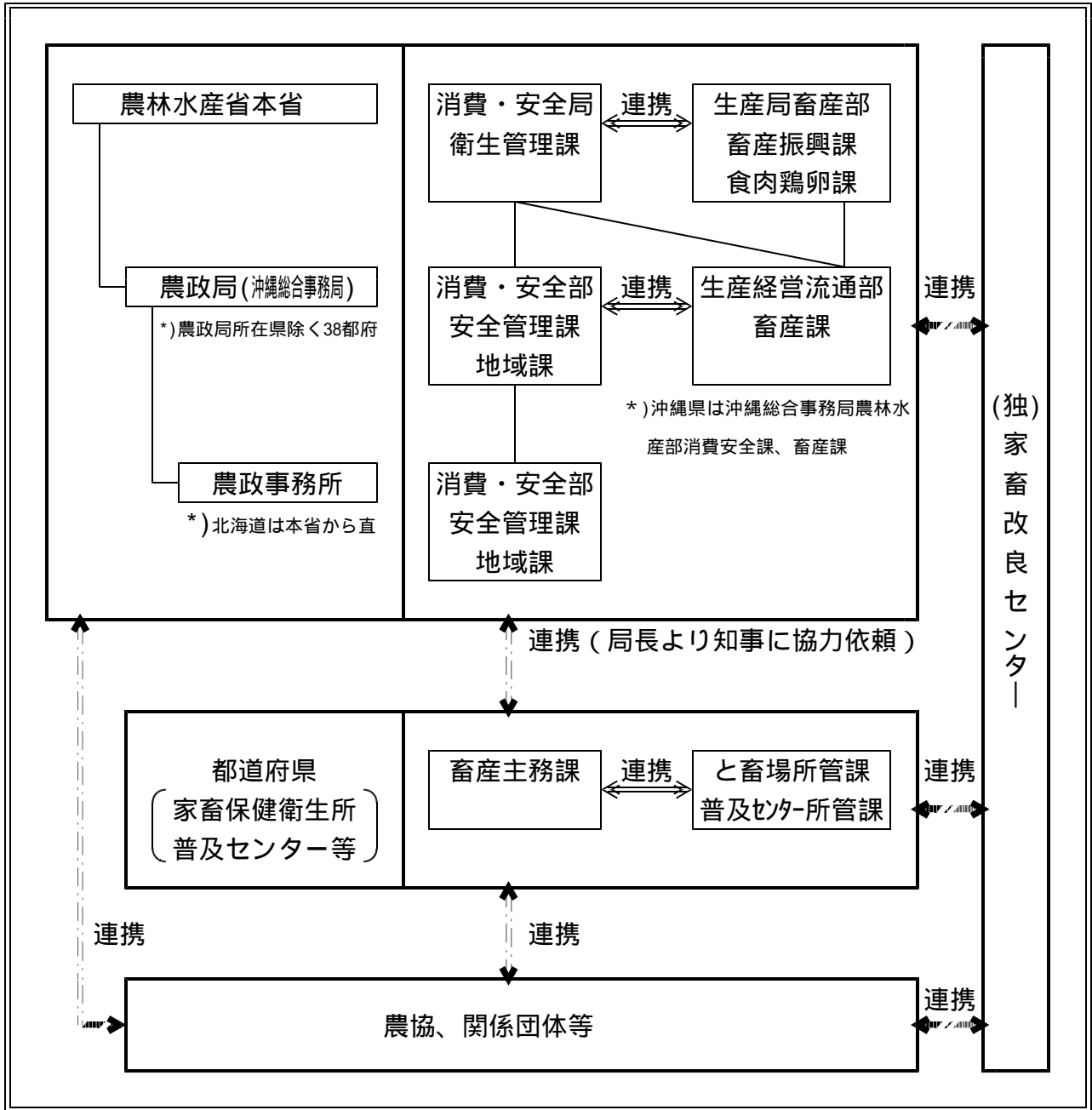
1	説明参考資料	
	(参考1) 牛個体識別システムと牛肉トレーサビリティシステム	(48)
	(参考2) 制度の円滑な実施のための協力・推進体制	(49)
	(参考3) 出生報告及び耳標装着の手順	(50)
	(参考4) 牛肉トレサ法に基づく種別区分の整理	(51)
2	業務補足資料	
	(別紙1) 既存牛リストの事例	(52)
	(別紙2) 既存牛の再届出にかかる基本計画	(54)
	(別紙3) 再届出農家リスト作成のための農家マスタの修正について	(56)
	(別紙4) 農家マスタ項目修正・追加依頼書	(57)
3	牛個体識別全国データベース修正請求書(H15.12.1改訂版)及び 飼養地情報開示方法通知書(H15.12.1改訂版)	(58)
4	と畜場リスト	(62)
5	家畜市場リスト	(67)
6	農協リスト	(71)

(注) 従来添付していた報告カード様式等は、改良センターが作成した「農家向け届出マニュアル」を参照して下さい。

(参考1) 牛個体識別システムと牛肉トレーサビリティシステム



(参考2) 制度の円滑な実施のための協力・推進体制(生産・と畜段階)



支援(指導)

指導

指導

管理者

既存牛の再届出 (H15.12.1~H16.2.29)  
 出生の届出、耳標の装着、変更の届出、  
 死亡の届出、譲渡し等の届出、譲受け  
 等の届出

と畜者

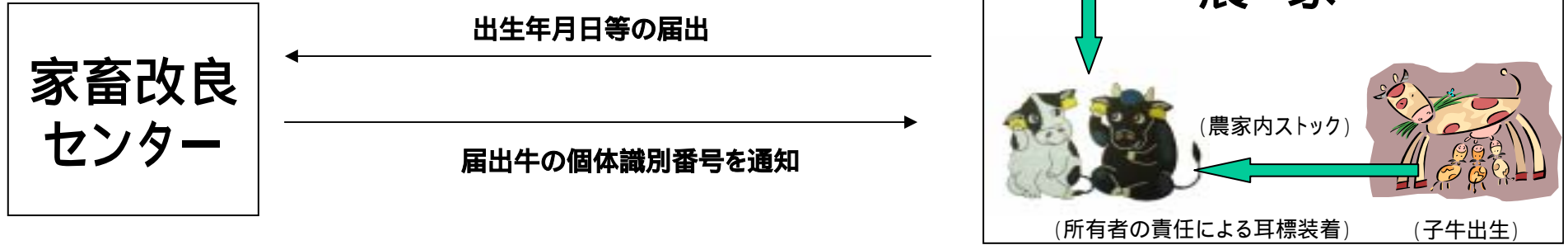
とさつの届出

輸入・輸出者

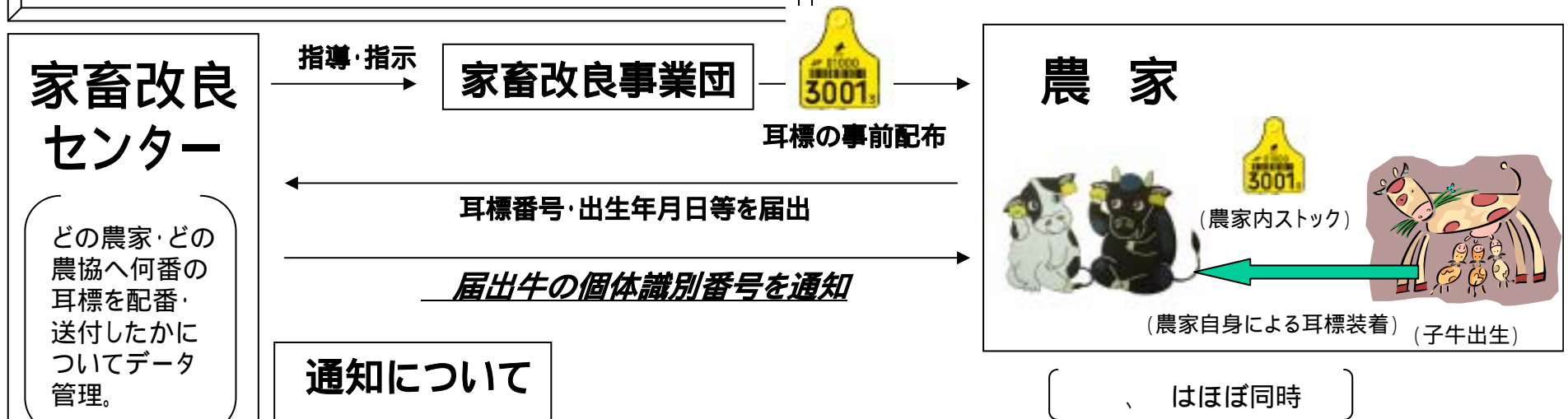
輸入の届出、譲  
 り渡しの届出、  
 輸出の届出

# (参考3) 出生報告及び耳標装着の手順

## 基本的な仕組み



## 耳標を早期に装着するための現行の流れ



### 通知について

- ・電話報告 → 出生報告の際に個体識別番号を通知
- ・PC報告 → 出生報告を受けDBに入力後、NLBCからメールで個体識別番号を通知
- ・FAX報告 → 出生報告を受けDBに入力後、NLBCから直接FAXで個体識別番号を返信通知

どの農家・どの農協へ何番の耳標を配番・送付したかについてデータ管理。

(参考4)牛肉トresa法に基づく種別区分の整理(父牛・母牛に基づき種別を分類した場合)

父の種別 母の種別	黒毛和種	褐毛和種	日本短角種	無角和種	黒毛×褐毛	和牛間交雑種	肉専用種	ホルスタイン種	ジャージー種	乳用種	交雑種
黒毛和種	黒毛和種	黒毛×褐毛	和牛間交雑種	和牛間交雑種	黒毛×褐毛	和牛間交雑種	肉専用種	交雑種	交雑種	交雑種	肉専用種
褐毛和種	黒毛×褐毛	褐毛和種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	黒毛×褐毛	和牛間交雑種	肉専用種	交雑種	交雑種	交雑種	肉専用種
日本短角種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	日本短角種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	肉専用種	交雑種	交雑種	交雑種	肉専用種
無角和種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	無角和種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	肉専用種	交雑種	交雑種	交雑種	肉専用種
黒毛×褐毛	黒毛×褐毛	黒毛×褐毛	和牛間交雑種	和牛間交雑種	黒毛×褐毛	和牛間交雑種	肉専用種	交雑種	交雑種	交雑種	肉専用種
和牛間交雑種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	肉専用種	交雑種	交雑種	交雑種	肉専用種
肉専用種	肉専用種	肉専用種	肉専用種	肉専用種	肉専用種	肉専用種	肉専用種	交雑種	交雑種	交雑種	肉専用種
ホルスタイン種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	ホルスタイン種	乳用種	乳用種	交雑種
ジャージー種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	乳用種	ジャージー種	乳用種	交雑種
乳用種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	乳用種	乳用種	乳用種	交雑種
交雑種	肉専用種	肉専用種	肉専用種	肉専用種	肉専用種	肉専用種	肉専用種	交雑種	交雑種	交雑種	肉専用種

黒毛和種	褐毛和種	日本短角種	無角和種	黒毛×褐毛	和牛間交雑種	肉専用種	は肉専用種の種別を示している。
ホルスタイン種	ジャージー種	乳用種	は乳用種の種別を示している。				
交雑種	は乳用種×肉専用種(F1)の種別を示している。						

(別紙1) 既存牛リストの事例

所属団体名: 農業協同組合	リスト発行日: 平成15年11月1日
管理者氏名:	農家コード: 9999999999
管理者住所: 東京都千代田区神田神保町 - -	電話番号: 99-9999-9999
飼養施設の所在地: 東京都千代田区神田神保町 - -	FAX番号: 99-9999-9999

調査員氏名	
調査日	

転入日は、参考情報であり修正できません。ただし、個体識別番号から追加する牛については記入して下さい。

No	個体識別番号	存在チェック	生年月日	性別	母牛個体識別番号	牛の種別	転入日( )	メモ欄
1	12012 7530 3		H10/2/12	2:♂	10818 7452 8	1:ホルスタイン種	-	
2	12012 7531 0		H10/10/11	2:♂	10818 7458 0	4:黒毛和種	H11/8/6	
3	12012 7532 7		不明	不明	不明	不明	H11/8/6	
4	12012 7533 4		H11/8/21	2:♂	10818 7463 4	2:ジャージー種	-	
5	12012 7534 1		H13/1/1	2:♂	10818 7466 5	1:ホルスタイン種	-	
6	12012 7535 8		H13/11/15	2:♂	11780 5506 9	1:ホルスタイン種	-	
7	12012 7536 5		H13/12/15	2:♂	10818 7474 0	9:その他	-	
8	12012 7537 2		H14/9/7	2:♂	11780 5513 7	1:ホルスタイン種	-	
9	12012 7538 9							
10	12012 7539 6							
11	12012 7540 2							
12	12012 7541 9							
13								
14								
15								

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法附則第2条の規定により上記のとおり既存牛の届出をします。  
 (管理者の方へ)本リストを管内農政事務所が受理することにより、届け出られた既存牛の個体識別番号が本リスト通りに決定・通知した  
 こととします。なお、明示的に個体識別番号の通知が必要な方は、管内の農政事務所へその旨をお伝え下さい。

管理者氏名	印

【記入にあたって】

- 1.存在チェック欄に、当該牛が存在する場合は「」を、存在しない場合は「×」を、在庫耳標である場合は「有」を、管理換え又は紛失等で耳標が無い場合は「無」と記入して下さい。
- 2.存在チェック欄に「」を記入した牛で、生年月日、性別、母牛個体識別番号、牛の種別について、その記載が無い場合(不明と記載されている場合を含む)は、当該欄に記入し、誤りがある場合は修正して下さい。なお、性別は必須です。
- 3.導入牛等で個体識別番号の記載がない牛については、当該個体識別番号を記入の上、存在チェック欄を「」とし、生年月日、性別、母牛個体識別番号、牛の種別を記入して下さい。なお、性別は必須です。

【記入方法】

- 1.個体識別番号 10桁で記入して下さい。(拡大4桁のみは不可です)
- 2.存在チェック 「」、「×」、「有」、「無」のいずれかを記入して下さい。
- 3.生年月日 和暦(例 H15/11/20)で記入して下さい。
- 4.性別 「1:オス」、「2:メス」のいずれかを記入して下さい。
- 5.母牛個体識別番号 10桁で記入して下さい。(拡大4桁のみは不可です)
- 6.牛の種別 下記のいずれかを記入して下さい。  
1:ホルスタイン種、2:ジャージー種、3:交雑種(肉専用種×乳用種)、4:黒毛和種、5:褐毛和種、6:日本短角種、7:無角和種  
8:黒毛和種×褐毛和種、10:和牛間交雑種(8以外)、11:肉専用種(4～10以外)、12:乳用種(1及び2以外)
- 7.転入日 和暦(例 H15/11/25)で記入して下さい。

**注) 詳しくは、別途配布される説明書を参考にして下さい。**



平成15年9月11日

牛トレーサビリティ制度に基づく既存牛の届出について  
(既存牛の再届出にかかる基本計画)

農林水産省消費・安全局衛生管理課牛トレーサビリティ監視班  
農林水産省生産局畜産部畜産振興課個体識別システム活用班  
独立行政法人家畜改良センター個体識別部長

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(以下「法」という。)附則第二条第2項に基づく既存牛の管理者が行う届出(以下、「既存牛の再届出」という。)については、管理者が円滑かつ適切に届出を行えるよう、基本的に以下の手順により実施することとします。

なお、具体的な業務の進め方は、別添「既存牛の再届出の手引き」を参照して下さい。

1. 届出を行う者及び届出の対象となる牛

- (1) 既存牛の再届出は、12月1日午前0時時点で牛を管理している管理者が、同時点で管理している牛について届出を行うものとします。(同時点でと畜場において管理されている牛の管理者は荷受業者です。)
- (2) ただし、12月1日から7日までの間に牛を導入した管理者には、前の管理者からの転出が12月1日以降であることを確認できない牛についても届出を行うよう依頼します。(11月30日以前に前の管理者から転出している場合、前の管理者からの届出が行われないためです。)(補足(1)参照)

2. 届出の方法

- (1) 地方農政事務所は、管理者ごとの12月1日以前のある時点における繋養牛等のリスト(以下「既存牛リスト」という。)を作成し、都道府県畜産課及び農協等関係団体と協力して、既存牛の再届出の趣旨・方法を説明した上で、各管理者に配布します。
- (2) 管理者は、12月1日午前0時時点で管理している牛に基づき、事前に配布された既存牛リストを確認し修正します。

また、12月1日から7日までの導入牛のうち、前の管理者からの転出が12月1日以降であることが確認できない牛についても、既存牛リストに記入します。

(補足(1)参照)

- (3) 管理者は、修正した既存牛リストを地方農政事務所に提出します。
- (4) 地方農政事務所は、提出された既存牛リストを確認し、記入漏れ等の問題がなければ受理します。(問題があれば管理者に確認し、依頼を受けて修正します。)
- (5) 地方農政事務所は、受理後に届出内容に矛盾等がないかを確認し、必要があれば管理者に確認を行います。また、未届出牛等があった場合には、管理者に追加の届出を行うよう連絡します。

### 3. 個体識別番号の決定・通知

地方農政事務所が既存牛リストを受理することにより、届け出られた既存牛の個体識別番号が当該リスト通りに決定・通知したものとします。(明示的に個体識別番号の通知が必要な管理者には別途通知します。)

#### [補足]

- (1) 12月1日午前0時時点の管理者が不明瞭となることが予想されるケースについては、別途、詳細な対応方法を作成します。(基本的には、12月1日から7日までの導入農家に対する届出の依頼(1(2)及び2(2))、12月中の導入にかかる異動報告の徹底、(独)家畜改良センターにおける未届出牛のチェックとそれに基づく確認を組み合わせて対応することになると考えます。)
- (2) 既存牛リストを何時作成するかの基礎となる、地方農政事務所におけるROシステムを通じた既存牛リスト作成に必要な時間(出力・印字の時間ではなくデータの取得に要する時間)については、現在進めている(独)家畜改良センターによるROシステムの運用試験とそれを踏まえたシミュレーションに基づき、追って連絡します。
- (3) 既存牛リストについては、関係者の意見を踏まえ、牛の掲載順を生年月日順とする(ROシステムの環境設定の変更で個体識別番号順も可能)とするとともに、転入日を参考情報として表示することとしました。ただし、転入日については、個体識別番号から追加する牛については記入が可能ですが、転出の確認を伴うことから既に記載されているものを修正することはできません。
- (4) (独)家畜改良センターにおけるシステム停止は、現在のところ、11月15日から23日の予定です。(この間は既存牛リスト作成に必要なデータの取得はできません。)

(別紙3) 再届出農家リスト作成のための農家マスタの修正について

現在登録されているのは「飼養施設の所在地」の住所等です。

連番	農家コード	農家名(漢字)	農家名(カナ)	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所(漢字)	所属団体コード
----	-------	---------	---------	------	-------	------	--------	---------

\*シートに5列  
挿入して下さい。

電話番号	FAX番号	郵便番号	住所(漢字)	通知先FAX
------	-------	------	--------	--------

「管理者の住所」が「飼養施設の所在地」と異なる場合のみ、記入して下さい。(注参照)

このFAX番号欄が空欄の方で、届出をFAXで行っている方については、  
個体識別番号の通知先(牛舎、自宅にFAXがない場合は農協等)のFAX番号を、  
右の欄に記入して下さい。(元の欄は記入不要)

(注) 現在登録されている飼養施設と住居が離れている場合であっても、実際に連絡を取るために必要な住所として飼養施設が適当な場合(1日の大半を牛舎で過ごしている場合)には、記入の必要はありません。(「管理者の住所」=「飼養施設の住所」とみなします。)

(別紙4)

**農家マスタ 項目修正・追加依頼書**

依頼者 所属 \_\_\_\_\_ (所属団体名・部課係を記入)

氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

依頼日(必須) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 変更開始日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

依頼理由 既登録事項の是正 登録事項の変更 追加 経営継承  
その他( \_\_\_\_\_ )

農家(飼養地)コード(必須)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(農家コードは訂正対象外です)

下記項目のうち、修正・追加の必要な項目にのみ記入してください。

農家(管理者)氏名

修正前	
修正後	フリガナ

管理者の電話番号

修正前	-	-
修正後	-	-

管理者のFAX番号

修正前	-	-
修正後	-	-

管理者の住所

修正前	〒 -
修正後	〒 - フリガナ

郵便番号は7桁で。

飼養施設の電話番号

修正前	-	-
修正後	-	-

飼養施設のFAX番号

修正前	-	-
修正後	-	-

個体識別番号番号通知受信用FAX番号

修正前	-	-
修正後	-	-

飼養施設の住所

修正前	〒 -
修正後	〒 - フリガナ

所属団体

	コード(電話番号)	名称
修正前		
修正後		

下記に該当する場合、に✓を記入した上、該当する理由を で囲んでください。  
なお、牛飼養中止の場合は、上の農家コードの他、農家氏名、電話番号、FAX番号、住所、所属団体の修正前欄に各項目を記入した上で申請してください。

耳標配布不要 (理由: 1.牛飼養中止 2.肥育専用経営 3.公共牧場や公共牧野 9.その他 )

通信欄
-----

3 牛个体識別全国データベース修正請求書及び飼養地情報開示方法通知書  
(1) 自らの報告を修正する場合の様式

牛个体識別全国データベース修正請求書

平成 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称

印

管理者等の  
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「独立行政法人家畜改良センター牛个体識別全国データベースの修正、情報の公表に関する手続き」第2条第1項の規定に基づき、記録事項の修正を行いたいので下記により請求します。

記

1 修正に係る牛の个体識別番号

2 修正の内容

正	誤

3 連絡先(電話番号、FAX番号、Eメールアドレ)ス

4 その他

(日本工業規格A4)

( 2 ) 購入者が購入先の管理者の報告の誤り等を修正する場合の様式

牛個体識別全国データベース修正請求書

平成 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称

印

管理者等の  
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、情報の公表に関する手続き」第2条第2項の規定に基づき、記録事項の修正を行いたいので下記により請求します。

記

1 修正に係る牛の個体識別番号

2 修正の内容

正	誤

3 連絡先（電話番号、FAX番号、E\_メールアドレス）

4 その他（記録の漏れ又は誤りがあることを証する書面を添付すること）

（日本工業規格 A 4）

(3) インターネットでの氏名等の情報開示を通知する場合の様式

飼養地情報公表通知書

平成 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

注)

氏名又は名称 印

管理者等の  
コード番号 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、情報の公表に関する手続き」第3条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

牛個体情報のうち飼養地に係る情報を一般アクセス用データベースから提供するに当たって、私の管理者特定情報（管理者の氏名又は名称及び飼養施設の住所に限る）を公表することに同意します。

連絡先（電話番号、FAX番号、Eメールアドレス）

注) 管理者等が複数の場合は、「別記のとおり」と記入し、別記に公表する管理者等を記入すること。

(日本工業規格 A 4)

別記

公表する管理者等

管理者等の コード番号	氏名又は名称	連絡先 (電話番号、FAX、番号、eメールアドレス)	印	備考

( 日本工業規格 A 4 )



と畜場リスト(と畜者及び管理者として届出が必要な荷受業者)

平成15年11月時点

都道府県	と畜場の名称	設置者	と畜者	コード	管理者に該当する荷受業者	コード
1	北海道 ㈱北海道チルドミート 北見食肉センター	㈱北海道チルドミート代表取締役社長	㈱北海道チルドミート	0157353811		
2	㈱北海道畜産公社 上川事業所 道北食肉センター	㈱北海道畜産公社代表取締役社長	㈱北海道畜産公社上川事業所	0162343141		
3	㈱北海道畜産公社 道央事業所 日胆工場 早来食肉流通センター	㈱北海道畜産公社代表取締役社長	㈱北海道畜産公社道央事業所	0145223911		
4	池田町食肉センター	池田町長	池田町	0155722404		
5	㈱ムッターハム函館工場	㈱ムッターハム取締役社長	㈱ムッターハム函館工場	0137425929		
6	空知ミート食肉センター	空知ミート(株)代表取締役社長	空知ミート(株)	0167453107		
7	名寄市立と畜場	名寄市長	ニチロ畜産(株)名寄工場	0165424554		
8	日本フードパッカー(株)道南工場と畜場	日本フードパッカー(株)代表取締役	日本フードパッカー(株)	0137634129		
9	㈱北海道畜産公社 釧路事業所	㈱北海道畜産公社代表取締役社長	㈱北海道畜産公社釧路事業所	0154573857		
10	日本フードパッカー(株)道東工場と畜場	日本フードパッカー(株)代表取締役	日本フードパッカー(株)	0152462201		
11	㈱北海道畜産公社 北見事業所 北見地区総合食肉流通センター	㈱北海道畜産公社代表取締役社長	㈱北海道畜産公社北見事業所	0152662221		
12	㈱北海道畜産公社 十勝事業所 十勝総合食肉流通センター	㈱北海道畜産公社代表取締役社長	㈱北海道畜産公社十勝事業所	0155376611		
13	㈱北海道畜産公社 函館事業所	㈱北海道畜産公社代表取締役社長	㈱北海道畜産公社函館事業所	0138492982		
14	㈱北海道畜産公社 上川事業所 上川総合食肉流通センター	㈱北海道畜産公社代表取締役社長	㈱北海道畜産公社上川事業所	0166576251		
15	青森県 ㈱青森畜産公社 津軽食肉センター	(株)青森畜産公社代表取締役社長	㈱青森畜産公社	0172584652		
16	㈱三戸食肉センター	㈱三戸食肉センター代表取締役	㈱三戸食肉センター	0179252211		
17	十和田食肉センター	十和田地区食肉処理事務組合	十和田地区食肉処理事務組合	0176237321		
18	日本フードパッカー(株) 青森工場	日本フードパッカー(株) 青森工場	日本フードパッカー(株) 青森工場	0178523181		
19	岩手県 (株)岩手畜産流通センター	(株)岩手畜産流通センター代表取締役社長	(株)岩手畜産流通センター	0196724181		
20	東北農業研究センターと畜場	(独)農業・生物系特定産業技術研究機構理事	東北農業研究センターと畜場	0196433540		
21	宮城県 仙台市ミートプラント	仙台市長	(株)仙台ミートプラント	0222583131	仙台中央食肉卸売市場(株)	0222586011
22	宮城県食肉流通センター	(株)宮城県食肉流通公社	(株)宮城県食肉流通公社	0220551111		
23	秋田県 (株)秋田県食肉流通公社	(株)秋田県食肉流通公社代表取締役社長	(株)秋田県食肉流通公社	0188822161		
24	(株)北鹿食肉流通センター	(株)ミートランド代表取締役	(株)ミートランド	0186323010		
25	山形県 米沢市食肉センター	米沢市	(株)置賜畜産公社	0238220025		
26	(株)山形県食肉公社	(株)山形県食肉公社	(株)山形県食肉公社	0236845656		
27	(株)庄内食肉公社	庄内広域行政組合	(株)庄内食肉公社	0234451250		
28	福島県 会津若松食肉事業協同組合	会津若松食肉事業協同組合	会津若松食肉事業協同組合	0242275080	会津畜産	0242241360
29	㈱福島県食肉流通センター	㈱福島県食肉流通センター	㈱福島県食肉流通センター	0249433300	福島県食肉事業協同組合 スターゼンミートグループ郡山工場	0249446698 0249412111
30	茨城県 筑西食肉衛生組合 食肉センター	筑西食肉衛生組合 管理者 下館市長	筑西食肉衛生組合	0296324141		
31	㈱茨城県中央食肉公社	㈱茨城県中央食肉公社	㈱茨城県中央食肉公社	0292926811		
32	下妻と畜場	下妻地方食肉協同組合理事	下妻地方食肉協同組合	0296442930		
33	栃木県 那須地区食肉センター	那須地区広域行政事務組合	栃木県北食肉事業協同組合	0287225562		
34	(独)農業・生物系特定産業技術研究機構畜産草地研究所 草地研究センター	畜産草地研究所草地研究センター産肉技術研究室長	畜産草地研究所草地研究センター	0287360111		
35	㈱両毛食肉センター	㈱両毛食肉センター代表取締役社長	㈱両毛食肉センター	0284911420		

都道府県	と畜場の名称	設置者	と畜者	コード	管理者に該当する荷受業者	コード
36	栃木県畜産公社	栃木県畜産公社代表取締役社長	栃木県畜産公社	0286565991		
37	群馬県 群馬県食肉卸売市場	玉村町長	群馬県食肉卸売市場	0270652011		
38	高崎食肉センター	群馬県同和食肉事業協同組合	群馬県同和食肉事業協同組合	0273438355		
39	埼玉県 さいたま市と畜場	さいたま市長	さいたま食肉市場(株)	0486442929		
40	川口と畜場	川口食肉荷受(株)社長	川口食肉荷受(株)	0482233121		
41	越谷食肉センター	日本畜産興行(株)社長	日本畜産興行(株)	0489651447		
42	和光ミートセンター	明治アグリ(株)社長	明治アグリ(株)	0484633813		
43	協業組合本庄食肉センター	協業組合本庄食肉センター代表理事	協業組合本庄食肉センター	0495218618		
44	千葉県 千葉県食肉公社	千葉県食肉公社	千葉県食肉公社	0479621073		
45	印旛食肉センター-事業協同組合 印旛食肉センター	印旛食肉センター-事業協同組合理事長	印旛食肉センター-事業協同組合	0476362215		
46	光町営東陽食肉センター	光町長	南土屋畜産	0475822228		
			大木畜産	0479822598		
47	県南畜産処理事業協同組合 (南総食肉センター)	県南畜産処理協同組合	県南畜産処理協同組合	0475441881		
48	東京都 都立芝浦屠場	東京都知事	東京都	0334744731	東京食肉市場(株)	0337403111
49	八王子市食肉処理場	八王子市長	八王子食肉処理場利用組合	0426467455		
50	大島町と畜場	大島町長	大島町	0499221441		
51	八丈町と畜場	八丈町長	八丈町	0499621121		
52	神奈川県 神奈川食肉センター	(株)神奈川食肉センター	(株)神奈川食肉センター	0462270298		
54	横浜市中心と畜場	横浜市長	(株)横浜市食肉公社	0455110445	横浜食肉市場(株)	0455211171
55	山梨県 山梨県食肉流通センター	山梨県食肉流通センター	山梨県食肉流通センター	0552622288		
56	長野県 佐久広域食肉流通センター	佐久広域連合	(社)佐久広域食肉公社	0267681007		
57	山形県 山形県食肉流通センター	山形県食肉流通センター	山形県食肉流通センター	0269223250		
58	山形県 山形県食肉公社 松本支社	山形県食肉公社	山形県食肉公社 松本支社	0263471744		
59	山形県 山形県食肉公社 飯田支社	山形県食肉公社	山形県食肉公社 飯田支社	0265235874		
60	静岡県 岳南食肉センター	富士市長	岳南食肉事業協同組合	0545712051		
61	静岡県経済連小笠食肉センター	静岡県経済農業協同組合連合会	静岡県経済農業協同組合連合会	0537732114		
62	浜松市食肉地方卸売市場	浜松市長	(有)浜松ミート	0534617555	静岡県経済農業協同組合連合会	0542849731
63	新潟県 阿賀北食肉センター	阿賀北食肉センター-事業協同組合 理事長	阿賀北食肉センター-事業協同組合	0254222334		
64	長岡市営食肉センター	長岡市長	長岡市営食肉センター	0258275923		
65	新潟県 新潟県食肉センター	新潟市長	(財)新潟ミートプラント	0252612100		
66	富山県 富山県食肉総合センター	富山県食肉総合センター 代表取締役社長	富山県食肉総合センター	0766863600		
67	石川県 石川県金沢食肉流通センター	金沢市長	(社)石川県金沢食肉公社	0762572742		
68	岐阜県 養老町立食肉事業センター	養老町長	養老町	0584320416		
69	関市食肉センター	関市長	中濃ミート事業協同組合	0575220695		
70	飛騨食肉センター	飛騨ミート農業協同組合連合会	飛騨ミート農業協同組合連合会	0577325149		
71	大垣食肉供給センター	大垣食肉供給センター-協同組合	大垣食肉供給センター	0584751129	中部ハンナン株式会社	0584752955
72	岐阜市食肉地方卸売市場	岐阜市長	(株)岐阜県畜産公社	0582721599		
73	愛知県 半田食肉センター	半田市長	半田食肉事業協同組合	0569224341	半田食肉市場	0569215267

都道府県	と畜場の名称	設置者	と畜者	コード	管理者に該当する荷受業者	コード
74	愛知県農業総合試験場と畜場	愛知県知事	鈴木康夫	0561620085		
75	名古屋市と畜場	名古屋市長	(財)名古屋食肉公社	0523612892	名古屋食肉市場(株)	0523611291
76	豊田市食肉センター	豊田市長	豊田市食肉事業協同組合	0565320719	豊田食肉地方卸売市場(株)	0565321280
77	東三河食肉流通センター	(株)東三河食肉流通センター代表取締役社長	(株)東三河食肉流通センター	0532232600	愛知県経済農業協同組合連合会 宝飯豊川畜産農業協同組合 豊橋食肉事業協同組合 東三河家畜商業協同組合 豊川宝飯食肉センター事業協同組合	0529513611 0533853232 0532235113 0531321298 0533783200
78	三重県 四日市市食肉センター	四日市市長	(株)三重県四日市畜産公社	0593512224		
79	三重県松阪食肉流通センター	(株)三重県松阪食肉公社社長	(株)三重県松阪食肉公社	0598511411		
80	熊野市営と畜場	熊野市長	岡田精肉店	0597893013		
81	伊賀地区広域市町村圏事務組合 伊賀食肉センター	伊賀地区広域市町村圏事務組合管理者	伊賀食肉センター	0595234186		
82	滋賀県 京滋畜産(株) 大津と畜場	京滋畜産(株)代表取締役	京滋畜産(株)	0775223489		
83	近江八幡市と畜場	近江八幡市長	近江八幡市と畜場利用者組合	0748377972	(株)滋賀食肉地方卸売市場	0748377215
84	京都府 亀岡市食肉センター	亀岡市長	亀岡市食肉センター管理組合	0771220190		
85	福知山市食肉センター	福知山市市長	福知山食肉組合	0773224651		
86	京都市中央卸売市場第二市場	京都市市長	京都食肉市場株式会社	0756818781		
87	大阪府 南大阪ミートセンター	南大阪食肉市場(株)	南大阪食肉市場(株)	0723300100		
88	羽曳野市立南食ミートセンター	羽曳野市長	羽曳野市食肉事業協同組合	0729398429		
89	貝塚市立と畜場	貝塚市長	貝塚市	0724230760		
90	大阪市食肉処理場	大阪市長	大阪市	0666752110	大阪市食肉市場(株)	0666752010
91	兵庫県 加古川食肉センター	(財)加古川食肉公社	加古川食肉産業協同組合	0794520989	加古川中央畜産荷受(株)	0794524160
92	新宮町食肉センター	新宮町長	越部と畜場協同組合	0791752951		
93	和田山食肉センター	和田山町長	(株)和田山食肉公社	0796724889		
94	淡路食肉センター	淡路広域行政事務組合	三原郡畜産農業協同組合連合会	0799432501		
95	姫路市食肉センター	姫路市長	姫路畜産荷受(株)	0792246044		
96	神戸市立食肉センター	神戸市長	神戸中央畜産荷受(株)	0786521162		
97	三田食肉センター	(株)三田食肉公社	(株)三田食肉公社	0789862622		
98	西宮市食肉センター	西宮市長	西宮市	0798344631	西宮畜産荷受(株)	0798232911
99	奈良県 奈良県食肉流通センター	(財)奈良県食肉公社	奈良食肉(株)	0743566780		
100	和歌山県 新宮市食肉処理場	新宮市長	新宮食肉協同組合	0735225870		
101	和歌山市立食肉処理場	和歌山市長	和歌山県食肉卸売事業協同組合	0734711505		
102	鳥取県 鳥取県食肉センター	(株)鳥取県食肉センター	(株)鳥取県食肉センター	0859543781		
103	鳥根県(株)鳥根県食肉公社と畜場	(株)鳥根県食肉公社代表取締役社長	(株)鳥根県食肉公社	0854858331	全国農業協同組合連合会鳥根県本部大田食肉事業所 鳥根県食肉事業協同組合連合会	0854857101 0854857843
104	近畿中国四国農業研究センター畜産草地部(食肉生産研究施設)	(独)農業・生物系特定産業技術研究機構理事長	近畿中国四国農業研究センター畜産草地部(食肉生産研究施設)	0854820144		
105	岡山県 津山市食肉処理センター	津山市市長	(社)津山食肉処理公社	0868261097		
106	井原市食肉センター	井原市長	井原市食肉センター利用組合	0866628222		

都道府県	と畜場の名称	設置者	と畜者	コード	管理者に該当する荷受業者	コード
107	岡山県営と畜場	岡山県知事	岡山県食肉荷受(株)	0862722221		
			岡山県食肉商業協同組合	0862737510		
108	倉敷と畜場	(株)倉敷食肉センター取締役	倉敷食肉センター	0864445543		
109	広島県 全国農業協同組合連合会 広島県本部 三次食肉加工センター	全国農業協同組合連合会 代表理事会長	全国農業協同組合連合会 広島県本部 三次食肉加工センター	0824621173		
110	広島市と畜場	広島市長	広島市	0822792911	広島食肉市場(株)	0822792920
111	福山市食肉センター	福山市長	福山食肉センター利用者協議会	0849550290		
112	山口県 周東町食肉センター	周東町長	周東町食肉センター	0827842669		
113	柳井市営と畜場	柳井市長	柳井と畜利用組合	0820221692		
114	周南地区食肉センター	周南市長	企業組合	0834622536		
115	防府市と畜場	防府市長	防府食肉事業協同組合	0835210499		
116	宇部市食肉センター	宇部市長	宇部市食肉組合	0836348252		
117	徳島県 徳島市立食肉センター	徳島市長	徳島県食肉荷受(株)	0886320321		
118	全国農業協同組合連合会 徳島県本部 鳴門食肉センター	全国農業協同組合連合会 代表理事理事長	全国農業協同組合連合会 徳島県本部 鳴門食肉センター	0886856401		
119	美馬食肉センター	美馬町長	美馬食肉センター組合	0883632197		
120	三好食肉センター	(株)阿波池田牧場チェーン 代表取締役	(株)阿波池田牧場チェーン	0883793125		
121	香川県 高松市食肉センター	高松市長	香川ミート(株)	0878328880	(株)高松市食肉卸売市場公社	0878828911
122	㈱香川県畜産公社	㈱香川県畜産公社代表取締役社長	㈱香川県畜産公社	0877468480	香川県農業協同組合	0878250220
123	小豆地区広域行政事務組合 土庄と畜場	小豆地区広域行政事務組合 管理者	小豆郡食肉事業協同組合	0879626565		
124	愛媛県 宇和島地区広域事務組合 食肉センター	宇和島地区広域事務組合 組合長	宇和島食肉事業協同組合	0895220224		
125	県農えひめアイハックス㈱と畜場	県農えひめアイハックス㈱社長	県農えひめアイハックス㈱	0893261211	愛媛県農業協同組合連合会	0899832113
126	高知県 中村市営食肉センター	中村市長	中村市営食肉センター	0880374315	(株)ビーフ・キャトル	0880228829
127	高知県 高知県広域食肉センター	高知市長	(社)高知県中央食肉公社	0888833831	全農高知県本部農畜産部食肉事業課	0888834413
128	福岡県 県南食肉センター-協同組合	県南食肉センター-協同組合 代表理事	県南食肉センター-協同組合	0942722266		
129	九州協同食肉㈱	九州協同食肉㈱代表取締役社長	九州協同食肉㈱	0929243211	全国農業協同組合連合会九州畜産センター	0929284211
130	吉井町営と畜場	吉井町長	浮羽朝倉食肉環境衛生同業組合	0943752719		
131	北九州市立食肉センター	北九州市長	北九州市立食肉センター	0935210172		
132	福岡市中央卸売市場臨海市場(生産施設)	福岡市長	福岡食肉市場(株)	0926416131		
133	佐賀県 佐賀県食肉センター	佐賀県知事	(社)佐賀県畜産公社	0952763111		
134	長崎県 日本フードハッカ(㈱)諫早工場と畜場	日本フードハッカ(㈱)諫早工場 代表取締役	日本フードハッカ(㈱)諫早と畜場	0957221343		
135	(株)ごとう食肉センター	下五島広域市町村圏組合	(株)ごとう食肉センター	0959727444		
136	国見町食肉センター	国見町長	国見町食肉センター	0957783136		
137	佐世保食肉センター(株)	佐世保市長	佐世保食肉センター(株)	0956315171		
138	熊本県 ㈱熊本畜産流通センター	㈱熊本畜産流通センター-代表取締役社長	㈱熊本畜産流通センター	0968264121		
139	人吉球磨広域行政組合 食肉センター	人吉球磨広域行政組合 食肉センター長	全国開拓農業協同組合連合会 食肉センター	0966433674		
140	(独)農業・生物系特定産業技術研究機構九州沖縄農業研究センター	(独)農業・生物系特定産業技術研究機構 理事長	(独)農業・生物系特定産業技術研究機構九州沖縄農業研究センター	0962421150		
141	熊本市食肉センター	熊本市長	熊本市	0963716411	熊本中央食肉市場株式会社	0963633231
					熊本県畜産全荷受株式会社	0963662311
142	大分県 大分ひた農業協同組合 食肉センター	大分ひた農業協同組合 代表理事組合長	J A 大分ひた農業協同組合 食肉センター	0973232220		

都道府県	と畜場の名称	設置者	と畜者	コード	管理者に該当する荷受業者	コード
143	(株)大分県畜産公社	(株)大分県畜産公社代表取締役社長	(株)大分県畜産公社	0975780290		
144	宮崎県 都城市食肉センター	都城市長	都城食肉事業協同組合	0986220743		
145	延岡市食肉センター	延岡市長	宮崎ビーフセンター(株)	0982346332		
146	小林市食肉センター	小林市長	小林地区食肉事業協同組合	0984210566		
147	(株)丸正フーズ	(株)丸正フーズ代表取締役社長	(株)丸正フーズ	0984334129		
148	(株)ミヤチク 高崎工場	(株)ミヤチク代表取締役社長	(株)ミヤチク(高崎)	0986621147		
149	(株)ミヤチク 都農工場	(株)ミヤチク代表取締役社長	(株)ミヤチク(都農)	0983251188		
150	鹿児島県 加世田市食肉センター	加世田市長	(株)コワダヤ	0993533946		
151	南九州畜産興業(株) 末吉と畜場	南九州畜産興業(株)	南九州畜産興業(株)	0986761206		
152	垂水市食肉センター	垂水市長	(株)大隈ミート	0994322708		
153	中種子と畜場	中種子町長	種子島地区食品衛生組合	0997271111		
154	名瀬市食肉センター	名瀬市長	名瀬市食肉組合	0997521049		
155	(株)ジャパソフーム 大口処理場	(株)ジャパソフーム	日本フードパッカー鹿児島(株)	0995222361		
156	徳之島食肉センター	徳之島町長	解体組合(徳之島)	0997821111		
157	(株)JA食肉かごしま 南薩工場	(株)JA食肉かごしま	(株)JA食肉かごしま 南薩工場	0993862833		
158	(株)JA食肉かごしま 鹿屋工場	(株)JA食肉かごしま	(株)JA食肉かごしま 鹿屋工場	0994431785		
159	志布志町食肉センター	志布志町長	志布志畜産(株)	0994721111		
160	サンキョーミート(株) 有明ミート第二工場	サンキョーミート(株)	サンキョーミート(株) 有明ミート第二工場	0994741118		
161	(株)阿久根食肉流通センター	(株)阿久根食肉流通センター	(株)阿久根食肉流通センター	0996646336		
162	鹿児島食肉センター	(株)ミートセンターかごしま	(株)ミートセンターかごしま	0992622151		
163	沖永良部と畜場	知名町長	沖永良部衛生管理組合	0997932004		
164	沖縄県 (株)沖縄県食肉センター	(株)沖縄県食肉センター 代表取締役社長	(株)沖縄県食肉センター	0989453029	沖縄県経済連	0988315166
165	名護市食肉センター	名護市長	沖縄県北部食肉協業組合	0980536801		
166	久米島と畜場	久米島町長	久米島と畜場	0989858646		
167	(株)宮古食肉センター	JAおきなわ宮古支店管理委員	(株)宮古食肉センター	0980723496		
168	(株)八重山食肉センター	石垣市長	(株)八重山食肉センター	0980823594		

# 家畜市場リスト

平成15年11月27日時点

都道府県	家畜市場の名称	団体（開設者）名	コード	
1	北海道	ホクレン南北海道家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会	0144824893
2		北海道ホルスタイン家畜市場	北海道ホルスタイン農業協同組合	0145222288
3		ホクレン根室地区家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会	0153721366
4		根室集散地家畜市場	根室地方家畜商業協同組合	0153752141
5		ホクレン釧路地区家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会	0154578457
6		ホクレン十勝地区家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会	0155422231
7		十勝中央家畜市場	十勝畜産農業協同組合	0155543211
8		北見集散地家畜市場	北見地方畜産商業協同組合	0157572016
9		紋別集散地家畜市場	北見地方畜産商業協同組合	0158244073
10		ホクレン北見地区総合家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会	0158722689
11		ホクレン豊富地域家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会	0162823150
12		道北名寄集散地家畜市場	上川家畜商業協同組合	0165437665
13		ホクレン北海道中央地域家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会	0166574671
14	青森県	三本木産地家畜市場	三本木畜産農業協同組合	0176233581
15		おいらせ農業協同組合産地家畜市場	おいらせ農業協同組合	0176553388
16		青森県家畜市場	青森県畜産農業協同組合連合会	0176601070
17		八戸産地家畜市場	八戸畜産農業協同組合	0178844448
18	岩手県	全農岩手県本部北岩手家畜市場	全国農業協同組合連合会岩手県本部	0196268654
19		全農岩手県本部中央家畜市場	全国農業協同組合連合会岩手県本部	0196925711
20		全農岩手県本部県南家畜市場	全国農業協同組合連合会岩手県本部	0197322858
21		岩手花巻家畜市場	岩手県家畜商業協同組合	0198243666
22	宮城県	宮城県中央家畜市場	宮城県家畜商協同組合	0222411733
23		みやぎ総合家畜市場	全国農業協同組合連合会宮城県本部	0229351155
24	秋田県	広域由利家畜市場	秋田しんせい農業協同組合	0184223030
25		秋田県中央家畜市場（秋田中央畜産農協）	秋田中央畜産農業協同組合	0185352102
26		北秋田家畜市場（山本畜産農協）	山本畜産農業協同組合	0185582700
27		鹿角家畜市場	鹿角畜産農業協同組合	0186253311
28		北秋田家畜市場	北秋田畜産農業協同組合	0186662020
29		大曲家畜市場	仙北畜産農業協同組合	0187620207
30		秋田県中央家畜市場	秋田県畜産農業協同組合連合会	0188337261
31	山形県	最上家畜市場	全国農業協同組合連合会山形県本部	0233292944
32		庄内家畜市場	全国農業協同組合連合会庄内本部	0234312678
33		鶴岡家畜市場	庄内家畜商業協同組合	0235224718
34		山形中央家畜市場	山形県家畜商業協同組合	0236552236
35		山形家畜市場	全国農業協同組合連合会山形県本部	0236811779
36		置賜家畜市場	山形おきたま農業協同組合	0238442154
37	福島県	双葉家畜市場	双葉畜産農業協同組合	0240223062
38		福島県家畜市場（県酪連）	福島県酪農業協同組合	0243336981
39		福島県家畜市場	福島県畜産農業協同組合連合会	0245224108
40		石川家畜市場	石川郡畜産農業協同組合	0247262517
41		常葉家畜市場	田村畜産農業協同組合	0247772005
42		福島県中央家畜市場	福島県家畜商業協同組合	0248422456
43		福島県家畜市場（全農）	全農福島県本部	0249262220

都道府県	家畜市場の名称	団体（開設者）名	コード
44	茨城県 全農茨城県本部家畜市場	全国農業協同組合連合会茨城県本部	0295522521
45	大子家畜市場	大子町畜産農業協同組合	0295720489
46	下妻家畜市場	社団法人 茨城県西畜産開発公社	0296437487
47	茨城県中央家畜市場	茨城県家畜商業協同組合	0299491311
48	栃木県 矢板家畜市場	全国農業協同組合連合会栃木県本部	0286471091
49	西那須野家畜市場	栃木県北家畜商業協同組合	0287360264
50	群馬県 前橋家畜市場	群馬県家畜商業協同組合	0272513178
51	館林家畜市場	館林市農業協同組合	0276745111
52	渋川家畜市場	全国農業協同組合連合会群馬県本部（畜産部）	0270641610
53	埼玉県 深谷家畜市場	埼玉県家畜商業協同組合	0485711199
54	千葉県 千葉家畜市場	千葉県家畜協同組合	0432316330
55	神奈川県 神奈川家畜市場	神奈川県家畜商業協同組合	0467781763
56	新潟県 全農新潟県本部長上越家畜市場	全国農業協同組合連合会 新潟県本部	0255202081
57	新潟県家畜商業協同組合中央家畜市場	新潟県家畜商業協同組合	0258222150
58	高千家畜市場	佐渡農業協同組合	0259772940
59	富山県 小矢部家畜市場	富山県家畜商業協同組合	0766212648
60	全農富山県本部総合家畜市場	全農富山県本部	0766863700
61	石川県 輪島家畜市場	全国農業協同組合連合会 石川県本部	0762405375
62	金沢家畜市場	石川県家畜商業協同組合	0762584243
63	珠洲家畜市場	全国農業協同組合連合会 石川県本部	0768000001
64	福井県 坂井家畜市場	福井県経済農業協同組合連合会	0776825351
65	山梨県 山梨北部家畜市場	全農山梨	0551422101
66	長野県 木曾家畜市場	木曾農業協同組合	0264223736
67	根羽家畜市場	全農長野県本部	0265492913
68	小諸家畜市場	小諸家畜市場事業協同組合	0267220885
69	岐阜県 関家畜流通センター	全農岐阜県本部	0575231765
70	飛騨家畜流通センター	全農岐阜県本部	0577326158
71	岐阜県中央家畜市場	岐阜県家畜商業協同組合	0582710971
72	静岡県 三ヶ日町農協常設家畜市場	三ヶ日農業協同組合	0535251018
73	静岡県経済連袋井常設家畜市場	静岡県経済農業協同組合連合会	0538424141
74	静岡県家畜市場	静岡県家畜商業協同組合	0554581073
75	静岡県経済連三島常設家畜市場	静岡県経済農業協同組合連合会	0559867211
76	愛知県 豊橋家畜市場	愛知県経済農業協同組合連合会	0532478207
77	岡崎中央家畜市場	愛知県家畜商業協同組合	0564514172
78	宝飯豊川畜産農業協同組合	宝飯豊川畜産農業協同組合	0533853232
79	新城家畜市場	愛知県経済農業協同組合連合会	0536221246
80	三重県 全農三重県本部松阪家畜市場	全国農業共同組合連合会	0592335335
81	全農三重県本部伊賀家畜市場	全国農業共同組合連合会	0592335945
82	滋賀県 高島郡総合家畜市場	高島郡総合家畜市場運営協議会	0740226022
83	近江八幡家畜市場	（社）滋賀県養豚協会	0748370129
84	京都府 福知山市営家畜市場	福知山市	0773224647
85	中丹家畜市場	全国農業協同組合連合会京都府本部	0773226244
86	大阪府 大阪畜産流通センター	大阪府同和食肉事業協同組合連合会	0722580062
87	兵庫県 但馬家畜市場	たじま農業協同組合	0796650136
88	淡路家畜市場	淡路畜産農業協同組合連合会	0799620068

都道府県	家畜市場の名称	団体（開設者）名	コード	
89		湯村家畜市場	たじま農業協同組合	0796920048
90	奈良県	宇陀家畜市場	奈良県農業協同組合	0745820088
91	和歌山県	田辺家畜市場	県農業協同組合連合会	0379225550
92	鳥取県	鳥取県中央家畜市場	全国農業協同組合連合会 鳥取県本部	0858552941
93	島根県	西郷家畜市場	全国農業協同組合連合会島根県本部	0851220864
94		隠岐農業協同組合	全国農業協同組合連合会島根県本部	0851221133
95		隠岐どうぜん農業協同組合海士支所	全国農業協同組合連合会島根県本部	0851420751
96		海士家畜市場	全国農業協同組合連合会島根県本部	0851420759
97		隠岐どうぜん農業協同組合浦郷支所	全国農業協同組合連合会島根県本部	0851460321
98		浦郷家畜市場	全国農業協同組合連合会島根県本部	0851461258
99		隠岐どうぜん農業協同組合知夫支所	全国農業協同組合連合会島根県本部	0851482003
100		知夫家畜市場	全国農業協同組合連合会島根県本部	0851482360
101		島根中央家畜市場	全国農業協同組合連合会島根県本部	0852663575
102		島根西部家畜市場	全国農業協同組合連合会島根県本部	0856270121
103	岡山県	全農岡山県本部総合家畜市場	全国農業協同組合連合会岡山県本部	0867425333
104	広島県	全農広島県本部三次家畜市場	全国農業協同組合連合会代表理事副会長 木下順一	0824623147
105		全農広島県本部庄原家畜市場	全国農業協同組合連合会代表理事副会長 木下順一	0824720107
106	山口県	長北家畜市場	全国農業協同組合連合会 山口県本部	0838850845
107		山口中央家畜市場	全国農業協同組合連合会 山口県本部	0839892516
108	徳島県	阿波町家畜市場	阿波町	0883354113
109		全農徳島県本部上板畜産センター	全国農業協同組合連合会徳島県本部	0886942535
110	香川県	香川県家畜市場	香川県農業協同組合	0878772630
111	愛媛県	野村家畜臨時市場	愛媛県農業協同組合連合会	0899485373
112	高知県	幡多家畜市場	高知はた農業協同組合	0880347638
113		嶺北家畜市場	社団法人 嶺北畜産協会	0887820926
114		高原家畜市場	社団法人 高岡郡高原畜産センター	0889623303
115	福岡県	八女郡市畜産農業協同組合（福岡県南家畜市場）	八女郡市畜産農業協同組合 代表理事組合長 牛島正洋	0943244416
116	佐賀県	中央家畜市場（佐賀県）	佐賀県経済農業協同組合連合会	0952724161
117	長崎県	壱岐郡農業協同組合畜産部（壱岐家畜市場）	壱岐郡農業協同組合	0920452513
118		対馬農協営農部（対馬家畜市場）	対馬農業協同組合	0920521116
119		平戸口中央家畜市場	ながさき西海農業協同組合	0950570023
120		広域早岐家畜市場	肥前牛畜産農業協同組合	0956582240
121		県南家畜市場	全国農業協同組合連合会長崎県本部	0957386900
122		小値賀（家畜市場）	ながさき西海農業協同組合	0959563161
123		宇久家畜市場	ながさき西海農業協同組合	0959582427
124		ごとう農業協同組合（五島家畜市場）	ごとう農業協同組合	0959724108
125	熊本県	熊本県家畜市場	熊本県畜産農業協同組合	0962941777
126		熊本市家畜市場	熊本市農業協同組合	0963726960
127		熊本県家畜商業協同組合家畜市場	熊本県家畜商業協同組合	0964335800
128		球磨家畜市場	球磨畜産農業協同組合	0966381075
129		小国家畜市場	阿蘇農業協同組合	0967462205
130		南阿蘇家畜市場	南阿蘇畜産農業協同組合	0967620715
131		天草家畜市場	天草畜産農業協同組合	0969223189
132	大分県	豊後玖珠市場	全国農業協同組合連合会大分県本部	0973720061
133		豊後豊肥市場	全国農業協同組合連合会大分県本部	0974633183



都道府県	家畜市場の名称	団体（開設者）名	コード
134	豊後大分市場	全国農業協同組合連合会大分県本部	0975822104
135	豊後北部市場	全国農業協同組合連合会大分県本部	0977762610
136	宮崎県 延岡家畜市場	東臼杵都市畜産農業協同組合連合会	0982372000
137	高千穂家畜市場	高千穂地区農業協同組合	0982722470
138	児湯地域家畜市場	児湯都市畜産農業協同組合連合会	0983231231
139	小林地域家畜市場	西諸郡都市畜産販売農業協同組合連合会	0984234128
140	宮崎中央農業協同組合家畜市場	宮崎中央農業協同組合(畜産部)	0985473730
141	都城一般家畜市場	宮崎県家畜商商業協同組合	0986380020
142	都城地域家畜市場	都城農業協同組合	0986381518
143	南那珂地域家畜市場	南那珂都市畜産農業協同組合連合会	0987742000
144	鹿児島県 鹿児島中央家畜市場	鹿児島中央畜産農協連合会	0992735120
145	指宿中央家畜市場	ＪＡいぶすき畜産部	0993322928
146	加世田家畜市場	ＪＡ南さつま畜産部	0993533906
147	肝属中央家畜市場	肝属畜産農協連合会	0994432635
148	曾於郡中央家畜市場	ＪＡそお鹿児島畜産部	0994821123
149	伊佐家畜市場	ＪＡ伊佐畜産課	0995263611
150	始良中央家畜市場	ＪＡあいら畜産部	0995426630
151	薩摩中央家畜市場	薩摩畜産農協連合会	0996521818
152	出水中央家畜市場	ＪＡ鹿児島いづみ畜産事業部	0996642640
153	種子島中央家畜市場	熊毛畜産農協連合会	0997277840
154	口永良部家畜市場	熊毛畜産農協連合会	0997292211
155	屋久島家畜市場	熊毛畜産農協連合会	0997472437
156	笠利家畜市場	奄美農業協同組合	0997631611
157	喜界家畜市場	喜界町農業協同組合	0997652016
158	瀬戸内家畜市場	奄美農業協同組合瀬戸内支所	0997721141
159	徳之島家畜市場	徳之島農業協同組合	0997833719
160	天城家畜市場	天城町農業協同組合	0997853911
161	沖永良部家畜市場	和泊町農業協同組合	0997920434
162	与論家畜市場	与論町農業協同組合	0997974506
163	沖縄県 伊江家畜市場	沖縄県農業協同組合	0980495639
164	今帰仁家畜市場	沖縄県農業協同組合	0980525660
165	宮古家畜市場	沖縄県農業協同組合	0980735277
166	多良間家畜市場	沖縄県農業協同組合	0980792175
167	八重山家畜市場	沖縄県農業協同組合	0980832577
168	黒島家畜市場	沖縄県農業協同組合	0980838658
169	久米島家畜市場	沖縄県農業協同組合	0989852033
170	南部家畜市場	南部振興会	0989986590

# 農協等リスト

平成15年11月時点

都道府県	団体名	団体コード
1	北海道 ホクレン農業協同組合連合会 家畜販売課	0112326188
2	北海道 ホクレン農業協同組合連合会 函館支所 家畜販売課	0138493703
3	北海道 ホクレン農業協同組合連合会 苫小牧支所 家畜販売課	0145224129
4	北海道 ホクレン農業協同組合連合会 旭川支所 家畜販売課	0166573671
5	北海道 ホクレン農業協同組合連合会 帯広支所 家畜販売課	0155374129
6	北海道 ホクレン農業協同組合連合会 北見支所 家畜販売課	0152663331
7	北海道 ホクレン農業協同組合連合会 釧路支所 家畜販売課	0154578136
8	北海道 ホクレン農業協同組合連合会 道央支所 家畜販売課	0117823201
9	全酪連 札幌支所	0112410765
10	北海道農業共済組合連合会	0112717212
11	道央農業協同組合北広島支所	0113723175
12	南幌町農業協同組合	0113782221
13	道央農業協同組合江別支所	0113824111
14	札幌市農業協同組合	0116211346
15	サツラク農業協同組合	0117217305
16	北海道ホルスタイン農業協同組合	0117263111
17	千歳市開拓農業協同組合	0123233125
18	道央農業協同組合千歳支所	0123235155
19	道央農業協同組合恵庭支所	0123368917
20	栗山町農業協同組合	0123721313
21	由仁町農業協同組合経済センター	0123873312
22	ながぬま農業協同組合	0123882223
23	たきかわ農業協同組合芦別支店	0124231111
24	新砂川農業協同組合奈井江支所	0125652211
25	ピンネ農業協同組合 農産センター	0125742111
26	たきかわ農業協同組合江部乙支店	0125752221
27	いわみざわ農業協同組合岩見沢支所	0126220435
28	月形町農業協同組合	0126532111
29	美唄市農業協同組合	0126630526
30	峰延農業協同組合	0126672333
31	北石狩農業協同組合	0133232530
32	石狩市農業協同組合	0133663344
33	北石狩農業協同組合厚田支所	0133772311
34	北石狩農業協同組合浜益支所	0133792131
35	余市町農業協同組合	0135233121
36	新おたる農業協同組合赤井川支所	0135346311
37	新おたる農業協同組合積丹支所	0135442211
38	ようてい農業協同組合	0136212311
39	島牧村農業協同組合	0136756241
40	新函館農業協同組合 森支店	0137422386
41	新函館農業協同組合 八雲支店	0137622121
42	今金町農業協同組合	0137820211
43	北檜山町農業協同組合	0137845311
44	新函館農業協同組合 若松支店	0137851331
45	新函館農業協同組合 瀬棚支店	0137873111
46	函館市亀田農業協同組合	0138466883
47	新函館農業協同組合 函館支店	0138575521
48	新函館農業協同組合 七飯支店	0138652556
49	新函館農業協同組合 大沼支店	0138673806

都道府県	団体名	団体コード
50	新函館農業協同組合 上磯支店	0138732121
51	新函館農業協同組合 大野支店	0138777770
52	新函館農業協同組合 木古内支店	0139223151
53	新函館農業協同組合 知内支店	0139255511
54	松前農業協同組合	0139422630
55	新函館農業協同組合 江差支店	0139536131
56	新函館農業協同組合 厚沢部支店	0139643321
57	伊達市農業協同組合	0142232181
58	とうや湖農業協同組合豊浦支所	0142832111
59	とまこまい広域農業協同組合苫小牧支所	0144726888
60	とまこまい広域農業協同組合白老支所	0144822266
61	とまこまい広域農業協同組合早来支所	0145222525
62	とまこまい広域農業協同組合追分支所	0145252525
63	とまこまい広域農業協同組合	0145272241
64	鶴川町農業協同組合営農部	0145423311
65	とまこまい広域農業協同組合穂別支所	0145452211
66	富川農業協同組合	0145620245
67	門別町農業協同組合	0145625111
68	平取町農業協同組合	0145722211
69	北日高農業協同組合	0145762531
70	ひだか東農業協同組合	0146221500
71	三石町農業協同組合	0146342011
72	静内町農業協同組合	0146421051
73	新冠町農業協同組合	0146473111
74	ひだか東農業協同組合えりも支所	0146622511
75	斜里町農業協同組合	0152233151
76	清里町農業協同組合	0152252214
77	オホーツク網走農業協同組合	0152432311
78	常呂町農業協同組合	0152542121
79	小清水町農業協同組合	0152622012
80	東藻琴村農業協同組合	0152663301
81	美幌町農業協同組合	0152721111
82	女満別町農業協同組合	0152742133
83	津別町農業協同組合	0152763322
84	根室農業協同組合	0153222121
85	釧路太田農業協同組合	0153527151
86	厚岸町農業協同組合	0153562111
87	浜中町農業協同組合	0153652121
88	中標津町農業協同組合	0153723275
89	別海農業協同組合	0153752201
90	上春別農業協同組合	0153756001
91	中春別農業協同組合	0153762121
92	西春別農業協同組合	0153772111
93	計根別農業協同組合	0153782111
94	標津町農業協同組合	0153852121
95	全酪連 釧路事務所	0154521232
96	鶴居村農業協同組合	0154642311
97	幌呂農業協同組合	0154652311
98	阿寒農業協同組合	0154663211
99	白糠町農業協同組合	0154722235
100	音別町農業協同組合	0154762111
101	摩周湖農業協同組合	0154822104

都道府県	団体名	団体コード
102	標茶町農業協同組合	0154852101
103	木野農業協同組合	0155312131
104	全酪連 帯広事務所	0155376051
105	音更町農業協同組合	0155422131
106	更別村農業協同組合	0155522171
107	幕別町農業協同組合	0155544128
108	札内農業協同組合	0155562131
109	帯広市川西農業協同組合	0155592111
110	芽室町農業協同組合	0155622536
111	帯広大正農業協同組合	0155645211
112	中札内村農業協同組合	0155672211
113	十勝池田農業協同組合	0155723131
114	十勝高島農業協同組合	0155732111
115	豊頃町農業協同組合	0155742101
116	浦幌町農業協同組合	0155764011
117	広尾町農業協同組合	0155852121
118	大樹町農業協同組合	0155863131
119	忠類村農業協同組合	0155882311
120	本別町農業協同組合	0156223111
121	足寄町農業協同組合	0156252131
122	足寄町開拓農業協同組合	0156252191
123	陸別町農業協同組合	0156273111
124	上土幌町農業協同組合	0156422131
125	土幌町農業協同組合	0156452311
126	十勝清水町農業協同組合	0156622161
127	新得町農業協同組合	0156645433
128	鹿追町農業協同組合	0156662131
129	きたみらい農業協同組合 北見支所	0157242140
130	きたみらい農業協同組合 相内支所	0157372021
131	きたみらい農業協同組合 上常呂支所	0157382121
132	きたみらい農業協同組合 留辺蘂支所	0157422211
133	きたみらい農業協同組合 温根湯支所	0157452350
134	きたみらい農業協同組合 訓子府支所	0157474829
135	きたみらい農業協同組合 置戸支所	0157523111
136	きたみらい農業協同組合 端野支所	0157563111
137	オホーツクはまなす農業協同組合	0158252863
138	えんゆう農業協同組合 遠軽支所	0158423161
139	生田原町農業協同組合	0158452221
140	丸瀬布町農業協同組合	0158473311
141	丸瀬布町農業協同組合 白滝支所	0158482311
142	えんゆう農業協同組合	0158622161
143	湧別町農業協同組合	0158652121
144	佐呂間町農業協同組合	0158723343
145	興部町農業協同組合	0158822101
146	おうむ農業協同組合	0158842311
147	稚内農業協同組合（家畜個体識別システム研究開発事業実施主体）	0162324456
148	沼川農業協同組合	0162742116
149	豊富町農業協同組合	0162822112
150	天塩町農業協同組合	0163221050
151	天塩町農業協同組合 雄信内支所	0163243311
152	幌延町農業協同組合	0163251211
153	東宗谷農業協同組合 浜頓別本所	0163422229

都道府県	団体名	団体コード
154	中頓別町農業協同組合	0163461231
155	東宗谷農業協同組合猿払支所	0163523311
156	北見枝幸農業協同組合	0163621711
157	歌登町農業協同組合	0163682231
158	きたそらち農業協同組合 営農センター	0164260134
159	北いぶき農業協同組合 妹背牛支所	0164322451
160	北いぶき農業協同組合	0164332412
161	北いぶき農業協同組合 沼田支所	0164352225
162	南るもい農業協同組合幌糠支所	0164461211
163	南るもい農業協同組合増毛支所	0164532027
164	南るもい農業協同組合本所	0164562211
165	オロロン農業協同組合	0164622141
166	苫前町農業協同組合	0164654412
167	土別市農業協同組合	0165232115
168	多寄農業協同組合	0165262141
169	天塩朝日農業協同組合	0165282011
170	和寒町農業協同組合	0165322441
171	剣淵農業協同組合	0165342011
172	きたそらち農業協同組合幌加内支所	0165352021
173	全酪連 道北事務所	0165422368
174	名寄農業協同組合	0165424531
175	智恵文農業協同組合	0165482111
176	風連農業協同組合	0165532521
177	北はるか農業協同組合 下川支所	0165542561
178	北はるか農業協同組合 本所	0165621601
179	北はるか農業協同組合 中川支所	0165672821
180	上川町農業協同組合	0165821111
181	愛別町農業協同組合	0165865311
182	東旭川農業協同組合	0166362111
183	あさひかわ農業協同組合 永山営農センター	0166489600
184	たいせつ農業協同組合	0166572311
185	あさひかわ農業協同組合 神楽営農センター	0166614111
186	あさひかわ農業協同組合 江丹別営農センター	0166732111
187	西神楽農業協同組合	0166754211
188	東川町農業協同組合	0166822121
189	東神楽農業協同組合	0166832242
190	当麻農業協同組合	0166842121
191	比布町農業協同組合	0166853111
192	あさひかわ農業協同組合 北野営農センター	0166872131
193	美瑛町農業協同組合	0166922111
194	ふらの農業協同組合 本所	0167220793
195	ふらの農業協同組合中富良野支所	0167442213
196	ふらの農業協同組合上富良野支所	0167453135
197	ふらの農業協同組合南富良野支所	0167522005
198	きょうわ農業協同組合	0135732121
199	湧別町農業協同組合 芭露支所	0158662131
200	青森県 青森地方酪農農協	0172338058
201	J A 津軽平賀 営農振興課	0172446084
202	J A 浪岡 本郷出張所	0172623044
203	J A 浪岡 北中野支所	0172624017
204	つがる農協森田支店	0173263018
205	つがる農協稲垣支店	0173462211

都道府県	団体名	団体コード
206	車力村畜産振興組合	0173564080
207	J A 東つがる今別支店	0174352003
208	六ヶ所村肉牛生産振興組合	0175722111
209	十和田市農業協同組合	0176230332
210	八戸広域農業協同組合	0178707711
211	八戸広域農業協同組合南郷支店	0178832121
212	八戸広域農業協同組合福地支店	0178842222
213	田子町農業協同組合	0179207716
214	まべち農業協同組合営農センター	0179233811
215	三戸畜産農業協同組合	0179322041
216	J A 黒石市	0172525119
217	はまなす農業協同組合	0175221315
218	斗南丘陵酪農農業協同組合	0175221349
219	田名部畜産農業協同組合	0175224716
220	大間町畜産農業協同組合	0175374976
221	らくのう青森農業協同組合	0175643241
222	倉内地区酪農農業協同組合	0175742628
223	横浜町農業協同組合	0175786002
224	三本木畜産農業協同組合	0176233581
225	深持牧野農業協同組合	0176262204
226	青森県中央酪農農業共同組合	0176282384
227	おいらせ農業協同組合	0176542211
228	おいらせ農業協同組合六戸支店	0176553101
229	八甲田農業協同組合	0176563161
230	七戸畜産農業協同組合	0176622125
231	五戸畜産農業協同組合	0178622711
232	しんせい五戸農業協同組合	0178626111
233	岩手県 岩手南農業協同組合	0191233006
234	いわい東農業協同組合	0191525500
235	大船渡市農業協同組合	0192265211
236	大船渡市農業協同組合営農部営農課	0192443131
237	陸前高田農業協同組合畜産センター	0192482277
238	岩手宮古農業協同組合	0193641800
239	いわてくじ農業協同組合	0194521311
240	北いわて農業協同組合	0195234351
241	いわて奥中山農業協同組合	0195352211
242	新岩手農業協同組合東部地域営農センター	0195652370
243	新岩手農業協同組合葛巻営農サブセンター	0195662444
244	新岩手農業協同組合西部地域営農センター	0195751111
245	盛岡市農業協同組合	0196351311
246	岩手中央酪農農業協同組合本所	0196471174
247	岩手中央農業協同組合	0196763338
248	花平酪農農業協同組合	0196802211
249	全酪連 北東北事務所	0196887143
250	新岩手農業協同組合	0196889131
251	岩手県畜産農業協同組合	0196916001
252	新岩手農業協同組合南部地域営農センター	0196923380
253	江刺市農業協同組合	0197350211
254	江刺市農業協同組合畜産部	0197362693
255	(有) 岩手県南酪農組合	0197414030
256	J A 岩手ふるさと農協 金ヶ崎営農センター	0197432774
257	岩手ふるさと農業協同組合	0197513006

都道府県	団体名	団体コード
258	岩手県前沢肉牛生産協同組合	0197566795
259	北上農業協同組合	0197711300
260	和賀中央農業協同組合	0197737111
261	西和賀農業協同組合	0197853301
262	花巻農業協同組合営農推進部畜産流通課	0198233672
263	花巻農協東和畜産センター	0198423119
264	花巻農協石鳥谷畜産センター	0198456334
265	花巻農協大迫畜産センター	0198483115
266	遠野地方農業協同組合	0198622055
267	遠野地方農業協同組合畜産酪農課	0198625160
268	宮城県 みやぎ登米農協 迫営農センター	0220220554
269	みやぎの酪農協 登米事業所	0220222372
270	N O S A I 迫地方	0220228411
271	みやぎ登米農協 畜産課	0220231603
272	みやぎ登米農協 なかだ営農センター	0220347011
273	みやぎ登米農協 東和営農センター	0220443211
274	みやぎ登米農協 とよま営農センター	0220524115
275	みやぎ登米農協 米山営農センター	0220553111
276	みやぎ登米農協 南方営農センター	0220582317
277	宮城県酪農協 佐沼集乳所	0220583139
278	宮城県畜産協会 仙北事業所	0220585220
279	みやぎの酪農農業協同組合	0222241784
280	全国畜産農業協同組合連合会東北支所	0222614431
281	仙台農業協同組合	0222975391
282	みやぎ亙理農業協同組合 米穀畜産課	0223340388
283	あさひな農業協同組合	0223593131
284	宮城県酪農農業協同組合館腰集乳所	0223823732
285	みやぎ仙南農業協同組合営農経済部白石駐在	0224253531
286	みやぎ仙南農業協同組合営農経済部蔵王駐在	0224332115
287	みやぎの酪農農業協同組合仙南支所	0224523161
288	みやぎ仙南農業協同組合営農生活事業本部	0224633015
289	丸森町酪農振興組合（丸森町農林課内）	0224722113
290	宮城県酪農農業協同組合伊具集乳所	0224722212
291	みやぎ仙南農業協同組合営農経済部丸森駐在	0224722272
292	みやぎ仙南農業協同組合営農経済部村田駐在	0224832221
293	みやぎ仙南農業協同組合営農経済部川崎駐在	0224842220
294	いしのまき農協営農販売部	0225221183
295	いしのまき農協河北・北上地域営農センター	0225623930
296	いしのまき農協河南地域営農センター	0225723134
297	宮酪石巻センター	0225742290
298	みやぎ登米農協 豊里営農センター	0225763002
299	いしのまき農協桃生地域営農センター	0225763133
300	いしのまき農協矢本地域営農センター	0225822370
301	いしのまき農協鳴瀬地域営農センター	0225872006
302	いしのまき農協石巻地域営農センター	0225921301
303	南三陸農協 気仙沼営農センター	0226226295
304	みやぎの酪農協 本吉出張所	0226423157
305	農事組合法人モーランド	0226439006
306	南三陸農協	0226463680
307	J A 栗っこ畜産指導センター	0228214566
308	みやぎの酪農農業協同組合栗原事業所	0228221627
309	N O S A I 栗原	0228237111

都道府県	団体名	団体コード
310	みやぎ登米農協 石越営農センター	0228342016
311	栗原郡家畜商業組合	0228383216
312	金成町牧場萩野団地	0228421111
313	有限会社 関東肉牛肥育金成牧場	0228422778
314	栗駒町役場	0228452111
315	上藤沢牧野	0228552111
316	株式会社サイボク東北牧場	0228582141
317	みどりの農業協同組合畜産課	0229325504
318	みどりの農業協同組合小牛田営農センター	0229341106
319	みやぎの酪農農業協同組合仙北支所	0229342311
320	みどりの農業協同組合田尻営農センター	0229381055
321	みやぎの酪農農業協同組合遠田出張所	0229423000
322	みどりの農業協同組合涌谷営農センター	0229423873
323	みどりの農業協同組合松山営農センター	0229553316
324	みどりの農業協同組合鹿島台営農センター	0229565551
325	みどりの農業協同組合南郷営農センター	0229580556
326	加美よつば農業協同組合畜産課	0229633760
327	色麻機械化酪農農業協同組合	0229652641
328	宮城県酪農組合岩出山集乳所	0229720212
329	いわでやま農業協同組合営農センター	0229721065
330	鳴子町農業協同組合指導課	0229847756
331	名取岩沼農業協同組合	0223842151
332	古川農業協同組合畜産課	0229236527
333	秋田県 JAおものがわ総合営農センター	0182222266
334	JA秋田ふるさと畜産課	0182352698
335	羽後町酪農農業協同組合	0183622364
336	JAうご営農販売課	0183625827
337	雄勝酪農農業協同組合	0183732560
338	JAこまち営農振興課	0183782234
339	JA秋田しんせい家畜市場	0184223030
340	JA秋田みなみ	0185253800
341	JA大瀧村	0185452211
342	JAあきた白神 園芸畜産課	0185550007
343	JA秋田やまもと 園芸課	0185874600
344	JAかつの	0186232497
345	鹿角畜産協同組合	0186253311
346	あきた北部酪農協	0186424778
347	JAあきた北	0186428111
348	JA鷹巣町	0186623700
349	JAあきた北央 広域営農センター	0186724188
350	JA秋田おばこ畜産課	0187860886
351	JA新あきた	0188326611
352	秋田県畜産農業協同組合連合会	0188337261
353	JAあきた湖東	0188551510
354	山形県 山形農業協同組合	0236849978
355	天童市農業協同組合	0236535114
356	山形県酪農農業協同組合	0236454527
357	庄内みどり農業協同組合	0234265580
358	鶴岡市農業協同組合	0235295277
359	庄内たがわ農業協同組合	0235643000
360	余目町農業協同組合	0234451504
361	JAさがえ西村山	0237868181



都道府県	団体名	団体コード
362	J Aみちのく村山	0237556318
363	J Aみちのく村山尾花沢営農ふれあいセンター	0237222020
364	J A東根市	0237431117
365	J A新庄市	0233223966
366	J A新庄昭和	0233252111
367	J A萩野	0233252211
368	J A舟形町	0233322133
369	J A真室川町	0233622326
370	J A金山	0233522011
371	J A最上町	0233432171
372	J A山形もがみ大蔵支店	0233752251
373	J A山形もがみ鮭川支店	0233644051
374	J A山形もがみ戸沢支店	0233722201
375	山形おきたま農業協同組合	0238574794
376	山形おきたま農業協同組合米沢支店	0238227100
377	山形おきたま農業協同組合高畠支店	0238521430
378	山形おきたま農業協同組合宮内支店	0238453000
379	山形おきたま農業協同組合川西支店	0238422150
380	山形おきたま農業協同組合あやめ支店	0238842121
381	山形おきたま農業協同組合白鷹支店	0238852121
382	山形おきたま農業協同組合飯豊支店	0238722121
383	山形おきたま農業協同組合小国支店	0238625588
384	福島県 南双葉農業協同組合	0240220635
385	双葉畜産農業協同組合	0240223062
386	大熊町農業協同組合	0240322141
387	ふたば農業協同組合	0240332124
388	会津いいで農業協同組合	0241232244
389	会津みなみ農業協同組合	0241631155
390	福島県酪農業協同組合会津支所	0242320366
391	あいづ農業協同組合	0242372303
392	J Aあいづ猪苗代総合支所	0242624211
393	J Aあいづ河東総合支所	0242753213
394	会津みどり農業協同組合	0242833096
395	福島県酪農業協同組合安達支所	0243222727
396	安達畜産農業協同組合	0243230148
397	みちのく安達農業協同組合グリーンセンターにほんまつ	0243231412
398	本宮農業協同組合	0243332735
399	しゃくなげ酪農業協同組合	0243362748
400	大玉村玉井農業協同組合	0243482211
401	そうま農協飯館総合支店	0244420123
402	福島県酪農業協同組合浜支所	0244441115
403	そうま農業協同組合	0244672702
404	新ふくしま農業協同組合	0245545518
405	福島県酪農業協同組合県北支所	0245652448
406	川俣飯野農業協同組合	0245653211
407	伊達みらい農業協同組合	0245750100
408	いわき畜産農業協同組合	0246252092
409	いわき市農業協同組合	0246258241
410	いわき市農業協同組合田人支店	0246692306
411	いわき市農業協同組合川前支店	0246842221
412	いわき市農業協同組合三阪業務取所	0246852041
413	遠野町農業協同組合	0246892018

都道府県	団体名	団体コード
414	石川郡畜産農業協同組合	0247262517
415	福島県酪農業協同組合県南支所	0247263128
416	東白養畜農業協同組合	0247430109
417	J A あぶくま石川平田営農センター	0247553121
418	小野町地区酪農業協同組合	0247722181
419	小野町農業協同組合	0247723161
420	田村畜産農業協同組合	0247772005
421	福島県酪農業協同組合田村支所	0247820039
422	J A たむら	0247826173
423	白河農業協同組合	0248225141
424	福島県酪農協西白河支所	0248226587
425	東西しらかわ農業協同組合	0248321851
426	J A すかがわ岩瀬鏡石支店	0248622131
427	J A すかがわ岩瀬稲田支店	0248625101
428	J A すかがわ岩瀬岩瀬支店	0248652101
429	J A すかがわ岩瀬長沼支店	0248672151
430	すかがわ岩瀬農業協同組合	0248725213
431	J A すかがわ岩瀬東部支店	0248767111
432	J A すかがわ岩瀬仁井田支店	0248782324
433	J A すかがわ岩瀬大東支店	0248793111
434	J A すかがわ岩瀬天栄支店	0248822155
435	J A 郡山市富久山総合支店	0249321041
436	J A 郡山市宮城支店	0249441503
437	J A 郡山市芳賀支店	0249442652
438	J A 郡山市成田総合支店	0249455604
439	J A 郡山市片平総合支店	0249511520
440	J A 郡山市大槻総合支店	0249511860
441	福島県酪農業協同組合県中支所	0249513361
442	J A 郡山市三穂田総合支店	0249542104
443	J A 郡山市田村総合支店	0249552501
444	J A 郡山市多田野総合支店	0249572211
445	J A 郡山市日和田総合支店	0249582031
446	J A 郡山市西田総合支店	0249722311
447	J A 郡山市御館総合支店	0249732115
448	J A 郡山市月形総合支店	0249822229
449	J A 郡山市石筵出張所	0249843534
450	J A 郡山市熱海総合支店	0249843632
451	茨城県 三国酪農業協同組合	0280318923
452	さかえ酪農業協同組合	0280874923
453	茨城県畜産農業協同組合連合会	0292215397
454	茨城県酪農業協同組合連合会	0292246711
455	茨城中央畜産農業協同組合	0292260231
456	茨城北酪農業協同組合	0292512341
457	水戸農業協同組合	0292545116
458	全国農業協同組合連合会茨城県本部	0292928070
459	ひたちなか農業協同組合那珂中央支店	0292952816
460	茨城ひたち農業協同組合営農部畜産課	0293236748
461	常陸太田市農業協同組合	0294722241
462	茨城みずほ農業協同組合金砂郷地区営農物流センター	0294762222
463	茨城みずほ農業協同組合里美地区営農物流センター	0294822121
464	茨城みずほ農業協同組合水府地区営農物流センター	0294851033
465	茨城みどり農業協同組合	0295524510

都道府県	団体名	団体コード
466	大子町畜産農業協同組合	0295720489
467	下館酪農業協同組合	0296242781
468	北つくば農業協同組合	0296256601
469	常総ひかり農業協同組合	0296301213
470	県西畜産農業協同組合	0296353768
471	筑紫畜産農業協同組合	0296434141
472	きぬ酪農業協同組合	0296443096
473	茨城中央農業協同組合	0296744700
474	岩瀬町農業協同組合	0296753101
475	茨城西部酪農業協同組合	0296760390
476	共栄酪農業協同組合	0297271235
477	利根酪農業協同組合	0297862116
478	ひので酪農業協同組合	0298243611
479	つくば市谷田部農業協同組合	0298360351
480	全国農業協同組合連合会茨城県本部コールドステーション	0299270651
481	美野里酪農業協同組合	0299480009
482	茨城千代田農業協同組合	0299593501
483	なめがた農業協同組合	0299721878
484	稲敷農業協同組合東部経済センター	0299782141
485	本新酪農業協同組合	0299783108
486	しおさい農業協同組合	0299935511
487	栃木県 下野農業協同組合	0282241562
488	安佐農業協同組合	0283243420
489	両毛酪農業協同組合	0284412722
490	足利市農業協同組合	0284417151
491	小山農業協同組合	0285382373
492	酪農とちぎ農業協同組合栃木県南支所	0285530188
493	はが野農業協同組合茂木地区営農センター	0285631248
494	はが野農業協同組合市貝地区営農センター	0285681314
495	はが野農業協同組合益子地区営農センター	0285721171
496	はが野農業協同組合二宮地区営農センター	0285744115
497	はが野農業協同組合真岡地区営農センター	0285833311
498	宇都宮農業協同組合	0286253390
499	酪農とちぎ農業協同組合宇都宮支所	0286602215
500	栃木県酪農業協同組合	0286627311
501	はが野農業協同組合芳賀地区営農センター	0286770711
502	J A しおのや営農部畜産課	0286829944
503	J A なすの大田原営農センター	0287233336
504	塩原町箒根酪農業協同組合	0287353231
505	J A なすの塩那営農センター	0287363878
506	J A なすの黒羽営農センター	0287541130
507	北那須酪農業協同組合	0287620237
508	栃木県開拓農業協同組合	0287620274
509	酪農とちぎ農業協同組合那須高原支所	0287621540
510	J A なすの黒磯営農センター	0287626339
511	J A なすの那須営農センター	0287721311
512	那須南農業協同組合	0287887733
513	J A なすの湯津上営農センター	0287982311
514	J A かみつが北部営農経済センター 米麦畜産課	0288221178
515	J A かみつが本店兼南部営農経済センター	0289651006
516	群馬県 前橋市農業協同組合畜産部	0272802333
517	新田郡農業協同組合畜産課	0276572111

都道府県	団体名	団体コード
518	館林市農業協同組合畜産課	0276745117
519	群馬板倉農業協同組合営農経済課	0276821252
520	西邑楽農業協同組合畜産課	0276887839
521	わたらせ農業協同組合営農販売課	0277307170
522	群馬みどり農業協同組合畜産農産課	0277745621
523	赤城橋農業協同組合畜産課	0279524029
524	北群渋川農業協同組合畜産部	0279550033
525	あがつま農業協同組合畜産酪農課	0279682532
526	沢田農業協同組合経済部	0279752305
527	孺恋村農業協同組合営農畜産課	0279806204
528	赤堀町農業協同組合営農課	0270208013
529	佐波伊勢崎農業協同組合畜産振興課	0270201225
530	高崎市農業協同組合園芸畜産課	0273525288
531	はぐくみ農業協同組合畜産課	0273441331
532	多野藤岡農業協同組合農畜産課	0274234457
533	甘楽富岡農業協同組合畜産課	0274637045
534	碓氷安中農業協同組合営農販売課	0273821131
535	利根沼田農業協同組合畜産部	0278230170
536	片品村農業協同組合経済部	0278582321
537	藪塚本町農業協同組合営農販売課	0277782311
538	太田市農業協同組合営農販売部	0276328211
539	埼玉県 埼玉みずほ農業協同組合	0480471090
540	南彩農業協同組合	0480857331
541	和光農業協同組合	0484612113
542	あさか野農業協同組合	0484791011
543	埼玉北酪農業協同組合	0485211033
544	くまがや農業協同組合	0485248722
545	ほくさい農業協同組合	0485615000
546	北武蔵酪農業協同組合	0485711282
547	ふかや農業協同組合	0485741159
548	全国農業協同組合連合会埼玉県本部	0485837111
549	埼玉酪農業協同組合	0485841880
550	花園農業協同組合	0485842166
551	北本市農業協同組合	0485924407
552	鴻巣市農業協同組合	0485962552
553	上尾市農業協同組合	0487257211
554	桶川市農業協同組合	0487871174
555	さいたま農業協同組合	0488312400
556	さいかつ農業協同組合	0489822441
557	いるま野農業協同組合	0492263310
558	埼玉中央農業協同組合	0493252551
559	全比酪農農業協同組合	0493622102
560	武蔵酪農農業協同組合	0493623045
561	ちちぶ農業協同組合	0494220209
562	埼玉ひびきの農業協同組合	0495247721
563	児玉郡酪農業協同組合	0495721311
564	千葉県 安房農業協同組合	0470229111
565	鴨川市農業協同組合	0470935675
566	富津市農業協同組合	0439670940
567	市原市農業協同組合	0436981115
568	ちば県北農業協同組合	0471296616
569	ちばみどり農業協同組合	0479553122

都道府県	団体名	団体コード
570	かとり農業協同組合	0478783144
571	西印旛農業協同組合	0476424145
572	多古町農業協同組合	0476763535
573	木更津農業協同組合	0438230501
574	いすみ農業協同組合	0470863711
575	佐原市農業協同組合	0478541145
576	全国農業協同組合連合会千葉県本部	0432457381
577	東京都 全農畜産販売部総合課	0332457241
578	全酪連 東京支所	0335426236
579	東京都酪農業協同組合	0425570054
580	全国農業協同組合連合会東京都本部	0425281343
581	全国開拓農業協同組合連合会	0335845721
582	神奈川県 さがみ農業協同組合畜産事業センター	0467551488
583	湘南農業協同組合経済センター	0463587799
584	伊勢原市農業協同組合	0463938111
585	秦野市農業協同組合	0463817711
586	小田原市農業協同組合	0465478125
587	あしがら農業協同組合	0465835151
588	厚木市農業協同組合	0462211666
589	県央愛川農業協同組合	0462869547
590	海老名市農業協同組合	0462311771
591	相模原市農業協同組合営農センター	0427624336
592	津久井郡農業協同組合	0427841321
593	よこすか葉山農業協同組合	0468572121
594	三浦市農業協同組合	0468883145
595	山梨県 梨北農業協同組合畜産課	0551236371
596	甲府市農業協同組合千代田支所	0552518224
597	笛吹農業協同組合八代支所	0552652311
598	笛吹農業協同組合中道北支所	0552664111
599	笛吹農業協同組合豊富支所	0552692216
600	山梨県酪農業協同組合	0552756185
601	鳴沢農業協同組合	0555852470
602	富士豊茂農業協同組合	0555892011
603	長野県 J Aみなみ信州みなみ地域事業本部	0260271115
604	J A全農長野飯田畜産飼料駐在	0265246110
605	龍峡酪農業協同組合	0265272156
606	J Aみなみ信州高森地域事業本部	0265353131
607	南信酪農業協同組合下伊那事業所	0265353181
608	J Aみなみ信州みさと地域事業本部	0265358668
609	J Aみなみ信州まつかわ地域事業本部	0265362612
610	J Aみなみ信州阿智地域事業本部	0265432225
611	J Aみなみ信州いいだ地域事業本部	0265526968
612	大北農業協同組合	0261221842
613	須高農業協同組合	0262451300
614	ながの農業協同組合北部営農センター	0262532238
615	ながの農業協同組合裾花営農センター	0262542424
616	ちくま農業協同組合	0262722323
617	グリーン長野農業協同組合	0262932000
618	南信酪農業協同組合	0263251700
619	松本ハイランド農業協同組合	0263261400
620	松本市農業協同組合	0263337300
621	洗馬農業協同組合	0263520108

都道府県	団体名	団体コード
622	塩尻市農業協同組合	0263534780
623	あづみ農業協同組合	0263722930
624	信濃朝日農業協同組合	0263992300
625	木曾農業協同組合	0264222128
626	みなみ信州農業協同組合	0265281800
627	上伊那農業協同組合	0265726110
628	諏訪湖農業協同組合	0266572200
629	諏訪みどり農業協同組合	0266720100
630	佐久浅間農業協同組合	0267681112
631	佐久浅間農業協同組合しらかば西部営農センター	0267562600
632	佐久浅間農業協同組合あさま西部営農センター	0267220954
633	佐久浅間農業協同組合さく南部営農センター	0267628145
634	佐久浅間農業協同組合みなみ南部営農センター	0267882513
635	長野八ヶ岳農業協同組合	0267911101
636	長野八ヶ岳農業協同組合小海営農センター	0267912222
637	長野八ヶ岳農業協同組合南牧営農センター	0267982416
638	長野八ヶ岳農業協同組合川上営農センター	0267972213
639	信州うえだ農業協同組合	0268257800
640	中野市農業協同組合	0269224191
641	志賀高原農業協同組合営農センター穂波店	0269334322
642	北信州みゆき農業協同組合	0269620055
643	佐久酪農業協同組合	0267620436
644	東信州酪農業協同組合	0268645533
645	伊那酪農業協同組合	0265782724
646	北部酪農業協同組合	0265786636
647	静岡県 西部開拓農業協同組合	0534283960
648	とびあ浜松農業協同組合	0534300911
649	浜名酪農業協同組合	0534340157
650	引佐郡酪農業協同組合	0535221958
651	掛川市農業協同組合	0537224116
652	小笠酪農農業協同組合	0537226168
653	遠州夢咲農業協同組合	0537726270
654	遠州中央農業協同組合	0538367017
655	J A 静岡県畜産センター-東部畜産センター	0542849750
656	清水農業協同組合そ菜花卉販売業務課	0543676111
657	富士酪農業協同組合	0544271520
658	富士開拓農業協同組合	0544540304
659	富士宮農業協同組合	0544587181
660	大井川農業協同組合畜産センター	0547352191
661	ハイナン農業協同組合畜産課	0548229524
662	御殿場農業協同組合	0550844820
663	伊豆太陽農業協同組合	0558236009
664	東部開拓農業協同組合	0558720109
665	伊豆の国農業協同組合	0558761177
666	南駿農業協同組合	0559337008
667	三島函南農業協同組合	0559718217
668	函南東部農業協同組合	0559740011
669	裾野市農業協同組合	0559971249
670	新潟県 新潟市農協	0252702222
671	新潟西農協	0252621121
672	にいがた岩船農協	0254520511
673	神林村農協	0254668100

都道府県	団体名	団体コード
674	北蒲みなみ農協	0250621000
675	ささかみ農協	0250622410
676	豊栄市農協	0253883111
677	北越後農協	0254262600
678	中条町農協	0254437402
679	黒川村農協	0254472403
680	下越酪農	0250682106
681	北日本酪農	0254226430
682	白根市農協	0253732105
683	新津さつき農協	0250251211
684	五泉よつば農協	0250435811
685	亀田郷みなみ農協	0253821110
686	東蒲あがの農協	0254923071
687	越後中央農協	0256701500
688	西川農協	0256883118
689	燕市農協	0256662200
690	佐渡農協	0259276164
691	羽茂農協	0259883131
692	にいがた南蒲農協	0256365200
693	越後さんとう農協	0258412880
694	越後ながおか農協	0258351300
695	越後おぢや農協	0258833421
696	川口町農協	0258892004
697	北魚沼農協	0257931700
698	湯之谷村農協	0257922100
699	広瀬地区農協	0257993311
700	湯沢町農協	0257855311
701	しおざわ農協	0257821171
702	魚沼みなみ農協	0257723111
703	十日町農協	0257571571
704	津南町農協	0257653121
705	柏崎農協	0257211000
706	えちご上越農協	0255272001
707	ひすい農協	0255520317
708	魚沼酪農協	0257942550
709	佐渡農協 相川支所高千出張所	0259782111
710	佐渡農協 金井支所	0259633131
711	佐渡農協 新穂支所	0259223137
712	佐渡農協 赤泊支所	0259873133
713	富山県 となみ野農業協同組合営農部	0763328619
714	福光農業協同組合営農部	0763524153
715	なんと農業協同組合営農部	0763620261
716	富山市農業協同組合営農販売課	0764207188
717	なのはな農業協同組合営農部	0764382213
718	あおば農業協同組合営農課	0764543170
719	アルプス農業協同組合営農経済部	0764725480
720	魚津市農業協同組合指導販売課	0765249923
721	黒部農業協同組合営農資材課	0765525615
722	入善町農業協同組合営農生産部	0765742440
723	あさひ野農業協同組合営農生産部	0765833212
724	高岡市農業協同組合総合機械センター	0766267430
725	いみず野農業協同組合生産販売課	0766526805

都道府県	団体名	団体コード
726	戸出町農業協同組合営農施設課	0766630600
727	いなば農業協同組合農業創造センター	0766672115
728	氷見市農業協同組合営農販売課	0766748861
729	新湊市農業協同組合営農センター	0766828530
730	石川県 全国農業協同組合連合会 石川県本部	0762678611
731	石川かほく農業協同組合	0762887555
732	松任市農業協同組合	0762762222
733	加賀農業協同組合	0761731313
734	能美農業協同組合	0761572655
735	蝶屋農業協同組合	0762782315
736	鶴来郷農業協同組合	0761935277
737	手取農業協同組合	0761942111
738	小松市農業協同組合	0761225111
739	はくい農業協同組合	0767263333
740	志賀農業協同組合	0767321155
741	土田農業協同組合	0767371111
742	富来町農業協同組合	0767422111
743	能登わかば農業協同組合	0767538500
744	町野町農業協同組合	0768321107
745	おおぞら農業協同組合	0768523800
746	内浦町農業協同組合	0768720233
747	珠洲市農業協同組合	0768822255
748	福井県 敦賀市農業協同組合	0770222500
749	若狭美浜町農業協同組合	0770321134
750	三方五湖農業協同組合	0770451122
751	若狭農業協同組合	0770565000
752	福井市農業協同組合	0776338150
753	福井市南部農業協同組合	0776382750
754	春江農業協同組合	0776513300
755	花咲ふくい農業協同組合	0776678200
756	越前たけふ農業協同組合	0778221111
757	越前丹生農業協同組合宮崎村支店	0778322300
758	福井池田町農業協同組合	0778446311
759	福井丹南農業協同組合	0778518000
760	テラル越前農業協同組合上庄支所	0779641111
761	大野市酪農農業協同組合	0779663040
762	岐阜県 陶都信用農業協同組合	0572685120
763	東美濃農業協同組合	0573780137
764	めぐみの農業協同組合みのかも本部	0574281217
765	めぐみの農業協同組合可児本部	0574623706
766	めぐみの農業協同組合中濃本部	0575238115
767	美濃酪農農業協同組合連合会	0575334455
768	めぐみの農業協同組合郡上本部	0575660020
769	めぐみの農業協同組合おくみの本部	0575826305
770	飛騨酪農下呂事業所	0576252045
771	飛騨酪農農業協同組合	0577320208
772	飛騨農業協同組合	0577363880
773	南吉城畜産事業所	0577742066
774	岐阜北農業協同組合	0581222131
775	岐阜南農業協同組合	0582471330
776	岐阜市農業協同組合	0582653528
777	岐阜酪農農業協同組合	0582739201



都道府県	団体名	団体コード
778	本巣郡農業協同組合	0583234411
779	羽島市農業協同組合	0583926121
780	西美濃農業協同組合	0584738159
781	いび川農業協同組合	0585231122
782	愛知県 あいち三河農業協同組合	0564519631
783	あいち知多農業協同組合	0569345555
784	あいち中央農業協同組合	0566765131
785	あいち尾東農業協同組合	0561750721
786	あいち尾東農業協同組合沓掛支店	0562920043
787	あいち豊田農業協同組合高岡支店	0565312326
788	あいち豊田農業協同組合足助支店	0565762111
789	みどり牛乳農業協同組合	0569234177
790	愛知みなみ農業協同組合	0531340373
791	愛知みなみ農業協同組合田原地域本部	0531232154
792	愛知県酪農農業協同組合	0564532450
793	愛知県酪農農業協同組合渥美支所	0531370025
794	愛知県酪農農業協同組合岡崎支所	0564214320
795	愛知県酪農農業協同組合中部支所	0564222637
796	愛知県酪農農業協同組合幡豆西尾支所	0563350660
797	愛知県酪農農業協同組合尾張南部支所	0562484483
798	愛知県酪農農業協同組合碧海支所	0566920639
799	愛知県酪農農業協同組合豊橋支所	0532252326
800	愛知県酪農農業協同組合豊田支所	0565316838
801	愛知東農業協同組合	0536221225
802	愛知北農業協同組合	0587932211
803	海部農業協同組合立田中支店	0567282377
804	西三河農業協同組合	0563563341
805	尾張中央農業協同組合	0565815131
806	宝飯豊川畜産農業協同組合	0533853232
807	豊橋農業協同組合	0532253551
808	愛知県酪農農業協同組合名古屋支所	0528512171
809	愛知西農業協同組合	0586716811
810	全酪連 名古屋支所	0529622666
811	三重県 桑名農業協同組合	0594222451
812	員弁郡農業協同組合	0594783980
813	三重四日市農業協同組合	0593933620
814	鈴鹿農業協同組合	0593841111
815	津安芸農業協同組合	0592251881
816	三重中央農業協同組合	0592933100
817	一志東部農業協同組合	0598421611
818	松阪農業協同組合	0598282111
819	松阪農業協同組合きつする飯南	0598322677
820	多気郡農業協同組合	0596523715
821	伊勢農業協同組合	0596621125
822	伊勢農業協同組合経済1課	0596589292
823	伊勢農業協同組合経済2課	0598850009
824	鳥羽志摩農業協同組合	0599435885
825	伊賀北部農業協同組合	0595213500
826	伊賀南部農業協同組合	0595632253
827	三重紀北農業協同組合	0597221539
828	三重南紀農業協同組合	0597921388
829	四日市酪農農業協同組合	0593262388

都道府県	団体名	団体コード
830	南勢酪農農業協同組合	0598283340
831	大内山酪農農業協同組合	0598722221
832	上野酪農農業協同組合	0595237240
833	滋賀県 今津町農業協同組合	0740223955
834	西びわこ農業協同組合	0740321260
835	神愛酪農農業協同組合	0748225649
836	グリーン近江農業協同組合西部事業所	0748334202
837	滋賀蒲生町農業協同組合	0748551317
838	甲賀郡農業協同組合	0748620720
839	東びわこ農業協同組合	0749287851
840	湖東農業協同組合	0749450551
841	レーク伊吹農業協同組合山東支所	0749552021
842	北びわこ農業協同組合	0749782415
843	レーク大津農業協同組合	0775254343
844	草津市農業協同組合	0775622186
845	おうみ富士農業協同組合	0775854385
846	京都府 京都搾乳畜産農業協同組合	0756716551
847	京都農業協同組合酪農センター	0771430877
848	京都丹後農業協同組合	0772627805
849	京都農業協同組合福知山支店	0773226205
850	綾部酪農農業協同組合	0773420378
851	京都丹の国農業協同組合	0773421814
852	京都やましろ農業協同組合	0774625890
853	大阪府 全国酪農農業協同組合連合会 大阪支所	0663054196
854	兵庫県 兵庫六甲農業協同組合	0783335793
855	全国農業協同組合連合会兵庫県本部	0783336114
856	兵庫県開拓農業協同組合連合会	0783510150
857	兵庫みらい農業協同組合	0790471282
858	東播酪農農業協同組合	0790482230
859	ハリマ農業協同組合	0790720970
860	兵庫西農業協同組合	0791635251
861	西播酪農農業協同組合	0792923991
862	兵庫南農業協同組合	0794965780
863	みのり農業協同組合	0795425141
864	丹波ささやま農業協同組合	0795562288
865	丹波ひかみ農業協同組合	0795826136
866	兵庫丹但酪農農業協同組合	0795826336
867	北但酪農農業協同組合	0796421711
868	たじま農業協同組合 畜産部	0796651500
869	宝塚酪農農業協同組合	0797726067
870	全農近畿畜産センター	0798431290
871	洲本市酪農農業協同組合	0799221741
872	三原郡酪農農業協同組合	0799420516
873	あわじ島農業協同組合	0799425200
874	三原郡畜産農業協同組合連合会	0799425225
875	日の出農業協同組合畜産事業部	0799620133
876	奈良県 奈良県農業協同組合	0742274086
877	鳥取県 鳥取いなば農業協同組合本店	0857321100
878	鳥取県畜産農業協同組合	0857521129
879	大山乳業農業協同組合鳥取工場	0857532572
880	倉吉市基幹支所	0858233049
881	大栄町基幹支所	0858373321

都道府県	団体名	団体コード
882	三朝町基幹支所	0858430931
883	関金町基幹支所	0858453111
884	大山乳業農業協同組合	0858522221
885	J A 東伯哺育センター	0858531618
886	赤碕町基幹支所	0858550411
887	大山乳業農業協同組合米子支所	0859222798
888	鳥取西部農業協同組合本所	0859341141
889	島根県 隠岐農業協同組合	0851221133
890	隠岐どうぜん農業協同組合海士支所	0851420752
891	隠岐どうぜん農業協同組合浦郷支所	0851460321
892	隠岐どうぜん農業協同組合知夫支所	0851482003
893	J A くにびき本店畜産課	0852553032
894	J A いずも畜産課	0853216043
895	J A いずも大社営農生活センター	0853532168
896	J A いずも平田中央支店	0853629059
897	斐川町農業協同組合畜産課	0853739618
898	J A いずも佐田中央支店	0853840211
899	J A いずも多岐中央支店	0853862312
900	J A やすぎ生産センター畜産課	0854287800
901	島根東酪農農業協同組合	0854288121
902	J A やすぎひろせ支所経済課	0854322336
903	J A やすぎはくた支所経済課	0854371414
904	J A 雲南木次営農課	0854429115
905	J A 雲南三刀屋営農課	0854452222
906	J A 雲南加茂営農課	0854498073
907	J A 雲南横田営農課	0854521211
908	J A 雲南仁多生産センター	0854541355
909	J A 雲南掛合営農課	0854620123
910	頓原町酪農農業協同組合	0854720156
911	J A 雲南頓原営農課	0854720204
912	J A 雲南吉田営農課	0854740131
913	J A 雲南赤来営農課	0854762711
914	赤来町酪農農業協同組合	0854762814
915	長久酪農農業協同組合	0854820799
916	大田市酪農農業協同組合	0854821011
917	三瓶開拓酪農農業協同組合	0854832331
918	J A 石見銀山	0854849059
919	いわみ中央農業協同組合特産課	0855228831
920	邑智郡酪農農業協同組合	0855840019
921	J A 島根おおち	0855950152
922	J A 西いわみ	0856231911
923	岡山県 岡山市農業協同組合 岡山西営農生活センター	0862878922
924	おかやま酪農農業協同組合 備南事業所	0865442355
925	おかやま酪農農業協同組合びほく事業所	0866212021
926	びほく農業協同組合営農生産部畜産課	0866228811
927	倉敷かさや農業協同組合営農生活センター	0866820123
928	岡山西農業協同組合畜産センター	0866873010
929	岡山西農業協同組合 吉備路アグリセンター	0866932351
930	岡山市農協西営農生活センター御津分室	0867240741
931	真庭農業協同組合	0867445550
932	落合町農業協同組合	0867521122
933	おかやま酪農農業協同組合蒜山出張所	0867663655

都道府県	団体名	団体コード
934	蒜山ジャージー農業協同組合(上長田)	0867664038
935	蒜山ジャージー農業協同組合(下福田)	0867665711
936	おかやま酪農業協同組合本所	0868261101
937	津山農協販売部農産振興課畜産センター	0868541514
938	勝英農業協同組合本店	0868721341
939	大原町農業協同組合本所	0868783131
940	おかやま酪農業協同組合西大寺事業所	0869423824
941	阿新農業協同組合農畜産部畜産課	0867723079
942	広島県 広島市農業協同組合	0828705893
943	佐伯中央農業協同組合	0829393215
944	呉農業協同組合	0823225176
945	安芸農業協同組合	0828227727
946	広島中央農業協同組合	0824235913
947	広島千代田農業協同組合	0826722214
948	広島市農業協同組合砂谷酪農部会	0829860616
949	広島県酪農業協同組合	0824642072
950	チチヤス酪農業協同組合	0829565431
951	竹原農業協同組合	0846220080
952	芸南農業協同組合	0846451240
953	広島ゆたか農業協同組合	0846662804
954	瀬戸田町農業協同組合	0845272290
955	三原農業協同組合	0848633438
956	尾道市農業協同組合	0848202811
957	向東町農業協同組合	0848440715
958	向島町農業協同組合	0848442105
959	因島農業協同組合	0845241211
960	世羅郡農業協同組合	0847221173
961	福山市農業協同組合	0847852511
962	高田郡農業協同組合	0826540814
963	三次農業協同組合	0824663877
964	甲奴郡農業協同組合	0847623972
965	庄原農業協同組合	0824725654
966	山口県 南すおう農業協同組合	0820229787
967	大島酪農農業協同組合	0820743383
968	山口東農業協同組合美和支所	0827960067
969	山口県酪農農業協同組合	0832872882
970	防府酪農農業協同組合	0835222601
971	防府とくち農業協同組合本所	0835236511
972	防府とくち農業協同組合北部地域農業振興センタ	0835521773
973	山口美祢農業協同組合美祢支所	0837521076
974	山口美祢農業協同組合美東支所	0837620231
975	山口美祢農業協同組合秋芳支所農業管理センター	0837621240
976	豊閑農業協同組合豊北支所	0837821211
977	山口中央農業協同組合本所	0839225633
978	山口県酪農農業協同組合山口事業所	0839232024
979	山口中央農業協同組合阿東支所	0839560344
980	徳島県 麻植郡農業協同組合	0883241137
981	美馬農業協同組合	0883538050
982	阿波みよし農業協同組合	0883793121
983	全国農業協同組合連合会南部農機サービスセンター	0884220908
984	徳島市農業協同組合	0886226338
985	徳島県酪農業協同組合連合会	0886740401

都道府県	団体名	団体コード
986	名西郡農業協同組合	0886742121
987	板野郡農業協同組合	0886954800
988	香川県 香川県西讃酪農農業協同組合	0875725409
989	香川県酪農農業協同組合	0877480221
990	J A 香川県中央畜産振興センター	0878159775
991	J A 香川県太田栗林支部	0878653331
992	J A 香川県中讃畜産振興センター	0878707283
993	J A 香川県大川北部支部	0878951616
994	J A 香川県三豊畜産振興センター	0879244126
995	J A 香川県大内支部	0879252241
996	J A 香川県東讃支部	0879254391
997	J A 香川県四国大川支部	0879532222
998	J A 香川県小豆島支部	0879622211
999	J A 香川県池田支部	0879750411
1000	J A 香川県内海町支部	0879821166
1001	J A 香川豊南	0875543121
1002	愛媛県 喜多酪農農業協同組合	0893242120
1003	愛媛たいき農業協同組合	0893244181
1004	西宇和農業協同組合	0894241115
1005	東宇和農業協同組合畜産部	0894721100
1006	南予酪農農業協同組合	0895225723
1007	えひめ南農業協同組合	0895228111
1008	うま農業協同組合	0896242311
1009	うま農業協同組合川之江中央支店	0896586888
1010	新居浜市農業協同組合	0897415701
1011	愛媛酪農農業協同組合	0898233696
1012	越智今治農業協同組合営農事業本部	0898341882
1013	周桑農業協同組合	0898687800
1014	えひめ中央農業協同組合	0899432121
1015	愛媛県酪農農業協同組合連合会	0899661400
1016	松山市農業協同組合	0899665000
1017	中予酪農農業協同組合	0899666131
1018	高知県 土佐あき農業協同組合	0887341515

都道府県	団体名	団体コード
1019	土佐れいほく農業協同組合	0887822800
1020	高知市農業協同組合	0888836800
1021	土佐市農業協同組合	0888502583
1022	土佐くろしお農業協同組合	0889428010
1023	津野山農業協同組合	0889651370
1024	四万十農業協同組合	0880220003
1025	高知はた農業協同組合	0880345555
1026	福岡県 糸島農業協同組合	0923273912
1027	全酪連 福岡支所	0924318111
1028	福岡酪農業協同組合	0925916144
1029	福岡県畜産農業協同組合	0926417925
1030	早良酪農業協同組合	0928042608
1031	糸島地方酪農業協同組合	0928061033
1032	福岡市農業協同組合	0928067411
1033	福岡市乳牛育成組合	0928657029
1034	筑紫農業協同組合	0929241313
1035	南粕酪農業協同組合	0929320101
1036	粕屋農業協同組合	0929383861
1037	京都酪農業協同組合	0930232066
1038	福岡みやこ農業協同組合	0930242611
1039	遠賀郡農業協同組合	0932823089
1040	北九東部農業協同組合	0934519210
1041	北九州市農業協同組合	0936312368
1042	宗像農業協同組合	0940362119
1043	久留米地方酪農業協同組合	0942223131
1044	久留米酪農業協同組合	0942264105
1045	久留米市農業協同組合	0942344121
1046	三潆町農業協同組合	0942642211
1047	みい農業協同組合	0942783035
1048	福岡八女農業協同組合	0943233314
1049	八女地方酪農業協同組合	0943243585
1050	にじ農業協同組合	0943754200
1051	南筑後農業協同組合	0944225722
1052	荒尾酪農業協同組合	0944528282
1053	南筑酪農業協同組合	0944726892
1054	柳川農業協同組合	0944765155
1055	甘木朝倉酪農業協同組合	0946222337
1056	筑前あさくら農業協同組合	0946243366
1057	田川農業協同組合方城支所	0947220128
1058	田川市金川農業協同組合	0947443010
1059	名糖協同酪農組合	0948222747
1060	筑豊地区酪農業協同組合	0948222989
1061	福岡嘉穂農業協同組合	0948247060
1062	直鞍農業協同組合	0949242311
1063	福岡豊築農業協同組合	0979828723
1064	福岡県酪農業協同組合連合会	0924317861
1065	佐賀県 鳥栖市酪農業協同組合	0942832844
1066	さが東部農業協同組合	0942949111
1067	佐賀市農業協同組合	0952220371
1068	佐賀県経済農業協同組合連合会	0952255291
1069	佐賀県開拓畜産農業協同組合	0952314011

都道府県	団体名	団体コード
1070	諸富町農業協同組合	0952472031
1071	神埼郡農業協同組合	0952526114
1072	富士町農業協同組合南山支所	0952582016
1073	佐賀みどり農業協同組合	0952713140
1074	佐城農業協同組合	0952725138
1075	白石地区農業協同組合	0952845112
1076	伊万里地方酪農業協同組合	0955233235
1077	伊万里市農業協同組合	0955235555
1078	伊万里市農協南波多支所	0955243111
1079	伊万里市農協大川支所	0955293111
1080	伊万里市農協有田支所	0955424194
1081	伊万里市農協西有田支所	0955462211
1082	松浦東部農業協同組合	0955568111
1083	佐賀松浦農業協同組合	0955622011
1084	唐津市農業協同組合	0955736211
1085	上場農業協同組合	0955822215
1086	長崎県 壱岐郡農業協同組合勝本支所	0920421190
1087	壱岐郡農業協同組合鯨伏支所	0920430131
1088	壱岐郡農業協同組合田河支所	0920450310
1089	壱岐郡農業協同組合箱崎支所	0920452323
1090	壱岐郡農業協同組合畜産部	0920452513
1091	壱岐郡農業協同組合那賀支所	0920453333
1092	壱岐郡農業協同組合沼津支所	0920460234
1093	壱岐郡農業協同組合武生水支所	0920470044
1094	壱岐郡農業協同組合柳田支所	0920470311
1095	壱岐郡農業協同組合志原支所	0920470333
1096	壱岐郡農業協同組合初山支所	0920470710
1097	壱岐郡農業協同組合渡良支所	0920470802
1098	対馬農協営農部	0920521116
1099	対馬農協巖原支所	0920526055
1100	対馬農協鶏知支所	0920543153
1101	対馬農協船越支所	0920550003
1102	対馬農協佐須支所	0920560003
1103	対馬農協豊玉支所	0920581221
1104	対馬農協峰支所	0920830336
1105	対馬農協上県支所	0920842246
1106	対馬農協上対馬支所	0920862031
1107	ながさき西海農協生月統括支店	0950530511
1108	ながさき西海農協佐世保統括支店	0956243111
1109	全農西九州販売所	0956317122
1110	長崎県酪農業協同組合佐世保支所	0956416550
1111	ながさき西海農協北松統括支店	0956643141
1112	ながさき西海農協松浦統括支店	0956721144
1113	長崎県央農協北部営農センター	0956825105
1114	長崎県央酪農業協同組合	0957231513
1115	長崎県央農業協同組合	0957243006
1116	長崎県酪農業協同組合	0957248054
1117	県央酪農業協同組合愛野支所	0957360072
1118	島原雲仙農協西部基幹営農センター	0957362121
1119	長崎県開拓農業協同組合	0957432323
1120	長崎県央農業協同組合中部地区営農センター	0957548002

都道府県	団体名	団体コード
1121	島原地方酪農業協同組合	0957625201
1122	島原雲仙農協東部基幹営農センター	0957652233
1123	島原雲仙農業協同組合本店営農部	0957653577
1124	雲仙山麓酪農業協同組合	0957726660
1125	島原雲仙農協北部基幹営農センター	0957782161
1126	県央酪農業協同組合北部支所	0957783200
1127	南高南部地方酪農業協同組合	0957822151
1128	島原雲仙農協南部基幹営農センター	0957853102
1129	南高地方酪農業協同組合	0957883478
1130	東長崎農業協同組合	0958391115
1131	ことのうみ農業協同組合時津支店	0958823600
1132	ことのうみ農業協同組合長与支所	0958832111
1133	ことのうみ農業協同組合長浦支所	0958852211
1134	大長崎農業協同組合	0959281111
1135	ながさき西海農協佐世保統括支店小値賀支所	0959563161
1136	ながさき西海農協佐世保統括支店宇久支所	0959573161
1137	ごとう農業協同組合	0959724108
1138	長崎県央農業協同組合東部地区センター	0957343135
1139	熊本県 上益城農業協同組合上益城統括支所	0962341155
1140	熊本乳牛農業協同組合	0962371025
1141	上益城農業協同組合	0962820222
1142	広安農業協同組合	0962863175
1143	益城専業酪農組合	0962867104
1144	上益城農協（益城町、第2営農センター）	0962869231
1145	熊本県酪農業協同組合連合会総務部	0963560311
1146	熊本県酪農業協同組合連合会指導部指導課	0963560313
1147	熊本市農業協同組合	0963621151
1148	熊本県新拓農業協同組合	0963621355
1149	熊本市中央酪農農業協同組合	0963649290
1150	熊本県畜産農業協同組合連合会	0963658811
1151	熊本市農業協同組合小山戸島支店	0963803121
1152	託麻原酪農組合	0963806996
1153	熊本宇城農業協同組合松橋中央支所	0964331100
1154	熊本宇城農業協同組合酪農部会	0964343311
1155	熊本宇城農業協同組合肥育部会	0964343382
1156	熊本宇城農協（下益城東）	0964452002
1157	熊本県畜産農業協同組合城南支所下益城	0964462002
1158	中央町酪農組合	0964462092
1159	熊本県畜産農業協同組合城南支所矢部	0967720108
1160	上益城農業協同組合矢部統括支所	0967731230
1161	大矢野地方酪農業協同組合	0964560059
1162	パールライン酪農組合	0964590015
1163	八代地域農業協同組合竜北町支所	0965438111
1164	竜北酪農組合	0965526101
1165	あまくさ農業協同組合	0969221100
1166	本渡五和農業協同組合	0969232231
1167	天草地方酪農業協同組合	0969222605
1168	天草畜産農業協同組合	0969223189
1169	苓北町農業協同組合	0969351441
1170	球磨地域農協（人吉中央）	0966232211
1171	球磨酪農農業協同組合	0966350681



都道府県	団体名	団体コード
1172	球磨地域農業協同組合	0966381101
1173	球磨畜産農業協同組合	0966383777
1174	球磨中央酪農農業協同組合	0966450308
1175	中球磨農業協同組合	0966452169
1176	ホワイト酪農農業協同組合	0966454380
1177	あしきた農業協同組(水俣)	0966632148
1178	あしきた農業協同組合	0966822515
1179	芦北地方酪農農業協同組合	0966825480
1180	あしきた農業協同組(湯浦)	0966860009
1181	熊本市酪農農業協同組合	0962322601
1182	西合志町酪農農業協同組合	0962420740
1183	合志酪農農業協同組合	0962480014
1184	菊池新興開拓農業協同組合	0962480058
1185	植木町酪農組合	0962720246
1186	西阿蘇酪農農業協同組合	0962793618
1187	熊本県畜産農業協同組合中央支所熊本市・東肥	0962930550
1188	熊本県経済農業協同組合連合会	0963281115
1189	熊本県畜産農業協同組合阿蘇支所	0967220034
1190	大阿蘇酪農農業協同組合	0967223123
1191	阿蘇農業協同組合(中部)	0967226111
1192	阿蘇農業協同組合小国郷中央支所	0967463211
1193	南阿蘇畜産農業協同組合	0967620715
1194	阿蘇農業協同組合 白水中央	0967629131
1195	菊池地域農業協同組合・酪農	0968233207
1196	菊池地域農業協同組合・畜産	0968233208
1197	熊本県畜産農協 菊池	0968242921
1198	菊池酪農農業協同組合	0968250131
1199	鹿本農業協同組合	0968421111
1200	熊本県畜産農業協同組合城北支所山鹿	0968432166
1201	鹿本酪農農業協同組合	0968462171
1202	荒尾酪農農業協同組合	0968682362
1203	玉名酪農農業協同組合	0968725114
1204	玉名農業協同組合	0968725500
1205	熊本県畜産農業協同組合城北支所玉名	0968760620
1206	大分県 佐伯豊南農業協同組合 広域営農センター	0972462111
1207	大分のぞみ農業協同組合 営農センター 畜産課	0972623910
1208	大分ひた農業協同組合	0973232220
1209	玖珠九重農業協同組合	0973777111
1210	九重町飯田農業協同組合	0973792011
1211	ぶんご大野農業協同組合 畜産課	0974244507
1212	野津町農業協同組合	0974322535
1213	大分みどり農業協同組合 竹田本店	0974631032
1214	大分みどり農業協同組合 荻支店	0974682222
1215	直入町 畜産センター	0974752338
1216	大分みどり農業協同組合 営農センター 畜産部	0974761011
1217	全国農業協同組合連合会大分県本部	0975440046
1218	大分市農業協同組合	0975461111
1219	さわやか農業協同組合	0975822755
1220	別府市農業協同組合	0977243200
1221	日出町農業協同組合	0977722251
1222	山香町農業協同組合	0977751211

都道府県	団体名	団体コード
1223	くにさき西部農業協同組合	0978222200
1224	大分宇佐農業協同組合	0978322300
1225	安心院町農業協同組合	0978440185
1226	杵築市農業協同組合	0978623051
1227	くにさき農業協同組合	0978720617
1228	中津下毛農業協同組合営農経済部畜産課	0979543161
1229	下郷農業協同組合	0979562222
1230	湯布院町畜産センター	0977853212
1231	大分県酪農業協同組合	0975864225
1232	宮崎県 延岡農協畜産課	0982231893
1233	延岡酪農業協同組合	0982334910
1234	延岡農業協同組合 北方支店	0982472003
1235	日向農協日向支店畜産係	0982552520
1236	日向農業協同組合 南郷支店	0982591131
1237	日向農協北郷支店畜産係	0982626131
1238	日向農協門川支店畜産係	0982631500
1239	日向農協諸塚支店畜産係	0982651131
1240	日向農協西郷支店畜産係	0982663131
1241	日向農業協同組合 椎葉支店 営農センター	0982673133
1242	日向農協東郷支店畜産係	0982692002
1243	高千穂地区農協畜産部	0982722470
1244	高千穂地区農協岩戸支所	0982748021
1245	高千穂地区農協田原支所	0982751029
1246	高千穂地区農協上野支所	0982771106
1247	高千穂地区農協五ヶ瀬支所	0982821121
1248	高千穂地区農協日之影支所	0982872221
1249	J A 児湯高鍋本所 畜産課	0983224571
1250	J A 尾鈴都農支所 畜産課	0983251191
1251	宮崎経済連都農食肉駐在事務所	0983252309
1252	J A 尾鈴本所 畜産課	0983271600
1253	J A 児湯新富支所 畜産課	0983321111
1254	J A 児湯木城支所 畜産課	0983322311
1255	J A 児湯新富支所	0983332111
1256	J A 西都西米良支所	0983361211
1257	西都農協 本所 畜産課	0983433113
1258	J A こばやし本所	0984231316
1259	霧島ビーフ農協	0984240015
1260	えびの市農協	0984335747
1261	宮崎県乳用牛肥育事業農業協同組合（西諸支所）	0984351691
1262	JAこばやし高原支所	0984422121
1263	JAこばやし野尻支所	0984441002
1264	宮崎酪農業協同組合	0985225360
1265	宮崎県乳肥農協本所	0985262324
1266	宮崎中央農協畜産部	0985473730
1267	宮崎中央農協国富支店	0985753403
1268	綾町農協畜産課	0985771212
1269	宮崎中央農協営農センター	0985857888
1270	南部酪農協	0986233455
1271	都城農協 畜産業務課	0986235111
1272	J A 都城姫城支所	0986235112
1273	J A 都城五十市支所	0986235113

都道府県	団体名	団体コード
1274	J A 都城祝吉支所	0986241755
1275	J A 都城西岳支所	0986331511
1276	J A 都城志和池支所	0986360502
1277	J A 都城庄内支所	0986370550
1278	J A 都城沖水支所	0986381288
1279	J A 都城安久支所	0986390731
1280	J A 都城梅北支所	0986392349
1281	J A 都城三股支所	0986521122
1282	J A 都城山之口支所	0986572511
1283	J A 都城高城支所	0986582611
1284	全酪連 南九州事務所	0986620009
1285	宮崎経済連高崎食肉駐在事務所	0986620550
1286	J A 都城高崎支所	0986623111
1287	J A 都城山田支所	0986641212
1288	日南市酪農農業協同組合	0987222628
1289	J A はまゆう日南営農センター	0987235156
1290	J A はまゆう南郷支所	0987642500
1291	J A はまゆう串間営農センター	0987722114
1292	串間酪農農業協同組合	0987723048
1293	J A 串間市大束営農課	0987741101
1294	南那珂郡市畜産農業協同組合連合会	0987742000
1295	鹿児島県 さつま日置農協 伊集院支所	0992732121
1296	鹿児島県 さつま日置農協 東市来支所	0992742240
1297	鹿児島県 さつま日置農協 松元支所	0992783111
1298	鹿児島県 さつま日置農協 日吉支所	0992923111
1299	鹿児島県 さつま日置農協 吹上支所	0992963111
1300	鹿児島県 さつま日置農協 郡山支所	0992982235
1301	いぶすき農協畜産部	0993272626
1302	南さつま農協畜産部	0993587111
1303	鹿児島県 さつま日置農協 金峰支所	0993771311
1304	鹿児島県 さつま日置農協 串木野支所	0996321112
1305	鹿児島県 さつま日置農協 市来支所	0996362311
1306	曾於郡酪農農業協同組合	0986000011
1307	鹿児島県 そお鹿児島農協 財部支所	0986723111
1308	鹿児島県 そお鹿児島農協 末吉支所	0986761100
1309	鹿児島県 鹿児島きもつき農協大根占支所	0994222531
1310	鹿児島県 鹿児島きもつき農協根占支所	0994243131
1311	鹿児島県 鹿児島きもつき農協田代支所	0994252521
1312	鹿児島県 鹿児島きもつき農協佐多支所	0994260521
1313	鹿児島県 鹿児島きもつき農協垂水支所	0994321121
1314	大隅酪農農業協同組合	0994433553
1315	鹿児島県 鹿児島きもつき農協鹿屋支所	0994443111
1316	肝付吾平町農協	0994586511
1317	鹿児島県 鹿児島きもつき農協串良支所	0994632511
1318	鹿児島県 鹿児島きもつき農協東串良支所	0994632525
1319	高山町農協	0994652531
1320	鹿児島県 鹿児島きもつき農協内之浦支所	0994672611
1321	鹿児島県 そお鹿児島農協 志布志支所	0994721361
1322	志布志酪農農業協同組合	0994740028
1323	あおぞら農協 畜産部	0994741211
1324	鹿児島県 そお鹿児島農協 大崎支所	0994762111

都道府県	団体名	団体コード
1325	そお鹿児島農協 大隅支所	0994820005
1326	そお鹿児島農協 輝北支所	0994861121
1327	そお鹿児島農協 松山支所	0994872323
1328	伊佐農業協同組合畜産課	0995220688
1329	さつま川内農協	0996224131
1330	鹿児島県開拓畜産農業業協同組合	0996442180
1331	さつま農協	0996531121
1332	鹿児島いずみ農業協同組合 畜産事業部	0996844280
1333	グリーン鹿児島農業協同組合	0992399305
1334	鹿児島中央農業協同組合	0992442844
1335	鹿児島県酪農業協同組合	0992553185
1336	かごしま農業協同組合	0992573949
1337	谷山農業協同組合	0992693131
1338	あいら農業協同組合畜産部	0995426570
1339	種子島酪農業協同組合	0997220524
1340	鹿児島くまげ農業協同組合南種子地区事業所	0997261211
1341	鹿児島くまげ農業協同組合中種子地区事業所	0997271211
1342	屋久島農業協同組合	0997472211
1343	奄美農業協同組合	0997523321
1344	喜界町農業協同組合	0997650003
1345	徳之島農業協同組合	0997822020
1346	天城町農業協同組合	0997854111
1347	和泊町農業協同組合	0997921221
1348	知名町農業協同組合	0997932155
1349	与論町農業協同組合	0997973121
1350	沖縄県 沖縄県酪農農業協同組合	0989986262
1351	J Aおきなわ北部地区営農センター	0980525660
1352	J Aおきなわ中部地区営農センター	0989290071
1353	J Aおきなわ南部地区営農センター	0988406360
1354	J Aおきなわ宮古地区営農センター	0980724680
1355	J Aおきなわ八重山地区営農センター	0980832577
1356	J Aおきなわ伊江支店	0980495639
1357	J Aおきなわ伊平屋支店	0980462143
1358	J Aおきなわ伊是名支店	0980452600
1359	J Aおきなわ久米島支店	0989852033
1360	J Aおきなわ粟国支店	0989882409
1361	J Aおきなわ南大東支店	0980222236
1362	J Aおきなわ多良間支店	0980792115
1363	J Aおきなわ伊良部支店	0980783117
1364	J Aおきなわ与那国支店	0980872254